

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月

嘉悦大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	36
基準 4. 教員・職員	52
基準 5. 経営・管理と財務	62
基準 6. 内部質保証	74
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A. 地域貢献	80
V. 特記事項	89
VI. 法令等の遵守状況一覧	90
VII. エビデンス集一覧	103
エビデンス集（データ編）一覧	103
エビデンス集（資料編）一覧	103

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

本学の建学の精神は、創立者嘉悦孝による校訓「怒るな働け」に示されている。本学園創立者・嘉悦孝は、慶応 3（1867）年熊本に生まれ成立学舎に学んだ。その間、明治維新の先覚者横井小楠の高弟であった父氏房からその実学思想を教え込まれた。孝は当時、一般の女子教育がややもすれば実社会とかけはなれた、いわゆる深窓令嬢の遊芸的教育、あるいは西欧文明の単なる模倣に終わりがちな傾向を憂い、明治 36（1903）年 10 月女子の実業教育の社会的必要性に応え、我国最古の歴史をもつ女子商業教育校「私立女子商業学校」を創立した。

校訓「怒るな働け」は実学思想を基礎とし、個人的処世術にとどまらず、横井小楠の説いた「堯舜孔子の道を明らかにし、西洋器械の術を尽す、何ぞ富国に止まらん、強兵に止まらん、大義を四海（世界）に布くのみ」という抱負から発し、「怒るな」は人間の和、さらには平和を、「働け」は人間社会に欠くことのできない財の生産を意味する世界観、人生観で、世界平和を窮極の目的とした一大金言であって、本学園の伝統をもっとも端的に表現した深遠の哲理であるといえる。

創立者の希求したものは、この校訓を基本精神とした婦人の経済的自立能力の養成及び社会的地位の向上であった。すなわち家庭婦人は一家の経営担当者であり、豊かな家庭を築くには高度な経済知識は欠かせないものであるとの信念から、豊かな教養と高い経済知識を備えて実社会に役立つ女性の指導者を養成し、社会の発展に貢献しようとした。これが本学創立の建学の精神となっている。

本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところにより、「怒るな働け」の建学の精神に基づき、社会の要請に応じて学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究すると共に、幅広い知識に基づいた実学教育を通じて平和的な市民社会の一員として勤労と責任を重んじ、自発的精神をもって社会の発展に貢献する人材の育成を目的とする。

2. 本学の使命・目的

本学は、創造的な実学教育を通じて広く社会の発展に資する能力と精神を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

経営経済学部経営経済学科は、「実学」「実務」「実践」を総合した創造的実学教育を通じて、豊かな公共精神と高度なマネジメント能力を兼ね備え、社会の発展に貢献する能力と精神を備えた有為な人材を養成する。

ビジネス創造学部ビジネス創造学科（令和元（2019）年度より学生募集停止）は、実践知を身に付け、事業創造及び企業経営等の経営管理を通じて公に尽くし、地域中小企業の発展に具体的に貢献する創造力、実践力を持つ有為な人材を養成する。

大学院ビジネス創造研究科博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことによって、実践知に根ざす学術研究能力を持つ人材を育成する。

大学院ビジネス創造研究科博士後期課程は、専攻分野について、自立して高度の普遍性

を追求しうる研究能力を養い、学術研究の高度化を牽引することによって、実践知に根ざす学術研究能力を基盤に、社会の発展と福祉の拡大に貢献する研究成果を生み出す人材を養成する。

3. 本学の個性・特色

① 新たな時代の実学教育

本学は、創立者嘉悦孝による「怒るな働け」を建学の精神として、実学教育を118年間にわたり継続してきた。本学の第一の特色は、進取の精神に基づき、それぞれの時代に求められる「実学」教育とは何かということを常に追求し、柔軟に教育組織（学部・学科等）や教育内容（カリキュラムや教育方法）を更新してきたことにある。創立以来の長い歴史を通じて、それぞれの時代に対応した「新たな時代の実学教育」を追求してきたこと、これが本学の第一の特色である。

② 「実学」「実務」「実践」を総合した創造的実学教育

本学の第二の特色は、「実学」「実務」「実践」を総合した創造的実学教育の実現を目指しているところである。例えば、経営経済学部では、経営学・経済学を中心とする「実学」教育、簿記・会計、マーケティング、ICT・データサイエンスを中心とする「実務」教育、企業との間の共同プロジェクトやインターンシップを通じて学ぶ「実践」教育を総合して学ぶことができる。本学の創造的実学教育では、単なる「学問」、単なる「実務」、単なる「実践」とどまらず、これらを有機的に総合して教育することによって、社会を革新し、新たな社会を創造できる実践的な能力と精神を備えた職業人・市民を養成することを目指している。これが本学の第二の特色である。

③ 一人ひとりの学生に寄り添い、一人ひとりの能力と個性を伸ばす教育

本学の第三の特色は、少人数でアットホームな環境で、一人ひとりの学生に寄り添い、一人ひとりの能力と個性を伸ばす教育にある。1年次の基礎ゼミナールから4年間のゼミ（研究会）を設置し、ゼミの教員がアドバイザーとして学生をサポートする仕組みを備えることによって、一人ひとりの学生に寄り添う教育を実現している。また、一つ一つの授業の受講者数をできるだけ少なくする少人数教育を推進すると同時に、グループワークやアクティブ・ラーニングなどの教育手法を積極的に取り入れることによって、一人ひとりの能力と個性を伸ばす教育を実現している。

④ 徹底的に学生に寄り添ったキャリア教育

本学の第四の特色は、徹底的に学生に寄り添ったキャリア教育にある。1年次から4年間に渡りキャリア科目を設置することにより、一貫したキャリア教育を実施している。それに留まらず、キャリアカウンセラーによるカウンセリング体制を充実させ、個々の学生の気持ちに寄り添ったキャリア教育を行っていることが大きな特色である。

⑤ キャンパスライフに埋め込まれた実学教育

本学の第五の特色は、キャンパスライフに埋め込まれた実学教育である。本学では、大規模なSA・TA制度や学内アルバイト制度を整備している。学生たちに、SA(Student Assistant)やTA(Teaching Assistant)としての学内での経験を通じて、企画・立案・コミュニケーション能力を実践的に身につけるように配慮している点が大きな特色である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

1903 (明治 36) 年	嘉悦孝が実業教育学校として私立女子商業学校を設立
1907 (明治 40) 年	麹町区土手三番町 (現在の市ヶ谷駅前) に校舎を建築移転
1919 (大正 8) 年	嘉悦孝、校長に就任 日本女子商業学校に改称
1929 (昭和 4) 年	専門学校令に基づく日本女子高等商業学校設置
1932 (昭和 7) 年	麹町区富士見町に移転
1944 (昭和 19) 年	日本女子経済専門学校に改称
1950 (昭和 25) 年	学制改革により日本女子経済短期大学に改称
1982 (昭和 57) 年	嘉悦女子短期大学に改称し、現在地へ移転
2001 (平成 13) 年	嘉悦大学経営経済学部経営経済学科開学 嘉悦女子短期大学を嘉悦大学短期大学部に改称
2005 (平成 17) 年	嘉悦大学経営経済学部経営法学科開設
2010 (平成 22) 年	嘉悦大学大学院ビジネス創造研究科ビジネス創造専攻修士課程開設
2012 (平成 24) 年	嘉悦大学ビジネス創造学部ビジネス創造学科開設 嘉悦大学大学院ビジネス創造研究科ビジネス創造専攻博士後期課程開設 嘉悦大学経営経済学部経営法学科及び嘉悦大学短期大学部学生募集停止
2019 (令和 元) 年	嘉悦大学ビジネス創造学部ビジネス創造学科学学生募集停止

2. 本学の現況

- ・ 大学名 嘉悦大学
- ・ 所在地 東京都小平市花小金井南町二丁目 8 番 4 号
- ・ 学部構成 経営経済学部
経営経済学科
ビジネス創造学部
ビジネス創造学科 (2019 年度入学者より学生募集停止)
大学院ビジネス創造研究科ビジネス創造専攻
博士前期課程 (修士課程)
博士後期課程 (博士課程)

嘉悦大学

・学生数、教員数、職員数 (令和3(2021)年5月1日現在)

① 学生数

<学部>

(人)

学部	学科	入学 定員	収容 定員	在籍学生数				
				1年	2年	3年	4年	計
経営経済学部	経営経済学科	290	1,110	305	328	316	277	1,226
ビジネス創造学部	ビジネス創造学科	—	90	0	0	0	86	86
合計		—	1,200	305	328	316	363	1,312

<大学院>

(人)

研究科	専攻	課程	入学 定員	収容 定員	在籍 学生数
ビジネス創造研究科	ビジネス創造専攻	博士前期	10	20	18
		博士後期	3	9	6
合計			13	29	24

② 教員数

(人)

学部	学科	専任教員					兼任 教員
		教授	准教授	講師	助教	計	
経営経済学部	経営経済学科	16	10	5	1	32	44
ビジネス創造学部	ビジネス創造学科	6	0	0	0	6	5
合計		22	10	5	1	38	49

③ 職員数

(人)

専任職員	パート	派遣	合計
35	3	7	45

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、本学の前身である「私立女子商業学校」が創立された明治 36（1903）年以來 118 年にわたり、創立者嘉悦孝による「怒るな働け」という建学の精神に基づき、それぞれの時代の社会的ニーズに対応した経営・経済・商学などの実務的科目を中心とする実学教育を行ってきた。実学の勉学と人格の陶冶を教育の両輪とした嘉悦孝にとって「怒るな」とは「私憤」におぼれることを諫め、「働け」とは勉学と勤労に励むことで己の道を切り開くよう学生達に諭すものであった。

「怒るな働け」の意味を現代的な観点から見直すと、「怒るな」とは、自己の利益だけでなく社会全体の利益を幅広く考慮できる「豊かな公共精神」の育成を意味し、「働け」とは、社会の発展に貢献できる「高度なマネジメント能力」の育成を意味している【資料 1-1-1】。

つまり、本学は、それぞれの時代の実社会で必要とされる新しいマネジメント能力を身につけた上で、その能力を自分の利益のためだけではなく、広く社会全体の問題解決や社会全体の利益のために生かしていくことのできる幅広い知識と精神をも兼ね備えた人材を育成することを、これまで一貫して、その使命としてきたのである。本学の学則では、「怒るな働け」の建学の精神に基づき、「幅広い知識に基づいた実学教育を通じて平和的な市民社会の一員として勤労と責任を重んじ、自発的精神をもって社会の発展に貢献する人材の育成を目的とする」と定めている。

また、教育研究上の目的として、経営経済学部においては、「創造的実学教育を通じ、豊かな公共精神と高度なマネジメント能力を持つ有為な人材」の養成、ビジネス創造学部においては、「実践知を身に付け、事業創造及び企業経営等の経営管理を通じて公に尽くし、地域中小企業の発展に具体的に貢献する創造力、実践力を持つ有為な人材」の養成を掲げている【資料 1-1-2】。

大学院においても学則で、博士前期課程では「実践知に根ざす学術研究能力を持つ人材」を、博士後期課程では「実践知に根ざす学術研究能力を基盤に、中小企業研究を通じて高度な普遍性を追求しうる研究能力を持つ人材」を育成することを掲げている【資料 1-1-3】。

これら建学の精神及び本学の使命・目的及び教育目的は、各学部、大学院のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーにおいて、より具体的かつ明確な形で示されており、学生の理解を高めるため、簡潔かつ平易な表現とするように努めている。さらに『大学案内』や本学のホームページに示されている【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】。また、毎年 3

月に全教員を対象に開催される「教員説明会」にて、学長・学部長・研究科長より直接教員に説明している【資料 1-1-6】。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神である「怒るな働け」については、時代の進展・変化に合わせて、その意味をより現代的に解釈し、本学の特色でもある実学教育の実を挙げていくこととしている。このため、「嘉悦学園第二次中期計画」の策定にあたって、大学・法人一体となって大学の教育の方向性について検討し、「怒るな働け」の意義を今日的な視点からより明確化した【資料 1-1-7】。令和 3（2021）年度には、「カリキュラム委員会」にて、第二次中期計画に基づき、建学の精神と本学の実学教育を具現化する新たなカリキュラムの策定を行う予定である。

【エビデンス・資料】

【資料 1-1-1】 本学ホームページ「大学案内」より「建学の精神」

【資料 1-1-2】 嘉悦大学学則（第 1 条、第 4 条）

【資料 1-1-3】 嘉悦大学大学院学則（第 4 条、第 5 条）

【資料 1-1-4】 2021 大学案内（14 ページ）

【資料 1-1-5】 本学ホームページ「教育研究上の目的」

【資料 1-1-6】 令和 3 年度教員説明会実施要領

【資料 1-1-7】 嘉悦学園第二次中期計画（2021～2025）

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は学則に明記されているが【資料 1-2-1】、学則の改廃は評議員会で意見を確認した上で理事会が最終決定する。また、学内においては、学長、学部長、大学院研究科長及び学部を代表する教員等で構成される教育研究協議会において学則についての審議が行われ【資料 1-2-2】、その経過は教授会やその他の機会を通じて教職員に説明される【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】。また、こうした使命・目的等は、理事会で審議・決定される中期計画に反映されると共に、各年度の事業計画に反映され、教職員は使命・目的等に対する共通の理解のもとに、主体性をもって事業計画の実施に取り組んでい

る【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的、また、これを具現化するための「実学」「実務」「実践」を総合した本学の創造的実学の特色については、学内外に広く配布される『大学案内』や大学ホームページに掲載されている【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】ほか、オープンキャンパス等における大学説明会の場でも、参加者にわかりやすく、丁寧に伝える努力を継続して注いでいる。また、入学式、卒業式等では理事長・学長が、建学の精神である「怒るな働け」について説明し、その意味を学生や保護者に問いかけている。加えて新規採用した専任教員並びに非常勤講師に対しても毎年 3 月、春学期開始前に説明会を行い、本学の使命・目的等について理解を求めると共に、その周知徹底を図っている【資料 1-2-9】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 3 (2021) 年度にスタートする「嘉悦学園第二次中期計画」において、本学の校訓・教育目標に基づき、「1. 社会人として成長するための基礎力を修める、2. 実学、実務、実践を学ぶ、3. 自創、自立、共創および公の精神を涵養する、を学修の基本とし、社会の発展に自ら貢献する人材を育てる創造的実学教育の実践」という教育方針が立てられ、本学の使命・目的及び教育目的を具現化するための中期計画が立案され、全学園を挙げて策定された具体的施策とアクションプランが実行に移されている【資料 1-2-6】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

各学部のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーにおいては、「経営と経済に関する専門的な知識を修得し、地域社会・国際社会で責任感・倫理観を持って活躍する」「実学教育を重視し、社会に貢献する責任感・倫理観を涵養する」「専門的知識を持ち、社会の課題に対して実践・協働し解決する能力を身に付ける」ことを重視する旨が明示されており【資料 1-2-10】、使命・目的及び教育目的が直接的に反映されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

建学の精神である「怒るな働け」に基づく実学教育は、本学の前身たる私立女子商業学校以来脈々と引き継がれており、それは平成 13 (2001) 年に現在の 4 年制大学である嘉悦大学となっても同様である。平成 13 (2001) 年度から設置されている経営経済学部においては、経営学と経済学を基幹とした、会計・ファイナンス、ICT・データサイエンス、マーケティング等企業実務に即した教育に力が注がれている。また、平成 24 (2012) 年度に設置したビジネス創造学部では、旧来以上に企業において即戦力となれる人材を育成するために、コミュニケーション能力を重視した授業を初年次から行い、課題解決実践力を養う課題解決型実習科目の充実を図ってきた。

平成 22 (2010) 年度に設置された大学院ビジネス創造研究科博士前期課程及び平成 24 (2012) 年度に設置された博士後期課程では、税務会計とマーケティングを柱に戦略・政策研究を特色とする経営大学院として実践知重視の研究教育を展開している【資料

1-2-11】。

また、本学には附置研究施設として経営経済研究所【資料 1-2-12】及び地域産業文化研究所【資料 1-2-13】が置かれているが、前者は公共政策や地方経済等を、後者は地域の産業・文化資源等を研究対象としており、公共分野における貢献という本学の使命・目的に合致したものとなっている。

このように、本学は、常に建学の精神に基づく創造的実学教育が時代に即するように教育目的及び教育研究組織を構成することを心掛けてきており、今後もその方向性は変わらない。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度にスタートする「嘉悦学園第二次中期計画」において、本学の校訓・教育目標に基づき、教育方針が立てられ、この教育方針を実現するための具体的施策（9 施策）とアクションプラン（23 プラン）を策定している。これらのアクションプランは、年次の事業計画に反映されると同時に、アクションプラン毎に KPI が設定されモニタリング委員会によって進捗をチェックする仕組みとなっている。

また、第二次中期計画のアクションプランの一つに、本学の教育目標と中期計画を踏まえた新カリキュラムの策定が含まれており、令和 3（2021）年度は、令和 5（2023）年度にスタートする経営経済学部の新カリキュラムが策定される。これにより、「実学」「実務」「実践」「社会人基礎教育」を統合した創造的実学教育のより一層の発展を目指す【資料 1-2-14】。

【エビデンス・資料】

- 【資料 1-2-1】 嘉悦大学学則（第 1 条、第 4 条、第 11 条）
- 【資料 1-2-2】 嘉悦大学教育研究協議会規程
- 【資料 1-2-3】 嘉悦大学教授会規程
- 【資料 1-2-4】 嘉悦大学大学院教授会規程
- 【資料 1-2-5】 令和 3 年度嘉悦学園事業計画
- 【資料 1-2-6】 嘉悦学園第二次中期計画（2021～2025）
- 【資料 1-2-7】 2021 大学案内（9 ページ）
- 【資料 1-2-8】 本学ホームページ「学長メッセージ」「建学の精神」「嘉悦の特徴」
- 【資料 1-2-9】 令和 3 年度教員説明会実施要領
- 【資料 1-2-10】 経営経済学部、ビジネス創造学部、大学院ビジネス創造研究科の「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」
- 【資料 1-2-11】 本学ホームページ「学部・大学院」より経営経済学部とビジネス創造学部の「学部の特徴」及び「大学院の特徴」
- 【資料 1-2-12】 嘉悦大学附属経営経済研究所規程
- 【資料 1-2-13】 嘉悦大学附属地域産業文化研究所規程
- 【資料 1-2-14】 第二次中期計画アクションプラン（AP）管理表

【基準1の自己評価】

本学の建学の精神である「怒るな働け」は創立者嘉悦孝の唱えた教育理念であり、本学の前身である私立女子商業学校が設立された明治36（1903）年以來脈々として引き継がれてきている。本学は、この建学の精神に基づきそれぞれの時代のニーズに対応した実学教育を一貫して行ってきた。現在では、学則に「幅広い知識に基づいた実学教育を通じて平和的な市民社会の一員として勤労と責任を重んじ、自発的精神をもって社会の発展に貢献する人材の育成を目的とする」と使命・目的を明確に定めている。

これらは、経営経済学部、ビジネス創造学部、大学院ビジネス創造研究科博士前期課程、博士後期課程それぞれの教育目的に、創造的実学教育、実践知、実践力等をキーワードとして盛り込まれ、さらには、各学部、大学院のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーにおいてより具体的かつ明確な形で示されており、学生、保護者を始め本学関係者の理解を高めるために、簡潔かつ平易な表現で、『大学案内』や本大学ホームページに掲載されている。

令和3（2021）年度にスタートする「嘉悦学園第二次中期計画」において、本学の校訓・教育目標に基づき、「1. 社会人として成長するための基礎力を修める、2. 実学、実務、実践を学ぶ、3. 自創、自立、共創および公の精神を涵養する、を学修の基本とし、社会の発展に自ら貢献する人材を育てる創造的実学教育の実践」という教育方針が立てられ、この教育方針を実現するための具体的施策（9施策）とアクションプラン（23プラン）を策定している。これらのアクションプランは、年次の事業計画に反映されると同時に、アクションプラン毎にKPIが設定されモニタリング委員会によって進捗をチェックする仕組みとなっている。

上記で述べた学則、ポリシー、中期計画、中期計画の具体的な施策・アクションプラン、年次の事業計画等は常に役員・理事会と綿密な連携をもって策定、改廃、そして実施状況を確認し、継続的な改善を行っている。また、理事会及び大学の主要会議である教育研究協議会、教授会等の議事録を公開しており、教職員の誰もがいつでも閲覧可能な体制で情報共有している。役員、教職員一体体制で、大学運営に臨んでいる。

以上のことから、基準1を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

ア) アドミッション・ポリシーの策定

各学部及び大学院のアドミッション・ポリシーは、大学・大学院の目的、使命とそれに基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて定められており、それぞれ次のような人材を受け入れることを基本方針としている。

① 経営経済学部

経営経済学部は学園の建学の理念に沿い、経営と経済に関する専門的な知識を修得し、豊かな人間性と深い知性を養い、自己実現に向けて努力でき、地域社会・国際社会での責任感・倫理観を持って活躍することを目指す学生を受け入れる。

・関心・意欲・態度

変化し続ける企業と社会について、経営や経済の視点から考えることに関心を持ち、自ら課題の解決に向けて探求することができる。

・知識・技能

高等学校の教育課程における教科、科目について基礎的な知識を持っている。

・思考力・判断力・表現力

異なる価値観や視点を理解し、自分の考えをわかりやすく伝えることができる。

【資料 2-1-1】

② ビジネス創造学部（令和元（2019）年度より学生募集停止）

1. 本学の実学教育により自立自尊を実現したい者

本学では、実学教育により「自立自尊」を目指す志のある人を求める。現代社会では、他者に依存することなく、自らの道を切り拓くことのできる「自立自尊」の人材が求められている。嘉悦大学は、実学（実社会で必要とされる知識や技能）を身につけ、その知識や技能を使って実社会で自信をもって自立して活躍できる「自立自尊」の人材を育成することを目指している。

2. 「公（おおやけ）に尽くす」ことをしたいという意欲をもった者

本学部では、創造的実学で学んだことを、新たなビジネスを創造して経済を活性化する、あるいは国に代わって民間の力で「公的サービス」を担う気概をもった「公に尽くす」精神をもった人を求める。日本は、これまでも数多くの中小企業が創造され、発展することにより経済発展を遂げてきた。本学部は、こうした日本経済のさらなる発展を推進する創造的・実践的人材基盤を確立することを目指している。

3. ビジネスを創造する力を実践の中で身につけたいという意欲をもった者

本学部では、教室内のみならず、大学キャンパスを出て実践的な学習の場を積極的に得ることを特色としている。教室での事前学習の後、実際のビジネスのフィールドに出て吸収した知識の実践を図り、その後、また教室で事後学習を行うといったようにビジネスの現場から生まれた実践知・スキルを定着させる。また「即戦力」の育成にも重視し、みなさんが卒業時に「即戦力」として社会から必要とされる知識・スキルを重点的に学ぶ。そこで、本学では、教室での学習と、ビジネスの現場での学習を相互に取り組む、高い志をもった着実に地道な努力をする意欲をもった者を求める。

【資料 2-1-2】

③ 大学院ビジネス創造研究科博士前期課程

大学院ビジネス創造研究科博士前期課程は、経済・経営の活性化への寄与を目的に、主としてマネジメント（経営管理）分野で、実践知に根ざす学術研究能力を持つ人材の育成を目指す。そこで、現状を変革する視点から、経済・経営の活動現場で発生する新たな事実や知を重視し、既存の学問体系を拡充するような学術的知見の開拓に意欲を持つ者の入学を期待する。

【資料 2-1-3】

④ 大学院ビジネス創造研究科博士後期課程

大学院ビジネス創造研究科博士後期課程は、修士課程で培った実践知に根ざす学術研究能力を基盤に、企業経営研究の分野において、高度な研究能力を持つ人材の育成を目指す。そのため、新たな理論構築や理論を用いて現実を分析し、新たな発見をする意欲を持つ人材の入学を期待している。また、企業経営研究の成果がアジア地域に普及し健全な経済発展に寄与するよう、アジア地域の指導的な研究者となる意欲を持つ人材の入学も期待する。

【資料 2-1-3】

これらのアドミッション・ポリシーは、いずれも創造的実学を身につけ、得られた知識やスキルを社会（「公」）に役立てていけるような人材を求めている点で、本学の建学の精神「怒るな働け」を踏まえたポリシーとなっている。また、学部や大学院の特性を踏まえた特徴もアドミッション・ポリシーのなかで明確に示されている。

イ) アドミッション・ポリシーの周知

アドミッション・ポリシーは、本学のホームページにおいて誰もが閲覧することができる。また、オープンキャンパス来場者にも、説明会や個別相談の場で、その意図・内容の周知が図られている。また、『大学案内』『入試要項』『入試ガイド』などに掲載することによって、受験生や保護者に周知している【資料 2-1-4】。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学ではアドミッション・ポリシーに基づいて学部の特色、専門分野の特性に応じた能力を持つ学生の確保を目的として、「入学試験要項」を定め入学試験を実施している。

ア) 経営経済学部

入試委員会で審議の上、実施する入試の種類、試験科目、試験の実施方法等を定め、入学試験を実施している。入学試験には総合型選抜（A0 型）、学校推薦型選抜（指定校型）、

一般選抜（独自試験型）、一般選抜（共通テスト利用型）、留学生選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜、3年次編入学指定校制推薦選抜、3年次編入学一般選抜がある（令和3（2021）年度入試の場合）。総合型選抜（AO型）においては「未来計画書」、学校推薦型選抜（指定校型）においては「志望理由書」の事前提出を求め、「未来計画書」「志望理由書」に基づいて面接を実施することにより、本学のアドミッション・ポリシーに沿った人物かどうかを判定している。一般選抜（独自試験型）、一般選抜（共通テスト利用型）においては、幅広い科目を選択科目とすることにより、経営経済学部での学修に問題ない知識を備えているかどうかを判定することとしている。

入学試験は、学長の責任のもと「入試委員会規程」【資料 2-1-5】「出題委員会規程」【資料 2-1-6】に基づき実施されている。入試実施体制等については入試委員会及びアドミッションセンターが中心となり実施案を策定し、学長が議長を務める教育研究協議会に上程し審議のうえ実施されている【資料 2-1-7】。入試問題については出題委員会のもとアドミッションセンターが事務局となり作成している。入試問題の作成にあたっては、「入学者選抜 問題作成に関する基本的な考え方」「入試問題作成に関するガイドライン」に基づいて作成することにより、公正性の確保と出題ミスの回避に努めている。

入学者の選考に関しては、「入試委員会規程」【資料 2-1-5】に基づき、学長を委員長とする入試委員会において「合否判定の基本ルール」を入試毎に文書化し、この基本ルールに基づき合否判定を行い、教授会において最終決定している。また、文部科学省・大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議「大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について」に依拠して、公正な入試が実施されるようにチェック項目を設けて入試の実施方法について改善をしている。

入学者の検証については、FD・IR推進室が入学者の追跡調査を行い、調査結果は教授会において報告されている。また、その分析結果に基づき、入学者選抜の方法や運用について入試委員会において改善、検討が行われている【資料 2-1-8】。

イ) 大学院ビジネス創造研究科

大学院入試委員会で審議の上、実施する入試の種類、試験科目、試験の実施方法等を定め、入学試験を実施している【資料 2-1-9】。入学試験に関して、博士前期課程には、学内・卒業生特別選抜入試、一般選抜入試、社会人選抜入試、外国人留学生選抜入試があり、博士後期課程には、学内選抜試験、学外選抜試験がある。

入学試験は、学部と同様に学長の責任のもと実施され、入試実施体制等については、入試委員会及びアドミッションセンターが中心となり実施案を策定し、学長が議長を務める教育研究協議会に上程し審議のうえ決定されている。入試問題については出題委員会のもとアドミッションセンターが事務局となり作成している。

入学者の選考に関しては、学長を委員長とする入試委員会において、博士前期課程では原則として書類審査、筆記試験、面接試験の各項目につき、それぞれ2名の審査者による総合評価により合否判定を行っている。また、3年制大学卒業者に対しては受験資格として、事前に個別の資格審査を実施している。博士後期課程については筆記試験を実施せず、書類審査、面接試験の各項目につき、それぞれ2名の審査者による総合評価により合否判定を行っている。

入学者の検証については、各指導教授と研究科長の間で意見交換が適宜行われ、その情報に基づき、以降の入学者選抜の方法・運用を入試委員会に提言した上で改善、検討が行われている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

ア) 経営経済学部

18歳人口の減少と新型コロナウイルス感染拡大の影響があるなか、令和3(2021)年度入試の経営経済学部の入学者数は入学定員290人に対して303人となった。入学定員超過率は104.5%であり、入学定員に沿った適切な数の学生受入れができています。経営経済学部に関しては、平成30(2018)年度以降、入学定員を上回る入学者を確保している。また、令和3(2021)年度入試における一般選抜(独自試験型)の志願者数は前年度比59%増、一般選抜(共通テスト利用型)の志願者数は前年度比27%増となった。新型コロナウイルスの影響で志願者数を減らす大学が多いなか順調な学生募集となった。

【表 2-1-1】 経営経済学部の入学定員・入学者数・入学定員充足率の推移(過去5年間)

	入学定員	入学者数	入学定員充足率
2017年度	200人	182人	91.0%
2018年度	200人	281人	140.5%
2019年度	290人	347人	119.7%
2020年度	290人	340人	117.2%
2021年度	290人	303人	104.5%

また、経営経済学部の収容定員充足率は110.5%、大学全体の収容定員充足率は109.3%であり、学園財政に問題ない水準を確保すると共に、学生の教育環境を適正に保つ水準となっている。

【表 2-1-2】 収容定員・在籍者数・収容定員充足率(2021年5月1日現在)

	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
経営経済学部	1,110人	1,226人	110.5%
ビジネス創造学部	90人	86人	95.6%
合計	1,200人	1,312人	109.3%

イ) 大学院ビジネス創造研究科

新型コロナウイルス感染拡大の影響があるなか、本学大学院への志願者数は増加傾向(2020年度11人→2021年度14人)で、令和3(2021)年度の博士前期課程への入学者数は9人となり、入学定員に沿った適切な数の学生受入れができています(学内・卒業生特別選抜入試2人、一般選抜入試・社会人選抜入試が各1人、外国人留学生選抜入試5人)。博士後期課程では受験者が合格に至らず、残念ながら入学者が無かったものの、大学院全体として令和元(2019)年度以降は順調な学生募集となり、学園財政に問題ない水準を確保

すると共に、学生の教育環境を適正に保つ水準となっている。

【表 2-1-3】 収容定員・在籍者数・収容定員充足率（2021 年 5 月 1 日現在）

	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
博士前期課程	20 人	18 人	90.0%
博士後期課程	9 人	6 人	66.7%
合計	29 人	24 人	82.8%

※他に研究生 1 人が在籍

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

ア) 経営経済学部

18 歳人口の減少の中にあっても、入学定員超過率、収容定員充足率の両面で目標を達成している。したがって、学生募集に関しては前年度までの学生募集戦略を基本的に継続しつつ、入学者・志願者に関するデータ分析を徹底し、学生募集戦略の改善を図る。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の実現に向けては、次のような改善を加える予定である。

① 本学カリキュラムに沿った一般選抜（独自試験型）出題科目の追加

本学の経営経済学部のカリキュラムによれば、経営学や経済学を専門として学ぶことになる。こうした専門分野を学修するためには、高校時に経済学の知識や、社会経済史を中心とした歴史的な知識、社会・経済に対する関心、数学や統計学の知識を身につけていることが望ましい。

【表 2-1-4】 令和 4 年度入試科目

試験種別	受験科目数	出題科目
一般選抜第 1 期 A 日程 一般選抜第 1 期 B 日程	2 科目 入試	[必修] 国語（現代文のみ） [選択] 英語、日本史 B、世界史 B、政治・経済、 数学 I・数学 A ★上記の 5 科目より 1 科目を選択。
一般選抜第 2 期	2 科目 入試	[必修] 国語（現代文のみ） [選択] 英語、日本史 B、世界史 B、政治・経済、 数学 I・数学 A ★上記の 5 科目より 1 科目を選択。
一般選抜第 3 期	2 科目 入試	[必修] 国語（現代文のみ） [選択] 英語、日本史 B、世界史 B、政治・経済、 数学 I・数学 A ★上記の 5 科目より 1 科目を選択。

こうしたことから、令和 3（2021）年度入学者選抜（一般選抜）において、従来からの

出題科目であった国語と英語のほか、一部の試験日程に関して、日本史 B、世界史 B、政治・経済、数学 I・数学 A 等の本学の経営経済学部のカリキュラムに適合した科目を選択科目とした。令和 4（2022）年度入試においては、令和 3（2021）年度における変更点をさらに発展させ、一般選抜（独自試験型）のすべての選択科目を、令和 3（2021）年度入試の 1 期と同様に 5 科目に増やすことで、経営経済学部の学修のための基礎学力を備えた受験生を受け入れていくことを検討している。

② 総合型選抜（A0 型）、学校推薦型選抜（指定校型）におけるアドミッション・ポリシーの理解の促進

令和 4（2022）年度入試においては、アドミッション・ポリシーに即した受験生の受け入れを促進するために、総合型選抜（A0 型）、学校推薦型選抜（指定校型）等において次のような改善を行う。

- ・「入学者選抜要項」の出願要件に「本学のアドミッション・ポリシーを理解していること」という項目を加える。
- ・面接において、受験生にアドミッション・ポリシーの理解を問い、評価に加える。

イ) 大学院ビジネス創造研究科

令和元（2019）年度入学者以降、博士前期課程においては、入学定員数の確保をほぼ実現しており、安定したものとなっている。したがって、学部と同様、学生募集に関しては前年度までの学生募集戦略を基本的に継続しつつ、さらなる躍進のために学生募集戦略の改善を図る。

具体的には、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の実現に向けて、有望な社会人学生の獲得を目指し、企業との間で締結されている産学連携協定による授業料減免制度（応募のあった 1 社と現在提携しており、1 人の社会人学生が在籍中）の拡充（提携先企業数及び人数枠）を進める予定である。なお、博士後期課程においては、受験者が合格にまで至らず、収容定員数を確保できていないため、産学連携協定による制度の運用を博士後期課程にまで適用させるべく手続きを進めていく。

【エビデンス・資料】

【資料 2-1-1】 本学ホームページ「経営経済学部 アドミッション・ポリシー」

【資料 2-1-2】 本学ホームページ「ビジネス創造学部 アドミッション・ポリシー」

【資料 2-1-3】 本学ホームページ「大学院ビジネス創造研究科 アドミッション・ポリシー」

【資料 2-1-4】 2021 大学案内、嘉悦大学入試ガイド 2021、2021 年度入学手続要項

【資料 2-1-5】 入試委員会規程

【資料 2-1-6】 出題委員会規程

【資料 2-1-7】 アドミッションセンター規程

【資料 2-1-8】 教授会議事録（令和 2 年度第 8 回）および資料

【資料 2-1-9】 大学院入試委員会規程

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

ア) 委員会活動における教職連携

学修支援及び授業支援においては、学生の授業出席、履修登録、単位修得等に関するデータを踏まえ、実証的にそのあり方を検討していく必要がある【資料 2-2-1】。本学で、これらの問題を担当しているのは学生委員会、教務委員会、FD・IR 推進室の 3 組織で、教務委員会が提供する教務データを含め、FD・IR 推進室が各種のデータの分析を行い、学生委員会が職員と共に学修支援、授業支援の在り方を検討している【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】。

イ) アドバイザ制度

本学には、学生一人ひとりの学生生活を支援し助言する目的で、アドバイザ制度を設けている【資料 2-2-5】。研究会、あるいはゼミナールの指導教員がアドバイザとして、履修生（アドバイジ）の大学生活、学業成績向上、卒業に向けた履修等についての指導助言、キャリア形成への問いかけ、就職活動上の精神的なサポート等学生一人ひとりをケアしている。なお、FD・IR 推進室の下で、定期的なワークショップを開催するなどして教職員が相互にアドバイジの情報を共有している。

ウ) オフィスアワーの設定等

専任教員は少なくとも週 1 回、授業の空いている時間を利用してオフィスアワーを設定することとしている【資料 2-2-6】。これは、学生が気軽に研究室を訪ね、学修を含めた様々な問題について教員に相談できるよう配慮したものである。また、オフィスアワー以外にも相談等に対応できるよう、教員のメールアドレスを学ナビ（学生ナビゲーションシステム）で公開し、学生の便宜を図っている。

エ) 働ける大学

「働ける大学」とは、平成 20（2008）年より開始された本学の特徴的な教育施策、キャリア施策の一環であり、学内の教育・研究補助業務に従事するために置かれる学生スタッフ制度である【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】。スチューデント・アシスタント（SA）、オープンキャンパススタッフや学生広報部、IT ヘルプデスク、図書館スタッフ、ヒューマン・リソース・センター（HRC）等さまざまな業務やイベントで学生スタッフが活

躍している。学内の業務において、経験者が他のメンバーの指導や利用者の支援を行い、また学内の課題を自ら発見・解決することによるリアルな職業経験を積むことにより、「社会に通用する力」「公に貢献する力」を育てることを目標にしている。

オ) スチューデント・アシスタント (SA)、ティーチング・アシスタント (TA) 等

学生スタッフ制度のうち、授業に参加して授業担当教員を直接補助し、履修学生の学修支援に当たるものとしてあるのは SA 及び TA である【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】。SA、TA が置かれる科目は、学部については、初年次情報系実習科目及び初年次ゼミナール系科目及び教務委員会が特に認めた科目であり、大学院については、TA を原則すべての科目に置くことができる。

SA、TA は、本学だけでなく他大学の学部生や大学院生も採用することはできるが、昨今の実態として、そのほとんどは本学に在籍する学部生で構成されている。また、上記とは別にクラスサポーター (CS) を置き、大教室で行われる履修者数の多い科目を対象に、SA よりも簡易な補佐業務を行うことを目的としている【資料 2-2-10】。

カ) 大学院チューター

本学の大学院生から選任される大学院チューターは、主として外国人留学生の日本語及び専門分野に係わる学修上の援助と生活上の助言指導を行うもので、学修・研究効果の向上及び環境への適応を図ることを目的としている【資料 2-2-12】。

キ) 情報メディアセンターのヘルプデスク、キャンパス・アシスタント・チーム (CAT) 等

ICT 科目については SA が置かれ、授業時間内の履修生のサポートに当たっているが、本学ではノート PC を必携としているため、その利用方法や、トラブル対応などについて学生の相談や質問に対応する体制をとっている。PC に関する質問は情報メディアセンターのヘルプデスクで応じており、主として学生スタッフが対応している。また、キャンパス・アシスタント・チーム (CAT) を置き、授業履修者の出席情報のデータ化などの支援も行っている【資料 2-2-7】。

ク) 中途退学防止のための施策

本学では、以前より中途退学者を減らすための対策を推進しており、前回 (平成 26 (2014) 年度) 受審の際には、対策の重点を、強い勉学意欲や明確な目的意識を持たずに入学してきた学生に対する勉学意欲等の動機付け、大学での仲間作りを重視した「初年次教育」へと移行した経緯がある。その結果として、初年次での退学率は減少しているが、入学後 4 年間を通じた退学率は高止まりの傾向が見られるようになったことから、対策の対象を 2 年次以降へとシフトした。2 年次進級でアドバイザー担当教員が変更する際に、教員間で学生情報が適切に継承されないことを解消するために、FD・IR 推進室が集約・分析を行うデータを基に、定期的な FD・IR ワークショップを実施することで、アドバイザーが相互に学生個別の情報について共有する体制を整えている【資料 2-2-13】。

成績不振や授業出席不良等の学生については、アドバイザーと学生支援センターの職員が対応しており、少なくとも時々は大学に姿を見せる学生についてはアドバイザーが、他方、

全く大学に姿を見せない学生については学生支援センターの職員が、それぞれ対応する体制を構築している。具体的には、アドバイザーがクラウド上で学生との個別面談の記録を入力し、学生支援センター職員がその情報を共有することで、個別面談の進捗状況やケアを要する学生を把握するようにしている。これらは令和元（2019）年度に嘉悦大学教務規程【資料 2-2-1】の改定によって制度化すると同時に、度重なる修学指導にも改善が見られない場合には退学を勧告するものとしてより一層の指導体制を強化した。

ケ) 障害のある学生への配慮

聴覚に障害を持つ学生に対して、障害者学習生活支援委員会規程【資料 2-2-14】に基づき、筆談や音声認識システムを介したコミュニケーションが取れるよう各窓口の体制を整えている。また、対象学生らが履修する科目の担当教員に対しても情報共有を行うと共に配慮を依頼している。なお、講義に際してはPC ノートテイカーを配置し、担当教員の話し声を音声認識システムが誤変換した文字の修正を行うなど、受講に必要な通訳を行っている【資料 2-2-15】。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

アドバイザー制度、オフィスアワーの設定、SA、TA を始めとする学生スタッフの充実等、学修支援・授業支援の体制そのものは整っていると評価することができる。かねてより問題視され、その改善が大きな課題となっている中途退学者対策については、令和元（2019）年の規程改訂により退学勧告を含めて指導体制の強化を行った。体制の強化を踏まえて今後、これまでの事例についての分析を進めると共に、中退予備軍の学生の掌握と学修面、生活面での指導に努める。SA、TA 等の学生スタッフについては、その効果的活用の方策や適用授業科目の検証を進める。アドバイザー制度については、今後、学内に大規模なデータインフラを整備し、学生個別の情報を様々な視点で収集・分析していく。

【エビデンス・資料】

- 【資料 2-2-1】 嘉悦大学教務規程
- 【資料 2-2-2】 学生委員会規程
- 【資料 2-2-3】 教務委員会規程
- 【資料 2-2-4】 FD・IR 推進室規程
- 【資料 2-2-5】 本学ホームページ「アドバイザー」
- 【資料 2-2-6】 本学ホームページ「オフィスアワー」
- 【資料 2-2-7】 嘉悦大学学生スタッフに関する規程
- 【資料 2-2-8】 嘉悦大学学内ワークスタディ学生スタッフに関する規程
- 【資料 2-2-9】 嘉悦大学ヒューマン・リソースセンター規程
- 【資料 2-2-10】 嘉悦大学スチューデント・アシスタント、ティーチング・アシスタント及びクラスサポーターの業務等に関する規程
- 【資料 2-2-11】 嘉悦大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程
- 【資料 2-2-12】 嘉悦大学大学院チューターに関する規程
- 【資料 2-2-13】 FD・IR ワークショップに関する根拠

【資料 2-2-14】 障がい者学習・生活支援委員会規程

【資料 2-2-15】 聴覚障がい学生サポート体制

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学生に対し「将来の生き方、職業観をベースに学生が主体的に目標を持って活動できる」といった能動的、自発的なキャリア意識の育成と社会人基礎力を身につけることに重点を置き、支援を行っている。学生の入学から卒業までの学年毎のフェーズにあったキャリア教育・支援を、ゼミ担当教員・科目担当教員とキャリア・就職支援センター職員、キャリアカウンセラーと連携の上、必要に応じて情報共有し、相乗効果が得られる環境を整えている。

ア) 教育課程内の社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学生に対するキャリア支援に係る大きな方針として、「2019 年度カリキュラム」より講義数を拡充し、採用に直結する傾向が強いインターンシップアクションの充実を図っている（2018 年度通期：3 年次 4 コマ→2019 年度通期：3 年次 6 コマ→2020 年度通期：3 年次 9 コマ、2 年次 4 コマ、計 13 コマ）【資料 2-3-1】。

具体的な講義内容として、3 年次の春学期は、サマーインターンシップへの参加を促すべく、参加意義や企業の選び方、アクションコミット（20 社応募など）を指導した。就職活動が本格化する秋学期は、スプリングインターンシップへのアクションコミット（20 社応募複数社参加など）のほか、キャリアカウンセラーによる個別の履歴書指導、研修業者によるオンラインマナー指導を講義内で実施した。2 年生向けには、インターンシップ参加体験のほか適性試験演習などを継続し、就活意識を高める指導を行なった。

また、新型コロナウイルスの影響により、令和 3（2021）年度以降の就活環境の悪化が予測され、インターンシップに係る講義の重要性も高まると判断し、そのコマ数を増やすのと同時に、履修者増に向けて学期前にオンライン授業ガイダンスを複数回開催した。その結果、3 年生約 170 人（学期平均・経営経済学部学生約 65%・前年 2.5 倍）、2 年生約 40 人（学期平均・前年未開講）と戦略的に履修率を高めることができた。インターンシップへのエントリー件数も、前年比で大きく向上している（エントリー件数 3777 件：昨対 233%、エントリー者数 179 人：昨対 142%／リクナビ 2022 活動レポート：2020/6/1～2021/2/5）。

イ) 教育課程外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

① キャリア・就職支援センターにおけるキャリア教育の実施の体制・概要（教育課程外）

令和 2（2020）年度まで、学生の就職支援等に関わる部署は、就職支援室として学生支援センターの下に置かれていたが、令和 3（2021）年度からは、就職活動支援や進路相談

等の学生サポート強化のためキャリア・就職支援センターとして独立して学生のキャリアサポートを行う体制となっている【資料 2-3-2】。

キャリア・就職支援センターは、センター長を含め職員 3 人、派遣社員 1 人、そして外部のキャリアカウンセラー 1 人（外部のキャリアカウンセラー 2 人がそれぞれ週 3 日、2 日勤務体制）の合計 5 人で構成され、キャリア委員長を含めた教員 3 人のキャリア委員と連携を図り、本学のキャリア・就職支援方針や施策を決定している。

また、小規模大学である本学の特性を活かし、授業を担当する教員とキャリア・就職支援センターの職員、そして外部のキャリアカウンセラーとも連携し、学生一人ひとりの情報を必要な範囲で共有し、きめ細かな支援を行い、学生にとって最善の進路選択ができるよう環境を整えている。

なお、令和元（2019）年度までは、対面での個別支援に注力していたが、新型コロナウイルスの影響を受けて迅速にすべての学生へのサービスのオンライン化を進め、学生のニーズにあった支援をこれまでと同様に提供している。キャリアカウンセリングの利用数は、平成 30（2018）年度 345 件、令和元（2019）年度 512 件であった。令和 2（2020）年度は、コロナ禍での影響もあり 4・5 月は利用者が極端に少なかったが、6 月以降は就職支援室の学生への電話による個別連絡が功を奏し、利用件数が急増し延べ 939 件と前年度の 1.83 倍となった。

② キャリア委員会における学生の進路支援の体制・概要

本学では、学生の進路等に関わる教学組織としてキャリア委員会を設置している【資料 2-3-3】。

キャリア委員会では、学生のキャリア教育、進路支援及びインターンシップ等の基本方針や計画、就職に関する情報等、進路支援全般に関する事項や課題について、認識を共有し必要な対策について審議・方針決定している。時代の変化に合わせニーズを捉えるだけでなく、今般のコロナ禍では、その環境下でとりうる支援策などを検討・企画し、実社会で活躍できる人材育成のための施策を実行に移している。

③ 教員・職員・キャリアカウンセラーなど全学的に連携した 4 年生就職支援

本学では、4 年生の就職活動状況を把握し、適切な支援を行うために、「進路調査スプレッドシート」を作成し、ゼミ担当教員と学生の志向、特性、就職活動の最新状況を必要な範囲で共有している。このスプレッドシートの内容を元に、就職希望の学生を優先として、学生に個別に電話などでアプローチし、就職活動の現状を確認の上、必要に応じてキャリアカウンセリングの利用案内や大学に届く求人を中心に希望業界の求人紹介をするなど、きめ細かな支援を行っている。

④ キャリア支援イベント「キャリア Day」

本学では平成 26（2014）年度より学事日程の終日イベントとして、企業・団体・人材紹介会社などの協力のもと、全学年を対象として「キャリア Day」を開催し、それぞれの学年に合わせたキャリア形成・支援を目的とし、学生自身が自らの将来について考える機会を提供している。

7 回目を迎える令和 2（2020）年度は、コロナ禍を受け、初の試みであるオンラインでの開催となった。主なプログラムは、(1) 1 年生については自己・他者理解を実感し深めるグループワーク、(2) 2 年生については就活の全体像理解・筆記試験対策・仕事研究・自

己診断などの講座やOB・OGを招聘したパネルディスカッション、(3)3年生については就活の基本・ナビサイトの使い方・企業の探し方・2022就活予測・12の企業の採用担当者による業界企業研究、(4)4年生については求人紹介・ミニ就活講座、などをそれぞれ実施した。また、留学生対象に就職ガイダンス(1・2年生には「留学生のための就職ガイダンス」を、3年生には「日本の就職で大切な事」)を実施した。この結果、例年の6割の出席率に対し、令和2(2020)年度は8割を超える882人の学生が参加した。学生の高い満足度が確認できたと同時に、次回への課題も得られた【資料2-3-4】【資料2-3-5】。

⑤ 各種就職支援プログラム

本学では、就職活動のタイミングと学生の現状やニーズに合わせた情報提供・準備講座等の機会を提供している。令和2(2020)年度は、3年生の就職活動の本格スタートである3月1日を前に、就活のポイントを伝える就活ガイダンス・合同業界研究会・マナー講座・模擬面接講座を実施した。業界研究会ではOB・OG在籍企業を中心に24社を招聘し、参加学生数は143人となった【資料2-3-6】【資料2-3-7】。

⑥ 就職率について

令和2(2020)年度は、当初企業の採用活動が早期化するとの見込みであったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一時採用活動が停止状態に至り、その後もコロナ対応や選考プロセスのオンライン化に時間を要し、就職活動が長期化した。また、例年は採用意欲が高く、年度終盤でも本学の学生の採用につながる傾向が強かったサービス・飲食などの業界・企業の多くが、コロナ禍で採用中止や採用人数を大幅に減少させたため、内定率としても厳しい結果となっている。

【表2-3-1】過去3年間の就職率・実就職率(学部)

		就職率 (就職決定者数/就職希望者数)			実就職率 (就職決定者数/卒業 者数から大学院進 学者を除いた数)
		計	男	女	
経営経済学部	令和2年度	80.7%	81.3%	79.5%	63.4%
	令和元年度	87.2%	82.6%	100.0%	76.6%
	平成30年度	93.9%	93.4%	94.7%	75.4%
ビジネス創造学部	令和2年度	88.6%	87.5%	90.9%	75.6%
	令和元年度	86.7%	86.7%	86.7%	73.6%
	平成30年度	98.0%	97.5%	100.0%	84.5%
大学全体	令和2年度	82.6%	82.8%	82.0%	66.1%
	令和元年度	87.1%	83.8%	95.0%	75.6%
	平成30年度	95.1%	94.8%	95.1%	78.0%

経営経済学部の令和2(2020)年度の就職率は前年度より6.5ポイント減の80.7%、ビジネス創造学部は1.9ポイント増の88.6%、両学部合計では前年度より4.5ポイント減の

82.6%に留まった。一方、実就職率は、経営経済学部が13.2ポイント減、ビジネス創造学部は2.0ポイント増、大学全体では66.1%と9.5ポイント減となり、前年度を大幅に下回る結果となった。なお、未内定学生26人中、16人が留学生であり、ビジネスレベルの日本語力の欠如、またそうした留学生をこれまで採用していた業界の厳しい採用動向が原因だと考えている【資料2-3-8】。

⑦ 就職先・進学先について

令和2(2020)年度(9月卒業含む)の卒業生の就職先の主な業界としては、卸売・小売業(26.8%)情報通信業(13.0%)不動産・物品賃貸業(9.8%)などである。なお、大学院進学者10人はすべて留学生であり、そのうち本学の大学院進学者は3人となっている【資料2-3-9】。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

本学の学生の中で、就職活動で苦戦する学生には、就学意欲・就労意欲の低さ、学外の社会活動経験の不足、また過去の失敗体験・成功体験が極端に少ないという傾向がある。このことが、自発的に行動することが求められる就職活動における障壁になっている。そのため、キャリア科目とキャリア・就職支援センターの連携・協働を更に進化させ、インターンシップを含め低学年から学生に自発的な活動を促し、同時に、双方の施策が相乗効果を生み出すよう工夫していく。

ア) 教育課程内での計画

① 3年生向け講義の1クラスあたり履修者の平準化

インターンシップの講義では、担当教員が履修者に対し個別性の高い支援を行うことが望ましいが、令和2(2020)年度は最大90人/コマ～最小15人/コマと履修者が偏り、特に履修者が多いクラスでは教員と学生の関わりが十分とは言えなかった。今後は、学生の利便性と公平性を尊重しつつ、できるだけ平準化を図り、個別性などの支援の質を高めていく。

② 未知の業界・職種へのチャレンジ促進

本学では従来、観光業・外食産業・小売業など「アルバイト経験からイメージしやすい仕事」への就職が半数近くを占めているが、当該業界はコロナ禍で特に深刻な影響を受け、ここ数年は採用数も抑制されることが予測される。そのため、まずはインターンシップの段階で学生が自ら様々な業界・職種へチャレンジすることができるよう、情報提供や学ぶ手法を丁寧に指導し、意欲を高めていくことが必要である。仕事のイメージが明確でなくても、少しでも興味を持った業界や職種に対し遠慮せず応募できるようインターンシップで練習しておき、本番の就職活動でも柔軟に対応できるようにする。

また、学部と共通のキャリア支援が実施されている大学院(社会人も在籍)では、複数の経営者と接点を持つワークショップ科目が教育課程内に設置されており、当該科目を契機に直接就職につながる仕組みを構築していく。

イ) 教育課程外での計画

今後も、ゼミ教員との学生に関する必要な範囲での情報共有や、キャリア・就職支援センターからの架電によるヒアリングを通じた、小規模大学だからこそ可能な学生の状況把

握を継続しつつ、学生一人ひとりのニーズやフェーズにあった支援が可能な「キャリアカウンセリング」を重ねていく。これが、地味ながらも学生への対策として一番有効であると考えらる。

令和 3 (2021) 年度は、職員の架電による「意識付け」を更に早期に実施し、個別キャリアカウンセリングへ繋ぎ、進路決定まで学生に対する「断続的な個別支援」を強化していく。また、令和 3 (2021) 年 3 月にスタートさせた、嘉悦大学キャリア・就職支援センターポータルサイト「キャリアナビ」を更に改善し、コロナ禍によるオンラインでも対面でも、学生が大学からの最新情報を 24 時間いつでも入手できる環境整備やその学生への周知に注力する。

【エビデンス・資料】

【資料 2-3-1】 インターンシップ関連シラバス 抜粋「インターンシップ 3」

【資料 2-3-2】 キャリア・就職支援センター規程

【資料 2-3-3】 キャリア委員会規程

【資料 2-3-4】 キャリア Day2020 コンテンツ一覧・参加者数

【資料 2-3-5】 キャリア Day 参加率の推移 (2018-2020)

【資料 2-3-6】 合同業界研究会スケジュール

【資料 2-3-7】 合同業界研究会参加者数

【資料 2-3-8】 2020 年度 就職率

【資料 2-3-9】 2020 年度 就職先業界

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

ア) 学生生活支援のための学内体制

本学においては、教職員 6 名からなる学生委員会を設置し、学生の福利厚生と学生生活の充実発展に関する事項等について審議し、決定事項は教授会への報告ののち、速やかに実施される仕組みとなっている【資料 2-4-1】。

学生生活の充実のための業務は、主に学生支援センターが取り扱う。具体的には、5 人の職員を配置し、学生の学内及び学外における生活に関連する相談等を扱っている。

学生に対する健康相談、心的支援等に関しては、各学年のアドバイザーが一次相談窓口として対応にあたり、その先の専門的な対応は、学生支援センターのウェルネス部門が対応に当たる仕組みとなっている。健康面は、ウェルネスセンターを設置し、看護師等医療従事者を配置している。週 5 日開室しており、学生の健康相談や保健対応にあたっている。心的支援は、カウンセリング室を設置し、週 5 日の予約制でカウンセラーが対応にあつ

ている。また、産業医（精神科医）と学校医（小児科内科医）が月1回来校し、予約制で学生が受診できるようになっている。全学生を対象とした健康診断は、4月下旬に実施しており、診断結果に不安がある場合は学生・保護者との個別面談を実施している【資料2-4-2】。

年度初めには、全学生を対象に健康アンケートを実施しており、既往歴の確認と、メンタルヘルスのサポートが必要と思われる学生の抽出を行い、ウェルネスセンターとカウンセリング室で情報共有を図っている。年間の相談件数は、ウェルネスセンターが約380件、カウンセラー室が約800件であり、電話やメールの他、オンライン面談を利用して相談を行っている。さらに、聴覚に障害のある学生に対しては、当該学生から要請があった場合には、障害者学習生活支援委員会にて授業サポート等の対応を行うと共に、授業担当教員へサポートの依頼文書を送付している【資料2-4-3】。なお、これらの個人情報保護については、十分な注意を払い対応している。

イ) 留学生対応

本学には、約270人の留学生が在籍し、学生数全体に占める留学生の割合が約2割となっている。主な出身国としては中国が最も多く、ついでベトナム・ネパールとなっている（中国232人、ベトナム23人他計9か国）。学生生活支援の一助として、留学生同士の交流や日本人学生との交流の場を定期的に設け、多様な学生が安心して学べる環境づくりに努めているが、令和2（2020）年度はコロナ禍で対面でのイベント実施が難しい状況であった【資料2-4-4】。

経営経済学部においては、留学生の日本語能力向上を重要課題として位置付け、1年次、2年次生に必修の日本語科目「留学生日本語」及び「日本語トレーニング」が設置されている。2年間の学びを経て、3年次には問題なく専門科目の講義が理解できる力を身に付け、卒業後、社会から求められる日本語能力の育成に注力している【資料2-4-5】。

大学院博士前期課程においては、母国語以外での論文を執筆する留学生を主たる対象として、ワークショップ科目「リテラシー養成演習」を設置している。文章記述、論理構築及び調査手法に関する指導を行い、大学院において論文を作成するに際して必要不可欠な最低限のリテラシーを養うことを目的としている【資料2-4-6】。

ウ) アドバイザ制度

本学には、学生一人ひとりの学生生活を支援する目的で、アドバイザ制度が設けられている。研究会、あるいはゼミナールの指導教員がアドバイザとして、履修生（アドバイジ）の大学生活、学業成績向上、卒業に向けた履修等についての指導助言、キャリア形成への問いかけ、就職活動上の精神的なサポート等学生一人ひとりをケアしている。出席不良学生等に対しては、学生支援センターとも連携し、多面的にサポートする体制を整えている【資料2-4-7】。

【表 2-4-1】 アドバイザ担当

対象学年	経営経済学部（※入学年度）	ビジネス創造学部
1	「基礎ゼミナール 1、2」 (2019 年度以降)	
2	「研究会 A1、A2」 (2019 年度以降) 「専門ゼミナール 1、2」 (2018 年度以前)	「研究会 a、b」
3	「研究会 A3、A4」 (2019 年度以降) 「専門ゼミナール 3、4」 (2018 年度以前)	「研究会 c、d」
4	「研究会 A5、A6」 (2019 年度以降) 「専門ゼミナール 5、6」 (2018 年度以前)	「研究会 e、f」

エ) オフィスアワーの設置ほか

学生が教員の研究室を訪ね、多様な相談のための時間を確保できるよう、専任教員は週1度、90分のオフィスアワーを設定することとしている。また、教員のメールアドレス及び時間割を「学ナビ」に公開し、オフィスアワー以外の時間帯での相談等にも対応できるようにしている【資料 2-4-8】。

オ) 経済的支援

学生に対する奨学制度として、高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構奨学制度、地方自治体・財団・民間団体等の各種奨学金の利用を勧めるほか、本学独自の多様な種類の学内奨学制度を設けることで、細かな経済的支援を行っている。

本校独自の奨学金として「特待生奨学制度（実績：経営経済学部新入生 32 人、継続者 20 人、ビジネス創造学部 3 人）」【資料 2-4-9】、「運動部選手奨学制度（実績：新入生 4 人、継続者 8 人）」【資料 2-4-10】、「修学支援授業料減免制度（実績：経営経済学部 35 人、ビジネス創造学部 3 人）」【資料 2-4-11】、「新型コロナウイルス感染拡大による家計急変に伴う授業料減免（実績：経営経済学部 7 人、ビジネス創造学部 1 人）」【資料 2-4-12】、「後援会奨学金制度（実績：経営経済学部 4 人）」【資料 2-4-13】、「後援会学修奨励費奨学金制度（実績：経営経済学部 3 人、ビジネス創造学部 2 人）」【資料 2-4-14】、「後援会家計急変に伴う緊急奨学金（実績：経営経済学部 1 人）」【資料 2-4-15】、「後援会奨学金貸与制度（実績：経営経済学部 1 人）」【資料 2-4-16】を設けている。

上記の他、留学生のみを対象とした「私費外国人留学生授業料減免制度（学部実績：経営経済学部 130 人、ビジネス創造学部 14 人、大学院実績：8 人）」【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】を設けている。

また、令和 2（2020）年度より開始された文部科学省による新制度「高等教育の修学支援新制度」の対象者については 4 月認定者合計 116 人（第 I 区分 72 人、第 II 区分 22 人、

第Ⅲ区分 22 人)、10 月認定者合計 111 人(第Ⅰ区分 65 人、第Ⅱ区分 28 人、第Ⅲ区分 18 人)となっている【資料 2-4-19】。

カ) 報奨金制度の運営

報奨金制度とは学生の各種資格取得を奨励するための制度であり、本学で対象に指定した資格を取得した学生にレベルごとの報奨金を支払う(実績:2019 年度 86 人、2020 年度 18 人)。学生が計画的に資格取得にチャレンジすることを支えるものとして機能している。継続的な学びを支える一助として学生の制度認知は高い【資料 2-4-20】【資料 2-4-21】。

キ) 課外活動支援

本学の学園祭である「飛翔祭」の運営や部活動・サークル活動等の課外活動は、「学友会」が中心となって運営しており、学生委員会・学生支援センターが課外活動の活性化を支援している。予算は学友会費からの支出となっているおり、各種イベントやクラブ活動費などに充てられる【資料 2-4-22】。

「学友会」主催のイベントとして新入生歓迎会、留学生歓迎会の他、季節ごとに七夕、ハロウィン、クリスマスの装飾やイベントをキャンパス内で行っている。令和 2 (2020) 年度はコロナ禍により、オンライン上で新入生歓迎会(大学概要紹介)を実施した。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、令和 2 (2020) 年度は学園祭を中止し、それに代わる代替イベントとして、オンラインにて、研究発表会「リサーチフォーラム」、オンライン学食「学長カレーランチ」、有志学生を中心に企画・運営された「e スポーツ大会」等を実施した。つながりの薄い異学年の学生や教職員とのコミュニケーションが行われ、学生生活の充実の一助を担った【資料 2-4-23】。

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

学生の多様化にともない、学修・生活面での支援が必要な学生が増加傾向にある。さらに、新型コロナウイルス感染症防止対策としてキャンパス閉鎖期間が長期化されることにより、学生が学修・生活面だけでなく、精神面での大きな不安と負担を感じていることが予想されるため、学生の変化の兆候を見逃さないための仕組み作りが必要である。学生の満足度向上のため、アンケート調査などを活用した学生目線の支援体制の充実を図っていく。

外国人留学生に対しては、日本語の修得や日本での学生生活を充実させるため、上級生等との情報交換の場を設けることで、多くの学生が留学生と関わる環境を作ることを検討する。

経済的な支援については、高等教育の修学支援新制度と本学独自の奨学制度との間で対象者の一部が重複する他、複雑多岐にわたる奨学制度を学生に分かりやすく整理することが求められている。多くの学生に幅広く支援を行き届かせるため、改善を図りながら継続的に支援に取り組んでいく。

学友会を中心にした課外活動については、キャンパスへの登校機会が少ない中でオンラインによるイベント開催など工夫をしているが、暫くはこのような状況が続くと考えられ

るため、安心・安全な活動を優先しながらも活気のある学生生活を送るための支援を継続して取り組んでいく。

【エビデンス・資料】

- 【資料 2-4-1】 学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】 本学ホームページ「学生の心身の健康に係る支援」
- 【資料 2-4-3】 授業担当教員へサポートの依頼文書
- 【資料 2-4-4】 本学ホームページ「留学・国際交流」
- 【資料 2-4-5】 留学生ガイド R2 年度版
- 【資料 2-4-6】 シラバス「リテラシー養成演習【博前】」
- 【資料 2-4-7】 本学ホームページ「アドバイザー」
- 【資料 2-4-8】 本学ホームページ「オフィスアワー」
- 【資料 2-4-9】 特待生奨学金給付規程
- 【資料 2-4-10】 運動部選手奨学制度規程
- 【資料 2-4-11】 嘉悦大学修学支援授業料減免規程
- 【資料 2-4-12】 嘉悦大学新型コロナウイルス感染症拡大による家計急変に伴う授業料減免規程
- 【資料 2-4-13】 嘉悦大学後援会奨学金規程
- 【資料 2-4-14】 嘉悦大学後援会学修奨励費奨学金規程
- 【資料 2-4-15】 嘉悦大学奨学金家計急変に伴う緊急奨学金規程
- 【資料 2-4-16】 嘉悦大学後援会奨学金貸与規程
- 【資料 2-4-17】 嘉悦大学私費外国人留学生授業料減免規程
- 【資料 2-4-18】 嘉悦大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程
- 【資料 2-4-19】 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免規程
- 【資料 2-4-20】 本学ホームページ「報奨金制度」
- 【資料 2-4-21】 資格取得実績
- 【資料 2-4-22】 本学ホームページ「学友会」
- 【資料 2-4-23】 本学ホームページ「「嘉悦 e スポーツ Day」等オンラインイベントを開催しました」

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

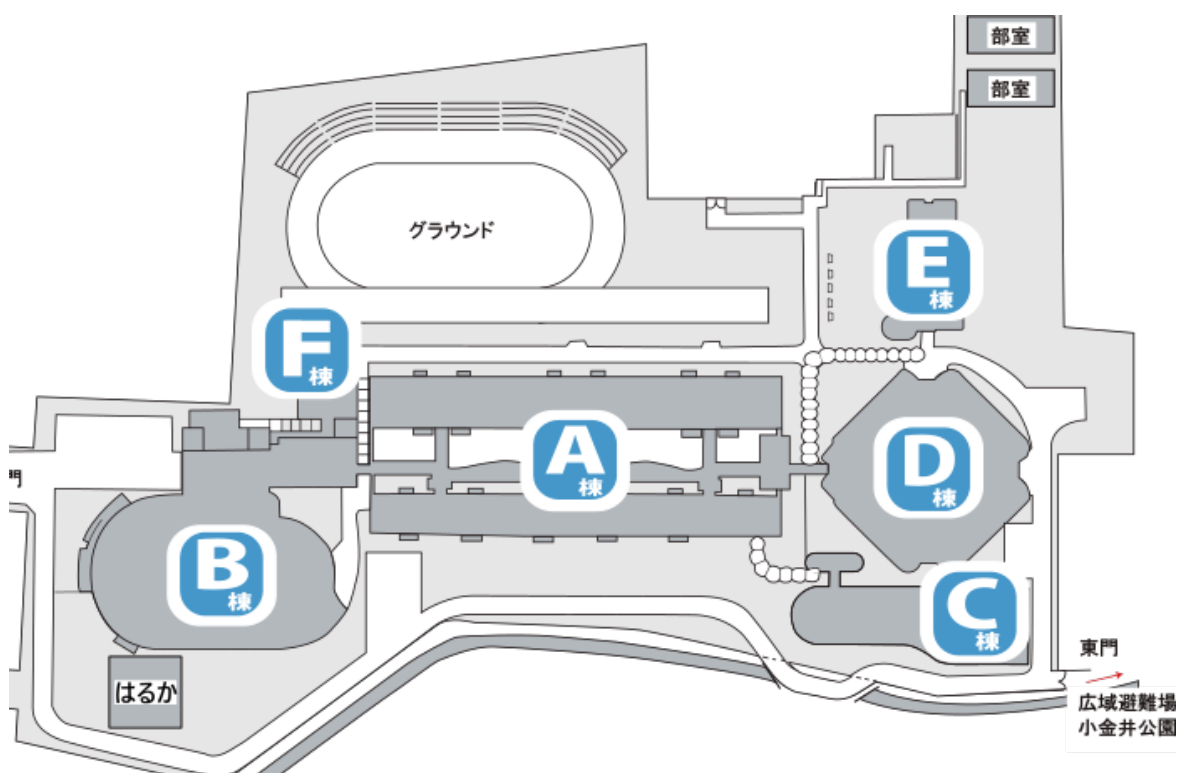
(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学キャンパスは、東京都小平市の武蔵野の自然が残る緑豊かで閑静な住宅地内にある。西武新宿線「高田馬場」駅より急行または準急で約19分。「花小金井駅」南口から徒歩10分の立地にあり都心へのアクセスも便利である。

校地は、25,361㎡を保有。収容定員が1,200人であるため、学生一人当たりの校地面積は約21㎡で設置基準（10㎡/人）を十分に満たしている。校舎面積は13,208㎡であり、本学の収容定員に基づく設置基準面積6,280㎡を上回り、要件を満たしている。本学の敷地内には、A棟、B棟、C棟、E棟、F棟の他、第二食堂棟「はるか」、D棟（体育館）、部室棟、グラウンド等が設置されている【資料2-5-1】。

【図2-5-1】校舎の配置図



【表2-5-1】校地・校舎面積

	収容定員(人)	面積 (㎡)	設置基準面積(㎡)
校地	1,200	25,361	12,000
校舎		13,208	6,280

本学では、学内全域に無線LANが整備され、学生は学内のどこからでもネットワークを使用できる環境を整えている。

講義・演習教室は、少人数から300人弱まで収容できる教室がある。講義室には、常設

のプロジェクターとスクリーンが備えてあり、情報機器等を利用した授業が活発に行われている。また、A棟南側の教室は、プロジェクターを1教室2～3台常設し、グループワークが活発に行えるよう、ICT設備や机、ガラス製のボードなどの配置を工夫した「KALC」(Kaetsu Active Learning Classroom)を整備している。

体育施設についてはグラウンドが1面あり、その面積は2,778㎡である。このグラウンドは、授業に利用されるほか、公開講座のサッカー教室に利用されており、昼休みや授業時間外には学生に開放されている。また、ドーム型体育館の面積は1,663㎡であり、授業や部活動に利用されているほか、就職イベントや学園祭等に活用されている。

施設・設備の整備、保全については、大学事務部及び学生支援センターにて所掌し、委託した専門業者により消防設備、空調設備、エレベータ、自家用電気工作物等、諸施設・設備の保守点検を定期的に実施すると共に、適宜法定点検も行い、日常の教育研究活動が支障なく継続できるよう維持している。

敷地内の管理全般としては、警備員を配置し、放課後に開放している教室や図書館の施設管理、安全管理、学生退出後の校舎施錠を徹底している。並行して、機械警備も行っており、夜間の建物への侵入から守っている。清掃業務については、専門業者に外部委託し、衛生的で安全な環境の維持を図っている。

更に、大規模な修繕、整備等については、学園の下に組織されている「キャンパス整備プロジェクト」にて優先順位を決め、整備を進めている。

本学建物は、すべて建築基準法が改正された昭和56(1981)年以降に竣工されたものであり、ここ数年では、安心・安全を優先し、外壁タイルの調査・補修工事やキュービクル、消火栓設備、C棟エレベータの更新工事を実施した。また、環境への配慮として、効率化、省エネ化のため、照明のLED化や空調の更新を進めている。

また、地震対策としては、東日本大震災を教訓に、校舎等の耐震性をチェックし、必要な補修を行った他、地震発生時の対策として、水・食料等の備蓄をすると共に「地震対応マニュアル」を策定し、大学ホームページに掲載して、教職員、学生間の共有を図っている【資料2-5-2】。重ねて、令和2(2020)年度より災害等発生時に学生、教職員の安否を速やかに確認するため「安否確認システム」を導入した【資料2-5-3】。

また、令和3(2021)年3月には、新型コロナウイルス感染症対策として、各教室にCO₂センサーや換気設備を整備し、対面授業の実施に備えている。

その他、原則、年3回の期間(定期試験2週間前、学園祭準備期間1ヶ月)、24時間キャンパスとして、終日のキャンパス利用を認めているが、夜間(22時以降)の学内利用については、あらかじめ登録させると共に、定時の見回りをを行い、安全や静謐の確保に配慮している【資料2-5-4】。

また、本校は、閑静な住宅街に近接しているため、近隣への迷惑を避けるべく夜11時以降翌朝6時迄の学生の入・退構は禁止すると共に、入り口付近の通学路には防犯カメラを設置し、近隣の防犯にも配慮している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

学生にとってより快適な学修環境を提供すべく、情報メディアセンターによる適切な管理・運営の下、図書館や無線LAN環境を学内全域に整備し、有効に活用できている【資料

2-5-5】。

学生にはノート PC の所有を開学時より義務付けており、いわゆる BYOD (Bring your own device) を有効活用できる学内の学修環境を 20 年以上提供し続けている。令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほぼ全ての授業がオンライン授業で展開されたが、オンラインヘルプデスクの開設や学内情報システム「学ナビ」用サーバの強化、コミュニケーションツールとして Zoom ミーティングの有料ライセンスをすべての学生、教職員へ提供するといった対応を適切かつ柔軟に行った。

情報メディアセンター図書館（以下、図書館）は、B 棟 1 階～3 階の一面に設置され、総面積 669 m²、閲覧席 168 席となっている。主に経営・経済系などの社会科学分野に関する資料を所蔵しており、令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在、図書 100,507 冊、定期刊行物 447 タイトル、電子ジャーナル 1,065 種類、データベース 7 種類の他に、視聴覚資料や新聞などを所蔵している。

開館時間は、授業実施日の平日は 8:50～21:30、土曜日は 10:30～18:00、授業実施日以外の平日は 9:30～19:00、土曜日は 9:30～17:00 としており、学生が授業終了後も図書館に滞在して学修できるように配慮している。令和元 (2019) 年 8 月～9 月には、耐震工事や空調・照明設備工事を行い、利用者にとって安全でより快適な学修環境となっている。

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、臨時閉館やサービスの制限を余儀なくされたが、事前予約制での来館サービスの実施と並行して、図書の郵送貸出サービスの実施、電子書籍サービス「Maruzen eBook Library」やデータベース「東洋経済デジタルコンテンツ・ライブラリー」の新規導入を行った。国内外の電子書籍・電子ジャーナル・データベースは、VPN 接続により、学内だけでなく学外からの利用も可能なため、コロナ禍でも学生の自学自習に役立っている【資料 2-5-6】。

他にも、本学に所蔵のない資料を他大学から取り寄せる文献複写・現物貸借サービスでは、学生への研究支援として、その際の費用を図書館予算から助成しており、一定の金額内であれば無料となるサービスを 10 年以上実施している。

1 階のラーニング・コモンズは、平成 26 (2014) 年度に採択された補助金で整備しており、可動式什器や単焦点プロジェクター、大型ディスプレイなどが備わった各部屋で、ミーティングやグループワークが可能である。令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ラーニング・コモンズは利用不可としたが、ここ数年は 250 件前後の安定的な利用があり、授業、同好会・部活動、簿記特別講座、公開講座など多岐にわたって活用されている【資料 2-5-7】。地域貢献の一環として、本学では 16 歳以上の一般の方も、利用者登録をすることで、貸出サービスの他にもラーニング・コモンズを利用することが可能である【資料 2-5-8】。

図書館は、情報メディアセンター図書グループにより管理・運営され、全員が司書有資格者で構成される職員スタッフにより、図書館業務全般が行われている。また、「働ける大学」の一環として、学生アルバイトスタッフ Liss (Library student staff) が、平成 19 (2007) 年度より活躍している。学生協働を行うことによって、学生主体の利用者支援サービスを実現している。

図書館以外においてもすでに全教室を含む学内全域に無線 LAN 環境が整備されており、

プロジェクター等のマルチメディア装置が全教室に設置されている。授業情報(シラバス、授業資料、履修情報、参考資料、レポート課題、休講・補講情報等)、学生生活情報(資格取得、奨学金、就職情報等)など、修学に必要な種々の情報は学内情報システム「学ナビ」上に掲載されており、教職員と学生が共有・管理できるようになっている。メールアドレスについては全学生、全教職員が保有し、早くから Google 社が提供する Gmail 等の各種サービス (Google Workspace) を取り入れ、ファイル共有や Web サイトの構築、メーリングリスト管理、フォームの活用等、大学内における学生・教職員間の重要なコミュニケーションツールとして機能している。令和 2 (2020) 年度のコロナ禍においては、ほとんどの授業がオンラインで実施されたが、授業資料はすべて「学ナビ」システムや Google Classroom、Microsoft 365 の OneDrive 等の ICT 環境を活用し、システム障害を発生させることなく適切に学生へ提供することができた。また、教職員と学生間のコミュニケーションツールとしては Gmail を活用しているほか、嘉悦学園全体でサイト契約した Zoom ミーティング (有料ライセンス) をすべての学生、教職員に提供した。

これら ICT 環境の管理・運用、利用支援、ヘルプデスク業務は情報メディアセンターの ICT グループが担当しており、教職員だけでなく多数の学生アルバイトスタッフが在籍している【資料 2-5-9】。コロナ禍で対面授業が実施されない状況下では「オンラインヘルプデスク」を開設し、リモート操作等により大学に来ることができない学生へのサポートを行った【資料 2-5-10】。

また、聴覚障害学生に対する音声認識システムを取り入れたノートテイク支援もすべて学生アルバイトスタッフが自宅からオンラインで行った。これら学生アルバイトスタッフによる活動は、オンライン授業という特殊な状況下であっても快適な学修環境の維持、運営、利用支援を支えるスタッフとして欠かせない存在となっており、「働ける大学」を体現した取り組みであるといえる。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、障害を有する学生、教員、職員等の利用を想定し、バリアフリー環境の整備を推進している。これまでに教育棟・講義室の多くが集中している A 棟 (2 階建) の上下を車いすで移動できるようにスロープを設置すると共に、C 棟・E 棟については、エレベータが設置されている。車いす用トイレは E 棟 1 階に設置した。また、聴覚障害者向けに講義時に UD トーク (音声認識ソフト) を使用することが可能となっている。

令和 2 (2020) 年度には、学生の利便性向上の一助として、第二食堂「はるか」にファミリーマートがオープンした。更に令和 3 (2021) 年度は C 棟 1F の第一食堂「さくら」の前の空間等をリニューアルし、学生がフレキシブルに過ごせる環境整備を推進していく。

また、本学では喫煙所対策について長年検討を重ねてきている。健康増進法改定に伴い、学内全面禁煙についても検討したが、通学路等での煙草のポイ捨てによる近隣トラブルが予想されることから学内に喫煙所の整備を検討している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学はクラス制を採用しており、演習基礎科目については、1 クラス 30 人程度の履修となるように学生支援センターにおいて履修登録を行っている。本学の講義室の状況は、カ

エツホールという大教室一室を除けば、最大でも 100 人程度を収容する中教室、40 人未満を収容する小教室・KALC 教室に分かれる。学期始めの第 1 回授業で出席者が多かった授業では履修者を制限することで、定員を超えないようにしたり、履修者の少ない授業は収容定員の少ない教室に変更したりするなど、適正な学生数の管理に努めている。

なお、令和 3（2021）年度春学期からは新型コロナウイルス感染対策を徹底した上で全面的な対面授業を再開することとし、履修者の多い一部の授業を除き、原則として、「対面授業」として実施するが教室での「3 密」を避けるために、原則として、履修者数 80 人以上の授業は「オンライン授業」として実施している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の校舎は昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降に竣工しており、建物としての耐震基準を満たしているが、竣工後 38 年が経過し、施設・設備の修繕工事が必要になっている。引き続き、優先順位をつけ、修繕・リニューアルを行う。

また、学生の学修環境や居場所となる空間整備を推進していく。

【エビデンス・資料】

- 【資料 2-5-1】 本学ホームページ「キャンパス概要」
- 【資料 2-5-2】 本学ホームページ「学生用地震災害対応マニュアル」
- 【資料 2-5-3】 安否確認システムユーザー向けクイックガイド
- 【資料 2-5-4】 本学ホームページ「24 時間キャンパスの利用について」
- 【資料 2-5-5】 本学ホームページ「嘉悦大学情報メディアセンター」
- 【資料 2-5-6】 本学情報メディアセンターホームページ「データベース一覧」
- 【資料 2-5-7】 本学情報メディアセンターホームページ「ラーニング・commons」
- 【資料 2-5-8】 本学情報メディアセンターホームページ「学外者/卒業生向け利用案内」
- 【資料 2-5-9】 本学情報メディアセンターホームページ「ヘルプデスク」
- 【資料 2-5-10】 本学情報メディアセンターホームページ「オンラインヘルプデスク」

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する意見・要望については、学期毎に実施している「授業評価アンケート」と卒業年次生を対象に実施する「卒業時満足度調査アンケート」にて、学生の意見・要望

の把握に努めている。令和2(2020)年度の「授業評価アンケート」では、春学期は66.78%、秋学期は72.82%の回答率で、授業の総合評価（授業の狙い、内容を理解できたか、授業が学生の考え方、能力、知識、技術の向上の面で得ることがあったか、教員の熱意と工夫を感じたかなど）の回答において93.55%の学生が「はい」または「まあ、そうである」と回答しており、概ね高い評価を得ている【資料2-6-1】【資料2-6-2】。アンケートの結果は授業内で担当教員からフィードバックしている。また、令和2(2020)年度の「卒業時満足度調査アンケート」は82.16%の回答率で、本学の教育制度では少人数教育や1年次から実施するゼミナールと併せ、ノートPCを必携としていることや「学ナビ」による各種サービスに関する評価が高かったことが判明した。一方で、「学友会活動」や「インターシップ」など、新型コロナウイルス感染症対策のため、活動が大幅に制限または中止されたものの評価が低くなり、致し方ないことではあるが、学生生活の活性化に向けた今後の取り組みが必要になる【資料2-6-3】。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する意見・要望は、アドバイザーによる学生面談と学生支援センターの窓口での相談にて把握している。その他、対面での意見・要望が言いにくい場合の対応として、「ご意見箱」のボックスを学生支援センター窓口付近に設置し、学生がいつでも記名、匿名や内容を問わずに大学に対する意見・要望を言える仕組みを設けている。

学生の心身の状態を把握するための方法としては、入学時に実施する「新入生アンケート」で健康面に関する設問を設けており、年度初めに実施する健康診断や健康アンケート(UPI)と併せて、潜在的に問題を抱える要支援学生をスクリーニングし、早い段階で学生の状態を把握することに努めている。また、「大学生活とこころのアンケート」では、学校生活に対する満足度や意欲、悩み等学生一人ひとりの心の状態を把握し、学生理解の一助としている。

特に、緊急性を要する学生にはウェルネスセンターやカウンセラー室から声掛けをして面談につなげている。

令和2(2020)年度のアンケートの分析から、コロナ禍で不安定な傾向にある学生や、健康相談を希望する学生が増加したため、メール相談やオンライン面談等の対応をきめ細かく行い、学生生活の安定を図った【資料2-6-4】。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する意見・要望は、主に「授業評価アンケート」と「卒業時満足度調査アンケート」にて把握している。過去の調査では、教室環境（空調設備、プロジェクターの照度、マイクの音量）などに対する要望が多くみられたが、段階的に更新してきたことによりこれらは改善している。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症防止対策として実施したオンライン授業に対する意見・要望が多くみられた。内容の多くは通信環境によるもの、授業の実施方法、課題の量などによるもので、春学期の時点は不満や要望が多数あったものの、秋学期には多くの部分で改善がみられた。また、令和3(2021)年度の4月には対面授業が行われたが、授業の空き時間に待機する場所や昼食の場所に関する

問い合わせが多く寄せられ、適切な人数で待機または食事を行う場所の確保が課題となった。令和 3（2021）年度には学食の改修工事を予定しているが、一部計画を変更し、学生の待機場所としての視点を取り入れた形での工事とすることになった。

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活全般に関する意見・要望を把握するため、入学から卒業までの間に「新入生アンケート」「授業評価アンケート」「卒業時満足度調査アンケート」などのアンケートを実施し、学生の意見・要望の把握に努めている。これらのアンケート結果は、FD・IR 推進室に集約・分析され、結果は「学修行動比較調査」として学内に公開されている【資料 2-6-5】。

学生の抱える問題は多岐にわたっていることから、アドバイザーが窓口となり、授業や面談を通してのきめ細かなサポートに努めている。また、ウェルネスセンター、カウンセリング室などの専門的なサポートや、学生委員会、学生支援センターによる学生を多角的な側面から支援できるような仕組みはできているが、現状のサポート体制をさらに充実させていく必要がある。

今後は、従来から行っているアンケート調査に加え、学生の意見・要望をより具体的かつ詳細に把握するため、意見交換会やインタビュー形式によるヒアリングなどの実施を検討し、総合的な観点から学生の満足度を高める取り組みを推進していく。

とくに、アフターコロナで学生が求めるニーズに変化が生じてくることが予想されることから、新たな視点を持ち、学びの質の維持、向上のための施設設備等の修繕及び更改計画の確認を行い実行していく。

【エビデンス・資料】

【資料 2-6-1】 授業評価アンケート 2020 春 結果について

【資料 2-6-2】 授業評価アンケートの分析（2021 年 1 月）2017 春から 2020 秋までの授業評価アンケートの経年比較

【資料 2-6-3】 2020 年度卒業時満足度調査結果

【資料 2-6-4】 2020 年度「UPI」「hyper-QU」結果

【資料 2-6-5】 ALCS 学修行動比較調査 2020 を終えて

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れに関し、アドミッション・ポリシーを明確にし、それを公表している。これに基づき、多様な学生を受け入れるように努めている。近年は、退学者及び除籍者の推移とその要因の分析を踏まえ、定員割れすることなく適正な学生数を維持している。

学修支援及びキャリア支援に関しては、SA(Student Assistant)制度の充実、就職支援面でのキャリアカウンセラーの増強を実施し、学生個々に行き届く実益的なサービスを実施できるように、相談・助言体制を適切に整備している。

学生サービスに関しては、在籍者数の 15%程度の留学生に対しても、大学生活が満足できるものとなるように、学生支援センターを中心に、教職員が一体となってきめ細かな取り組みを行っている。

学修環境の整備に関しては、卒業時アンケート調査等を実施し、調査結果から得られた課題の解決に取り組んでいる。

以上のことから、基準2を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

ア) ディプロマ・ポリシーの策定

経営経済学部は、教育研究上の目的は、嘉悦大学学則第 4 条 2 項で「経営経済学科は、経済学、商学、経営学からなる創造的実学教育を通じ、豊かな公共精神と高度なマネジメント能力を持つ有為な人材を養成すること」とされている。ビジネス創造学部の教育研究上の目的は、「ビジネス創造学科は、実践知を身に付け、事業創造及び企業経営等の経営管理を通じて公に尽くし、地域中小企業の発展に具体的に貢献する創造力、実践力を持つ有為な人材を養成する。」とされている。この教育研究上の目的を踏まえて、経営経済学部及びビジネス創造学部のディプロマ・ポリシーが策定されている。

大学院ビジネス創造研究科博士前期課程の教育研究上の目的は、嘉悦大学大学院学則第 4 条で「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。よって、学園創立者の建学の理念である創造的な実学教育に基づき、実践知に根ざす学術研究能力を持つ人材を育成する」とされている。博士後期課程の教育研究上の目的は、第 5 条で「専攻分野について、自立して高度の普遍性を追求しうる研究能力を養い、学術研究の高度化を牽引することを目的とする。よって、学園創立者の建学の理念である創造的な実学教育に基づき、実践知に根ざす学術研究能力を基盤に、中小企業研究を通じて高度な普遍性を追求しうる研究能力を持つ人材を育成する」とされている。これらの教育研究上の目的を踏まえて、大学院ビジネス創造研究科のディプロマ・ポリシーが策定されている。

① 経営経済学部のディプロマ・ポリシー

経営経済学部は本学園理念における実学教育を重視し、社会に貢献する責任感・倫理観を涵養する。家計・企業・NPO・政府の経営について専門的知識を持ち、社会の課題に対して実践・協働し解決する能力を身につけた者に学位（学士（経営経済学））を授与する。

【資料 3-1-1】

② ビジネス創造学部（令和元（2019）年度より学生募集停止）のディプロマ・ポリシー（要約）

1. 嘉悦大学の期待する卒業生像：「公を支える精神」を備えた「自立自尊」の人材
 - A) 「自立自尊」の気概と能力を備えた卒業生であれ
 - B) 「公（おおやけ）を支える」という精神を備えた卒業生であれ
2. 卒業時まで身に付けるべき知識と能力：「創造的実学」の修得

- A) 3つのスキルを通じて社会的コミュニケーション力と知的判断力の素地を身につける
- B) 専門科目を通じて学問成果と実践知を吸収する
- C) ワークショップ科目を通じて、より創造的な実践力を身につける
- D) 学生生活の全体を通じて、「創造的実学」の実践を行う

【資料 3-1-2】

③ 大学院ビジネス創造研究科博士前期課程のディプロマ・ポリシー

修士の学位を取得するには、2年以上在学し30単位以上を修得することに加え、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。原則として合同研究指導会における中間発表も必要である。また、修士論文に代え特定課題研究の成果を提出する者は、38単位以上の修得が必要となる。修士論文の審査基準は「学術的価値のあるテーマであって、新たな理論的、政策的、経営論的知見への接近が認められ、論理的一貫性などの要件を備えているもの」とする。特定課題研究成果の審査基準は「社会経験、業務経験などに基づき主に実践的関心を持って行う特定課題に関する研究であって、論理的一貫性などの要件を備えているもの」とする【資料 3-1-3】。

④ 大学院ビジネス創造研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシー

博士学位を取得するには、3年以上在学し、16単位を修得することに加え、博士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。優れた博士論文を作成するには、学会等で優れた研究成果に触れ、また自らも研究成果を発表し批判を受ける必要があるため、所属する学会での2回以上の発表（うち1回は本大会とする）と学会誌等への学術論文1本以上の掲載を論文提出の条件とする。また、原則として研究科全教員の参加の下での中間発表も必要である。博士論文の審査基準は「学術的価値のあるテーマであって、理論や現実理解に関し何らかの新たな学術的知見を含み、学術論文として形式を整えているもの」とする【資料 3-1-3】。

イ) ディプロマ・ポリシーの周知

ディプロマ・ポリシーに関しては、本学のホームページに掲載し、広く周知している。受験生に対しては、受験生サイトに掲載し、周知している【資料 3-1-4】。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ア) 経営経済学部

経営経済学部は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定めている。単位認定基準については、授業科目ごとに到達目標、成績評価の方法・基準等を定め、シラバスに公表することで学生に周知している。また、授業の初回にはシラバスの内容として、単位認定基準、評価の方法・基準等を説明している。

経営経済学部では「2019年度カリキュラム」においては特に進級基準は設けていないが、それ以前のカリキュラムにおいては進級基準を定めていた【資料 3-1-5】。

各科目はディプロマ・ポリシーを踏まえて設置されており、ディプロマ・ポリシーに従って卒業認定基準を定めている。卒業認定基準は、本学に4年以上在学し、学則に定める授業科目を履修して所定の単位を修得することとしている【資料 3-1-6】。この基準は本学

ホームページに明記し、学生へ周知している。また、「2019 年度カリキュラム」からは、ディプロマ・ポリシーと各科目の関係をより明確に定めるため、科目の内容とディプロマ・ポリシーの対応をシラバスに明示している【資料 3-1-7】。また、研究会においては「卒業論文年報」を毎年作成し、教員・学生間で共有することで、ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準を満たしているかを点検・評価を行っている【資料 3-1-8】。

イ) ビジネス創造学部

ビジネス創造学部は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、卒業認定基準を定めている。単位認定基準については、経営経済学部と同様に授業科目ごとに到達目標、成績評価の方法・基準等を定め、シラバスに公表することで学生に周知している。また、授業の初回にはシラバスの内容として、単位認定基準、評価の方法・基準等を説明している。ビジネス創造学部では特に進級基準は設けていない。また、卒業認定基準は、本学に4年以上在学し、学則に定める授業科目を履修して所定の単位を修得することとしている。この基準は本学ホームページに明記し、学生へ周知している【資料 3-1-9】。

ウ) 大学院ビジネス創造研究科

ビジネス創造研究科は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、修了認定基準を定めている。ビジネス創造研究科における単位認定基準は、授業科目ごとに到達目標、成績評価の方法・基準等を定め、単位認定は「学修到達目標」に対する到達度が6割以上であることとしている。修了認定基準として、博士前期課程にあつては2年以上、博士後期課程にあつては3年以上、本大学院に在学し、嘉悦大学大学院学則に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位論文の審査及び最終試験に合格することとしている。学位論文等の審査基準は「嘉悦大学学位規程」【資料 3-1-10】及び「ビジネス創造研究科学位論文審査基準」【資料 3-1-11】に詳細を定め、嘉悦大学大学院履修ガイドへの掲載により学生へ周知している【資料 3-1-12】。

経営経済学部の「2019 年度カリキュラム」より各科目の目的はディプロマ・ポリシーを踏まえて定め、シラバスに明示したことは評価することができるが、今後はそれらを単位認定の基準とするなどの新たな方策を構築していくことが求められている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定は、学則に基づいて行われている。成績は、シラバスに示す学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、成績評価基準に基づいて評価している。編入学を除き他大学等での既修得単位は60単位を超えない範囲で、教授会の議を経て学長が認定している。

進級及び卒業認定は、学部ごとに定められた基準に基づき、教務委員会、教授会の議を経て学長が承認する形で厳正に適用されている。なお、GPAについては、毎学期ごとに算定の上、「学ナビ」上に絶対評価（点数及び成績区分）と共に、学期ごとの GPA 及び通算 GPA を掲出し、学修結果の傾向を把握し、計画的かつ効率的な履修が行えるよう配慮している【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】。

【表 3-1-1】成績評価基準

素点表記	評価表記
90～100	S
80～89	A
70～79	B
60～69	C
0～59	D
999	T
200	- (評価不能)

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーは本学の目的と使命から導き出されたものであり、経営経済学部及びビジネス創造学部、大学院ビジネス創造研究科でそれぞれ共通の普遍的な内容の記述となっている。さらにディプロマ・ポリシーを踏まえた形で単位認定、卒業・修了認定等は明確に定めている。今後はより厳正に運用をしていくという観点からそれぞれの学部、研究科において点検・評価を行っていく。また、求める卒業生像の特色を、ディプロマ・ポリシーとして、より明確に示し、嘉悦学園第二次中期計画で予定しているカリキュラム改革を実施していく。

【エビデンス・資料】

- 【資料 3-1-1】 本学ホームページ「経営経済学部 ディプロマ・ポリシー」
- 【資料 3-1-2】 本学ホームページ「ビジネス創造学部 ディプロマ・ポリシー」
- 【資料 3-1-3】 本学ホームページ「大学院ビジネス創造研究科 ディプロマ・ポリシー」
- 【資料 3-1-4】 本学ホームページ「嘉悦大学受験生サイト」
- 【資料 3-1-5】 本学ホームページ「科目群と進級・卒業要件（2017年度以降入学者）」
- 【資料 3-1-6】 本学ホームページ「科目群と進級・卒業要件（2019年度以降入学者）」
- 【資料 3-1-7】 本学ホームページ「シラバス検索」
- 【資料 3-1-8】 卒業論文年報
- 【資料 3-1-9】 本学ホームページ「科目群と進級・卒業要件（2017年度以降入学者）」
- 【資料 3-1-10】 嘉悦大学学位規程
- 【資料 3-1-11】 ビジネス創造研究科学位論文審査基準
- 【資料 3-1-12】 嘉悦大学大学院履修ガイド
- 【資料 3-1-13】 嘉悦大学教務規程
- 【資料 3-1-14】 シラバス

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ア) カリキュラム・ポリシーの策定

ディプロマ・ポリシーの実現のための教育課程の編成方針として、次のようなカリキュラム・ポリシーが策定されている。

① 経営経済学部のカリキュラム・ポリシー

初年次教育では、コミュニケーション能力と ICT 能力を養い、専門科目への基礎を学ぶ。ライフウェルネス科目群では、4年間を通して豊かな人間性と幅広い知識涵養を目指す。2年次以降、家計・企業・NPO・政府の経営の専門的知識を学び、実践的課題解決のための協働力を養う。さらに、3つの系（ICT・データサイエンス系、マーケティング系、会計・ファイナンス系）において実践的課題に取り組むことで、問題の発見と仮説構築、問題の解決と仮説を検証する能力を養う。研究会では、経営経済の専門的かつ実践的知識を養い、さらに、現代の地域社会・国際社会の多様性に対応するために、3つの系とその複合領域について探求する。4年間を通してキャリア教育を行い、豊かな人間性と深い知性を併せ持つ自己実現に向けて、多様な社会人・企業人との接点から学びを深める。

【資料 3-2-1】

② ビジネス創造学部（令和元（2019）年度より学生募集停止）のカリキュラム・ポリシー（要約）

1. 本学の教育理念とそれを踏まえた教育課程の編成

- ・ 創造的実学の基盤：「ビジネス・スキル」「アカデミック・スキル」「ソーシャル・スキル」の3つの側面から社会的コミュニケーション力と知的判断力の素地を身につけること
- ・ 創造的実学の理論：マネジメント、法務・税務・財務、情報を中心とし、主に社会科学に属する諸学問を総合的に学び視野を広げた上で、一定の専門性に基づく実践的な理論を身につけること
- ・ 創造的実学の実践：事例研究・フィールドワークなどにより、直接実践的知識を発見・吸収することで知の活用を通じて実践力を身につけること

2. 「創造的実学」の修得を目指す教育課程の特徴

- A) 迷わせない初年次導入教育
- B) 学問成果と実践知を吸収し創造的実学の理論を形成するナレッジ教育
- C) 知の学習と実践を通してより創造的な実践力を身につけるワークショップ教育
- D) 創造的実学の理論と実践の相互学習
- E) 重点を選べる相互学習の2つの学習モデル（アカデミックユニット・ビジネスユニット）

F) 学生生活全体を通じて「学び」を支援

【資料 3-2-2】

③ 大学院ビジネス創造研究科博士前期課程のカリキュラム・ポリシー

実践知に根ざす学術研究能力の土台の養成を目的とする。そのため、科目編成に2つの特色を持たせている。一つは本学大学院伝統の中小企業研究を継承しつつ、国際経営、公共政策（経営）など、企業経営に関する科目が広範囲に用意されていること、もうひとつはナレッジ系科目とワークショップ系科目に大別していることである。

ナレッジ系科目は、「マネジメント領域」、「政策・税務・会計領域」、「情報領域」と、これら3領域の基盤的な科目からなる「基盤領域」をもって構成している。これらを通じて、企業経営に関する本質論的研究、企業のマネジメントや企業支援に関する研究ができる道を講じている。既存の学問成果と同時に実践知を取り入れた科目とし、新たな学術的発見の基盤を醸成する。

ワークショップ系科目には修士論文を完成させることを目的とする「研究指導」、個別企業の経営を研究し、経営戦略などを提案する「プロジェクト」、中小企業経営者など実務家に登壇を願い現場からの生の情報を吸収する「特殊講義（ライブケース）」がある。「プロジェクト」と「特殊講義（ライブケース）」は受講生自身が直接実践知を発見・吸収し、修士論文の学術的革新性を高める役割を果たすものである。なお、平成24（2012）年度入学者から、特定の課題についての研究成果をもって修士論文に代えられる制度を導入している【資料 3-2-3】。

④ 大学院ビジネス創造研究科博士後期課程のカリキュラム・ポリシー

新たな学術的価値を創造しうる研究者能力養成を目的とする。学問領域は博士前期課程に準じて、「マネジメント領域」、「政策・税務・会計領域」、「情報領域」とし、各領域に「研究指導」を、また共通領域科目として「特殊講義（ライブケース）」及び「特殊講義特論」を開設している。博士前期課程の科目編成が、博士後期課程の3学問領域に関する素養を修得しうるものになっているので、博士後期課程の科目編成の中心は、博士論文の作成指導を行う「研究指導」に置く。学生は、研究内容に応じ各領域に開設の「研究指導」科目から1科目を選択することになる。博士前期課程との共通科目「特殊講義（ライブケース）」は、中小企業経営者の話などから実践知の発見・吸収を目的とする。「特殊講義特論」は「特殊講義」で得た実践知の理論化を試みるもので、「実践知」と「理論」を架橋する能力を育成する。この2科目は、博士論文作成に有効な知見を供給し、「研究指導」を支えるものである【資料 3-2-3】。

イ) カリキュラム・ポリシーの周知

カリキュラム・ポリシーに関しては、本学のホームページに掲載し、広く周知している。受験生に対しては、受験生サイトに掲載し、周知している【資料 3-2-4】。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーで定められた学位取得に必要な知識・能力を学生が修得するために必要な教育課程を検討の上、策定されている。カリキュラム・ポリシーに基づいて設置された各科目のシラバスに、ディプロマ・ポリシーに基づいた到

達目標を明記している。

経営経済学部の「2019年度カリキュラム」からは、シラバスにディプロマ・ポリシーとの関連を記載することにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連を具体的に確認できるようになった。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ア) 履修系統図（カリキュラム・マップ）の作成

嘉悦大学の教育課程は、学則別表において定められており、各学部の教育課程はカリキュラム・ポリシーに従って体系的に編成され、効果的に教授が展開されるよう工夫されている。両学部共に、学部ごとに定めている履修系統図（カリキュラム・マップ）により説明されている。履修系統図（カリキュラム・マップ）は、大学ホームページ上で公開し学生に周知している【資料 3-2-5】。

イ) シラバスの適切な整備

各科目の授業内容が、ディプロマ・ポリシー及び学科の教育目標から導出される学修到達目標を体現したものとなるよう、シラバスの記載項目に改良を重ねている【資料 3-2-6】。

各科目の単位認定者により作成されたシラバスは、教員相互によりその適切性について点検・確認作業が行われ、必要に応じて単位認定者へ加筆修正を求めている。また、シラバスに沿った授業展開がなされているか毎学期に実施する「授業評価」により検証を行っている。

ウ) 授業内容・方法などの工夫

学部及び大学院の教育課程の具体的編成は、学則及び教務規程で体系的に定められている【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】。

授業科目の種類については、学部により相違はあるが、学則別表において、科目を種類ごとに区分した上で、科目名及び単位数を明示すると共に、履修に関する必要事項を大学ホームページに掲載して、学生がいつ、どこからでも参照できるようにしており、これらとシラバスを参照することで、学生が的確な履修登録を行えるよう配慮している。

シラバスについては、学生の立場に立って、授業の内容や程度、成績評価の基準等を明確かつわかりやすく記載するよう担当教員に要請しており、専任教員が相互にチェックを行うことで、わかりやすいシラバス作成の徹底化を図っている。

こうした作業により、単にカリキュラム上の形式的な体系性にとどまらず、実際に学生に教授される科目の内容についての体系性を確保しようとしている。

なお、学部及び大学院別の教育課程の体系は、以下の通りである。

① 経営経済学部

経営経済学部は令和元（2019）年度から新カリキュラムに移行した。その最大の特徴は社会に求められる多様性に応じて、領域横断的な知識・理解を希求するために、それまでのコース制を廃し、専門科目を学ぶ「系科目」履修に変更したことにある。「系科目」はマーケティング、会計・ファイナンス、ICT・データサイエンスの3種類としており、このうち特に ICT・データサイエンスについては、いわゆる「第4次産業革命」や「Society5.0」

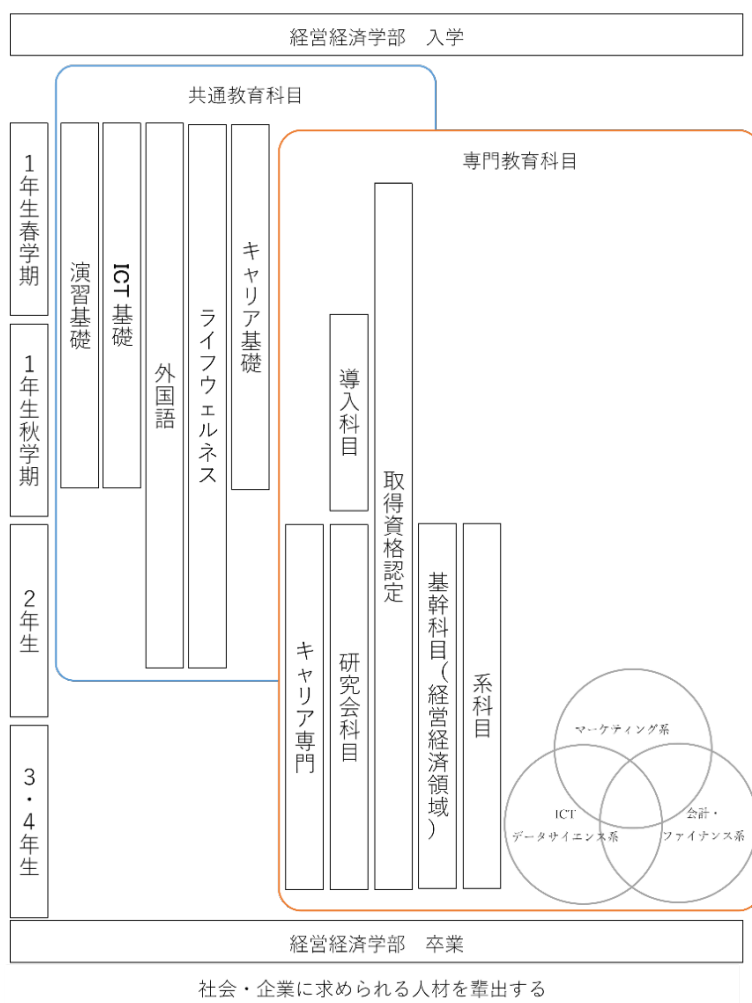
といった社会背景と企業経営の変化に配慮するなど、社会的要請に基づく教育内容を整備した。

基礎科目では経営と経済を学ぶ上での基本的な知識や技能の獲得を重視し、基本的なアカデミック・スキルとコミュニケーションスキル、PCの基本的な利活用能力、初年次より将来の就職を見据えたキャリア教育、経営・経済学の基礎、企業人として求められる教養のための諸科目を設けている。

2年次以降は、経営・経済科目を全ての学生の基幹科目として位置付け、実学の基礎として組織の経営について学び、経営の視点から必要となる知識、法律、経済知識を学ぶ。

また、経営・経済基幹科目で学修する実学領域を活用するため、3つの系を設置し、実務的専門知識に関する科目を設置する。3つの系は実際の社会の実践的課題と実務的領域に即して相互に関連性を持ち、3つの学問領域が複合する課題について学修する科目を設置し、複眼的な視座を持った専門性を身につける点が本教育課程の特色である。そして大学4年間の学びは、講義での知識獲得型のプログラムと、研究会・インターンシップ等で企業と連携し展開する知識活用・実務的な教育プログラムという2つの学修機会を設定している。なお、カリキュラムの全体像は、下図に示すとおりである。

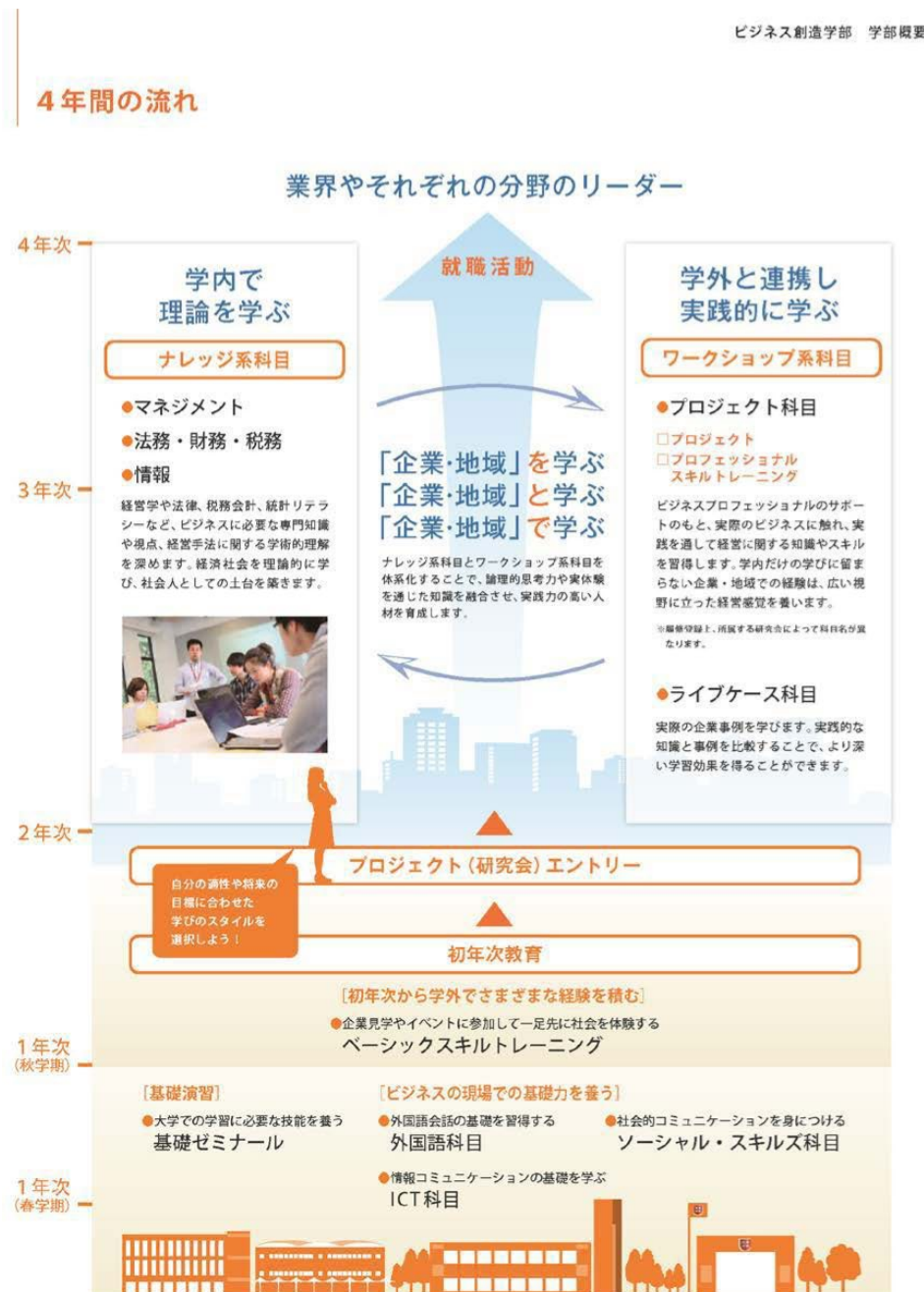
【図 3-2-1】 経営経済学部カリキュラムマップ



② ビジネス創造学部

ビジネス創造学部の教育課程は、語学、ICT、エントリー科目等の基礎教育科目と専門教育科目で編成されている。専門教育科目については、一般的なナレッジ系科目とワークショップ系科目に分かれており、下図に示すとおり、ナレッジ系科目で経営学やマーケティング、企業法等ビジネスの専門知識を学ぶと同時に、その学びをワークショップ系科目で企業等の業界の現場での体験を通じ、さらに深めていくという循環型となっている。

【図 3-2-2】ビジネス創造学部カリキュラムの全体像



ビジネス創造学部においては、特にワークショップ系科目が、教育研究上の目的にある「実践知」を身に着ける上で重要な役割を果たしている。その柱となっているのが、企業実務を経験し実践知を修得するプロジェクト科目と経営者等の実務家の講義から経営実態や各種課題を学ぶライブケース科目で、1年次の基礎教育を経て、2年次から履修する。

ライブケース科目に関しては、「業界研究」「中小企業」「ベンチャー企業」「NGO・NPO」「法務」「税財務」などが置かれ、それぞれの分野で経営者など実務家が登壇、大学教員では伝えられない現場の実態や各種課題を提示している。学生と講師との間では活発な質疑応答が行われ、また、講師が設定した課題に学生が提案するなど、アクティブな学修活動を行っている。学生の提案を即座に経営に取り入れた経営者も現れるなど、登壇者から感謝されるケースもある。

③ ビジネス創造研究科

ビジネス創造研究科ではカリキュラム・ポリシーに従い教育課程の編成をしている。授業科目をワークショップ系科目とナレッジ系科目に分割しており、ワークショップ系科目は3つの領域（マネジメント領域、政策・税務・会計領域、情報領域）とも共通に履修するものであり、受講生自身が直接実践知を発見・吸収するものである。ナレッジ系科目は3つの領域共に共通に履修する基盤領域とそれぞれの領域に分かれている。それぞれの科目には配当年次を示し、大学ホームページ上で公開し学生に周知している【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】。

エ) 履修登録単位数の適切な上限設定と単位制度の実質を保つための工夫

単位制度の実質を保つため、半期で履修登録可能な単位数の総数を24単位（年間48単位）と定めている。また、経営経済学部の「2019年度カリキュラム」では進級制度を廃止したが、単位制度の実質を保つために、これを「退学勧告」制度として発展させている【資料 3-2-9】。

3-2-④ 教養教育の実施

ア) 経営経済学部

経営経済学部にはカリキュラム・ポリシーに基づき、現代の経営者に求められる基本的な資質を育成する教養教育として「ライフウェルネス科目群」を設置している。社会人としての心身形成と文化的な知識涵養、経営経済の視座から求められる基本的な知識・技能として、語学分野（英語・中国語）、異文化理解、スキルサイエンスへの理解と行動、コミュニケーションスキル、マネジメントスキル、プレゼンテーションスキルについての科目を配置し、学生が主体的な学修を行うための基礎的な学力の修得を目指している。

イ) ビジネス創造学部

ビジネス創造学部にはカリキュラム・ポリシーに基づき、カンバセーション科目群とソーシャル・スキルズ科目群を設置し、基本的な教養教育を行っている。カンバセーション科目群では語学分野（英語・中国語・日本語）や異文化理解を育成する科目群を設置し、ビジネスで求められる社会的コミュニケーション力を育成している。また、ソーシャル・スキルズ科目群ではプレゼンテーションスキルやキャリアデザイン力についての科目を配

置し、社会的コミュニケーション力と知的判断力の素地を育成している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ア) 実学・実務・実践を総合した教育：主体的な学修に向かわせる初年次教育

本学ではIで示したとおり、創造的な実学教育を通じて広く社会の発展に資する能力と精神を兼ね備えた人材を育成することを目的としており、その目的のもと実学・実務・実践を総合した教育を行っている。創造的な実学教育を実践するために、初年次教育において少人数教育、グループワーク、アクティブ・ラーニングに焦点を当て、学生が主体的に学べるように教育を行っている。少人数教育としては初年次教育において1コマあたり30人以下で授業を行っている。例えば、経営経済学部の「ICT2」「ICT3」「ICT4」「基礎ゼミナール1」「基礎ゼミナール2」は、1学年290人定員に対し11~12コマを設置しており、1コマあたり約25人程度での少人数教育を行っている。ビジネス創造学部の科目についても、極めて少ない1コマあたりの履修者数で授業を行っている。

初年次教育を含む全学部の授業において、グループワーク、アクティブ・ラーニングが推進されている。特に初年次教育においては講義よりも学生が協働で行うグループワーク、アクティブ・ラーニングが行われている。基礎ゼミナールとICT科目ではアウトプット中心に行われ、学園祭で商品売るためのプランを考え、実践し、実践結果を発表するといった実際に講義で受けた実学的知識を実務を通して実践する課題を設定している。

イ) SA制度

初年次に設置してある科目、演習が中心となる専門科目でSA(Student Assistant)を配置し授業を行っている【資料3-2-12】。SAが配置されている授業では、学生が授業中に疑問に思ったり、操作に戸惑った場合は、授業内外でSAが適切にサポートする体制となっている。また、SAは当該科目の単位を取得した上級生から選抜される。SA相互で授業改善に関する情報共有を行い、それを授業担当教員にフィードバックし、学生の目線からの授業の改善に貢献している。

ウ) 学外と連携して行う実学教育

従来、ビジネス創造学部において行われてきたプロジェクト科目とインターンシップ科目では、ワークショップ教育を行い、PBL(Project Based Learning)に基づいて、実際の中小企業経営に関する事例を通じて、学外の実習先と共に学修を行っている。この科目はマナー教育等の実践教育を行うことで、学外での実学教育に対してスムーズに入ることができるように構成されている

以上の科目の特徴を、経営経済学部の「2019年度カリキュラム」に取り入れ、「研究会B」の中に導入しており、経営経済研究所に設置された産官学連携機構と共に学外の連携企業と実践教育を行っている。

また、学外と連携して行う教育は大学院においてはプロジェクトとして配置されており、学外で実践している経営者やビジネスマンが授業で講義を行っている。

エ) 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用

教育方法の改善を進めるため、本学では内部質保証推進委員会の下部組織としてFD・IR推進室を設置し、計画的にFD(Faculty Development)の推進を図っている。毎学期に実施する授業評価の他、平成29(2017)年度からは定期的な「FD・IRワークショップ」を開催している。平成30(2018)年度はシラバスFDを実施し【資料3-2-13】、令和2(2020)年度はオンライン授業の改善を目的としたFDを行った。学生のデータをスプレッドシートを用いて共有し、個々の学生の学修の進捗を確認している。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

カリキュラムとそれを実行する授業の展開は、社会の要請と学生の実態に応じて発展させなければならない。本学において検討すべき点は、教養科目の構成内容と学年配当、専門基礎科目及び専門科目の学修内容の精選と学修時間の担保などがある。今後、これらの点を注視し、社会に貢献できる人材養成を目指す。

【エビデンス・資料】

- 【資料3-2-1】本学ホームページ「経営経済学部 カリキュラム・ポリシー」
- 【資料3-2-2】本学ホームページ「ビジネス創造学部 カリキュラム・ポリシー」
- 【資料3-2-3】本学ホームページ「大学院ビジネス創造研究科 カリキュラム・ポリシー」
- 【資料3-2-4】本学ホームページ「受験生サイト」
- 【資料3-2-5】本学ホームページ「履修系統図」
- 【資料3-2-6】シラバス
- 【資料3-2-7】嘉悦大学学則
- 【資料3-2-8】嘉悦大学大学院学則
- 【資料3-2-9】嘉悦大学教務規程
- 【資料3-2-10】嘉悦大学大学院博士前期課程履修規程
- 【資料3-2-11】嘉悦大学大学院博士後期課程履修規程
- 【資料3-2-12】SA配置授業(2021年度春学期)
- 【資料3-2-13】FD・IRワークショップ

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では令和元（2019）年度に策定したアセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーを評価するデータを集めると共に、学修成果を点検・評価し、改善を行っている【資料 3-3-1】。

アセスメント・ポリシーにおいて評価する項目は機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの3段階に分けられ、それぞれのレベルごとにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに関連する指標を策定している【資料 3-3-2】。その中で学修成果の点検・評価のために、段階ごとに取り組みが行われている。

① 機関レベル

機関レベルにおいて卒業率、卒業時満足度、学位授与数、GPA、修得単位数、学修行動調査、退学率の指標を用いて三つのポリシーが適切に実施されているのかを確かめ、学修成果の点検・評価、改善が行われている。

② 教育課程レベル

教育課程レベルにおいて、ディプロマ・ポリシーで掲げている学生が身につけるべき能力を満たしているかどうかを、卒業時満足度調査、卒業研究、通算 GPA を用いて点検・評価を行い、そこに至るまでのカリキュラムの点検・評価を学期ごとの GPA、成績分布状況、修得単位数、学修行動調査、退学率の指標をもとに行っている。

③ 授業科目レベル

授業科目レベルにおいて、シラバス、成績評価、分布状況、授業評価アンケートを用いて、学修成果が各授業レベルで達成されているのかを点検・評価している。

ア) 組織体制

以上の3段階において三つのポリシーが適切に実施されているのかを検証・評価し、改善・運用するための組織体制として教学マネジメントを担当する組織（内部質保証ワーキング会議）を令和2（2020）年度に設立し、それを発展させる形で令和3（2021）年度に内部質保証推進委員会が設置された【資料 3-3-3】。当組織では、策定されたアセスメント・ポリシーに基づき三つのポリシーを評価するデータを集めると共に、他組織と連動して評価・改善を行っている【資料 3-3-4】。

イ) 学修データの蓄積と活用

学修成果を検証するためのデータはFD・IR推進室が各部門から集め、管理・蓄積している【資料 3-3-5】。蓄積したデータは学生、教職員に利用しやすい形で提供し、活用している。クラウド上にデータを蓄積し、場所・時間を問わずデータを管理することができるように設定されている。令和元（2019）年度からはFD・IR推進室も参画しているデータインフラプロジェクトにより、大学にある各種のデータを集め、評価できるインフラ基盤の作成を行っている【資料 3-3-6】。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

アセスメント・ポリシーに沿って学修成果の評価が可能なように GPA、修得単位数、成績分布状況、資格取得者数、退学率、学修行動調査、授業評価アンケート等、評価を行う

ためのデータは経年で蓄積され、評価・改善をするフィードバックのための組織体制が確立されている。特にディプロマ・ポリシーの達成度に対しては、下記のように、3段階を縦断した形でPDCAの取り組みを行っている。

・授業科目レベル：授業とカリキュラムの連動

ディプロマ・ポリシーと授業シラバスの結びつけは令和元（2019）年度からシラバスに記載するようにし、シラバスFDを行うことで設定方法と共に教職員で共有した【資料3-3-7】。また令和2（2020）年度からはディプロマ・ポリシーから作成した7指標を設定し、ディプロマ・ポリシーと授業の関連を明確にしている。授業シラバスは科目群の責任者によってチェックされ【資料3-3-8】、個々の授業科目がカリキュラム全体として整合性・連携がとれているかの評価・改善が年度ごとに行われている。

・授業科目レベル：授業評価アンケートを用いた授業レベルのフィードバック

授業評価アンケートは学期ごとに行われ、授業レベルでの教育改善を行っている【資料3-3-9】。授業評価アンケートの回収率は改善されており、アンケートの結果はFD・IR推進室で分析した後、教育課程レベルとして教授会等で共有している。各授業が全授業の中でどの程度の満足度なのかを把握してもらい、授業全体の教育内容の向上を目指している。

・教育課程レベル：学修ポートフォリオを用いた学修成果の点検・改善

学修成果の把握・評価のために令和3（2021）年度より学修ポートフォリオを導入・活用している。ポートフォリオ内には通算GPA、学期ごとのGPA、社会人基礎力を表す外部アセスメントの結果、ディプロマ・ポリシーの達成度を設定している。GPAでは学期GPAの推移と通算GPAのヒストグラムを表示し、全般的な学修到達度と推移を学生自身で把握することができる。ディプロマ・ポリシーの達成度では、ディプロマ・ポリシーから抽出した7項目の到達目標が設定され、学生自身で確認できるようにレーダーチャートを用いて前学期との推移と達成度を確認することができるようになっている。学修ポートフォリオの利用方法は在校生ガイダンス時に説明され、科目ナンバリング、履修系統図と共に用いることで、自分の学修状況を把握しながら今学期にどの科目を履修するべきかの改善施策を学生自身で行うことができるようになっている【資料3-3-10】。

・教育課程レベル：外部アセスメントを用いた学修成果の点検・改善

外部アセスメントツールとして、令和2（2020）年度にGPS-Academicを導入した。社会人基礎力を含んだ汎用的能力を主に計測するために、「基礎ゼミナール」内で年に2回GPS-Academicを行っている【資料3-3-11】。外部アセスメントの結果は学生個人にカルテや学修ポートフォリオ内でフィードバックされ、大学内でどのように学修をすすめていくかの指針にしている。また、外部アセスメントの結果はFD・IR推進室が分析したものを教員全体に共有し、学生全体で汎用的能力を身に付けているのかを確認し、2年次以上のゼミナール等での指導に活用してもらっている【資料3-3-12】。また、汎用的能力を教育目標においている基礎ゼミナール内の会議において初年次科目の成果を振り返る際に利用し、次年度の授業内容を定める際に用いられている。

・教育課程レベル・機関レベル：学修行動調査の活用

学修行動調査を平成 29（2017）年から 1 年生と 3 年生に対して年に 1 回行っている【資料 3-3-13】。学修行動調査では学修に関する経験、学修による変容、成長の自覚、学修関連の満足度、学修に関連して望んでいること、1 週間あたりの授業外学修時間を聞いている。学修行動調査の結果は GPA 等の他指標を含めた形で FD・IR 推進室が分析し、教育課程レベルでは教授会、機関レベルでは教育研究協議会で報告を行い、教育課程レベル、機関レベルでのフィードバックを行っている【資料 3-3-14】【資料 3-3-15】。

・機関レベル・教育課程レベル・授業科目レベル：情報共有と予測を活用したきめ細かな学修指導

学生ごとに GPA、単位数等のデータと教職員からの定性的なデータをまとめ、教職員が場所・時間を問わず学生のデータを確認し、細かな学修指導を行うために Google スプレッドシートにまとめている。入学前のデータや授業の欠席データ等を用いて学期成績や中退傾向を予測し、予防の観点から学修指導を行っている。以上の結果は FD・IR ワークショップでフィードバックを行い、きめ細かな学生指導に活用している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、アセスメント・ポリシーに従って評価するデータを経年で集めると共に、教学マネジメント組織の管理の元、学修成果の点検・評価の運用を行っていく。学修成果に関連するデータは、今後もクラウド上にデータを蓄積し、場所・時間を問わず適切なデータを共有することができるように設定していく。また、FD・IR 組織が中心となったデータインフラプロジェクトによって大学にある各種のデータを集め、評価できるインフラ基盤の作成を行っている。今後はデータの収集と分析の基礎的部分は自動化を行っていくと共によりきめ細かな学修指導ができる形で学生、教職員にフィードバックを行っていく。

また、これまでの学修成果を参考にしながら新カリキュラムの策定を行っていく。新カリキュラムは令和 3（2021）年度に策定された嘉悦学園第二次中期計画において重要項目となっており、内部質保証推進委員会のもと各部門が連動して行っていく【資料 3-3-16】。

【エビデンス・資料】

【資料 3-3-1】アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-2】嘉悦大学におけるアセスメントの仕組みの概要

【資料 3-3-3】嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証推進規程

【資料 3-3-4】教育の質保証における教学マネジメント方針

【資料 3-3-5】FD・IR 推進室が収集しているデータ

【資料 3-3-6】令和 3 年度嘉悦大学教職員組織図

【資料 3-3-7】本学ホームページ「シラバス作成に関する FD を実施しました」

【資料 3-3-8】教員ガイド シラバスチェック 2021

【資料 3-3-9】授業評価アンケートの分析（2021 年 1 月）2017 春から 2020 秋までの授業評価アンケートの経年比較

- 【資料 3-3-10】学修ポートフォリオの活用方法
- 【資料 3-3-11】外部アセスメントの採用について
- 【資料 3-3-12】外部アセスメント結果の分析について
- 【資料 3-3-13】ALCS 学修行動比較調査経年比較
- 【資料 3-3-14】ALCS 学修行動比較調査 2020 を終えて
- 【資料 3-3-15】ALCS 学修行動比較調査 内部報告会 2020
- 【資料 3-3-16】嘉悦学園第二次中期計画（2021～2025）

【基準 3 の自己評価】

本学は、三つの方針に基づいて教育を行っている。すなわち、アドミッション・ポリシーに基づいた学生の受け入れ、カリキュラム・ポリシーに則った教育課程の編成、ディプロマ・ポリシーに準拠した卒業要件の設定によって、特色ある教育を実現している。学修成果の点検・評価結果のフィードバックは、本学における教育・学修を達成する上で非常に重要な意味を持つ。これらを、教学マネジメントだけではなく、アセスメント・ポリシーに基づき、FD・IR 推進室が中心になってデータを収集し、教育内容や学修指導の改善につなげる仕組みを構築している。以上のことから、基準 3 を満たしていると判断できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学の意思決定の階層は嘉悦大学教職員組織図のとおりであり【資料 4-1-1】、学長は教学マネジメントにおけるリーダーシップを発揮している。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統括することが学則に明記されている（学則第 7 条）。学長は、学則に基づき、教育研究協議会と各学部、研究科で開かれる教授会からの意見を勘案し、意思決定を行う。教育研究協議会（学則第 8 条から第 11 条）は、学長・学部長・研究科長を構成員の中核として組織し（学則第 9 条）、学長が招集し（学則第 10 条）、本学の教育研究にかかる重要決定事項（学則第 11 条）について意見を述べる。教育研究協議会の決定のもと、学部・研究科の教授会は、教授、准教授、専任講師、及び助教の教員等で組織し、学部長、研究科長が招集し、教育研究に関する観点から学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定めるものについて意見を述べる（学則第 12 条から第 15 条）。また、教育研究協議会に付議する議題の検討、全学的な調整を要する事項、時限性があり速やかに結論を出す必要がある事項等について、学長は大学運営会議や大学院運営会議において審議・協議することができる体制が構築されている【資料 4-1-2】。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長が委員長となっている内部質保証推進委員会を中心として、学則で示されている教育研究上の目的を達成するために教学マネジメント体制が構築されている。令和 2（2020）年 1 月に中央教育審議会大学分科会から教学マネジメント指針が示されたが、本学の体制はこの指針に沿ったものである【資料 4-1-3】。令和 2（2020）年に教学マネジメントを担当する組織として内部質保証ワーキング会議が学長、学部長を中心として設置され、それを発展させる形で令和 3（2021）年度に内部質保証推進委員会が設置された。内部質保証推進委員会は、本学の教育研究の質を継続的に向上させる仕組みとして、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とした組織であり、学長、学部長、研究科長、大学事務部長を中心として構成される。内部質保証推進委員会のなかに教学マネジメント統括の委員を配置し、学長と共に教学マネジメントを推進する【資料 4-1-4】。

教学マネジメントを実施するため、内部質保証推進委員会の下に、大学認証評価自己点検委員会、データインフラ構築プロジェクト、FD・IR 推進室、SD 推進検討チームを設置し、

関連する組織と協働しながら、学長が中心となり自己点検・評価の実施及び取りまとめ、PDCA サイクルの検証を行う【資料 4-1-5】。大学認証評価自己点検委員会は自己点検・評価の実施、及び点検結果の取りまとめを行う【資料 4-1-6】。データインフラ構築プロジェクトは、教学マネジメントに関する教育研究活動や諸活動の検証のために複数組織を縦断したデータを収集するインフラ基盤を構築する。FD・IR 推進室は、検証のための IR データを分析すると共に、教員への FD 活動を行うことで、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善に結びつける。SD 検討チームは職員への SD 活動を通じて、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善に結びつける。

以上の組織を縦断する教学マネジメントの手続きは下記の通りである。

1. 学長は、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表及び PDCA サイクルの検証に係る最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。
2. 学長は、内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という）に対して自己点検・評価の基本方針の策定、及び自己点検・評価の実施について依頼を行う。
3. 推進委員会は、データインフラ構築プロジェクト、FD・IR 推進室に対して、自己点検・評価に必要なデータの収集、分析の依頼を行うとともに、大学認証評価自己点検委員会に対して自己点検評価の実施の依頼を行う。
4. 大学認証評価自己点検委員会（以下、「自己点検委員会」という）は、各部局に対して自己点検・評価を行い、その結果を自己点検委員会に提出するよう求める。
5. 自己点検委員会は、各部局の自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的観点から自己点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書」を作成の上、改善事項を付した上で推進委員会に報告する。
6. 推進委員会は「自己点検・評価報告書」の検証を行った上で、学長に対し「自己点検・評価報告書」と共に、改善事項については期限を付した上で改善するよう意見を添えて「改善提案書」を提出する。
7. 学長は「改善提案書」の内容を精査し、改善が必要であると判断した場合は、推進委員会に対し期限を付した上で、改善活動を行うことを指示する。なお、その際、本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
8. 推進委員会は学長の指示のもと、当該の部局に対し期限を付した上で改善活動を行うこと、及びその状況を推進委員会に報告することを指示する。
9. 当該の部局は改善指示に対して改善活動を行い、その状況を部局の長から推進委員会に報告する。推進委員会は内部質保証の観点から改善事項の達成状況について検証すると共に、当該年度の自己点検・評価及び改善の結果の総括、及び関係報告書等の公表についての意見を添えて学長に報告する。
10. 学長は、「自己点検・評価報告書」、及び公表が必要と判断した情報を本学ホームページ等において公表する。
11. 学校法人に係る内容等、大学の教育研究以外の評価項目における自己点検・評価、及び改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上その都度対応

する。

12. 内部質保証 PDCA サイクルに基づいて適切に実施されているかどうかを定期的に検証するため、必要に応じて、学長は学外の有識者に対して「外部評価」を依頼する。PDCA サイクルに改善事項があった場合は、改善指示を行うものとする。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学の使命・目的を達成するために、組織図【資料 4-1-1】に示す事務体制を構築し、大学事務部の下に各センター（アドミッションセンター、学生支援センター、キャリア・就職支援センター、情報メディアセンター）を組織し、それぞれの部署の規程に定められた業務を適切に遂行している。

また、教学組織であるそれぞれの委員会に職員が委員、副委員長、委員長となり参画することで、教職協働で教学マネジメントを実施している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

設置者である学校法人嘉悦学園の第二次中期計画に基づき、大学組織の各部門がアクションプランを策定し、その中に「実学」「実務」「実践」「社会人基礎教育」を統合した経営経済学部カリキュラムの策定と運用による創造的実学教育の実現、「教育の質」を向上させるための組織的な教育改善の実施（自己点検・評価、FD・SD、教学マネジメントの改善）を規定している。今後、これらのアクションプラン内で規定した最終目標を目指し、教学マネジメント体制の運用と改善を進める。具体的には、(1) 内部質保証推進の観点から、教学マネジメントの PDCA サイクルの実効性向上を目指し、組織的な評価機能の面から内部質保証の組織系統のあり方を見直し、(2) アクションプランの検証・改善体制を整備し、教員と職員による組織的かつ専門的な取組みを推進することを行う。また、今後の令和 5（2023）年度のカリキュラム改定に向けた基本的な方針についても検討を始める。

【エビデンス・資料】

- 【資料 4-1-1】 令和 3 年度嘉悦大学教職員組織図
- 【資料 4-1-2】 嘉悦大学学則
- 【資料 4-1-3】 教育の質保証における教学マネジメント方針
- 【資料 4-1-4】 嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証推進規程
- 【資料 4-1-5】 嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証の基本方針及び実施体制
- 【資料 4-1-6】 大学認証評価自己点検委員会規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

ア) 専任教員数と特色

設置基準に基づいて、大学及び大学院に必要な最低必要人数が指定されている。本学においては、教育の質を確保する観点から、基準に適合する教員数を配置している【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】。また、本学の教育理念である「実学」「実務」「実践」を総合した創造的実学教育を考慮し、実業界で豊富な知見を有する実務家教員を配置し、適切な教学体制を整備している。

- ・ 令和 2（2020）年度における本学全体の専任教員は 38 人である。
- ・ 学士課程における大学設置基準上の専任教員基準数は 32 人である。経営経済学部専任教員の配置は 32 人で、基準数を充足している
- ・ 学士課程における大学設置基準上の教授基準数は 17 人である。教授の配置は 22 人であり、基準数を充足している。
- ・ 大学院博士前期課程における大学院設置基準上の研究指導教員基準数は 5 人、研究指導補助教員数と合わせて 9 人以上である。研究指導教員の配置は 10 人、研究指導補助教員の配置は 2 人であり、基準数を充足している。
- ・ 大学院博士後期課程における大学院設置基準上の研究指導教員基準数は 5 人、研究指導補助教員と合わせて 9 人以上である。研究指導教員の配置は 5 人、研究指導補助教員の配置は 4 人であり、基準数を充足している。
- ・ 38 人の専任教員のうち 13 人が実務家教員である。

イ) 教員の採用・昇任

教員の採用・昇任の方針については、教員資格審査に関する規程及び教員資格審査委員会規程、教員資格審査委員会内規として明文化し、適切に運用している【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】。

教員資格審査委員会は学長、学部長、研究科長を中心として組織され、審査対象者の採用または昇任の適否について審査する。委員長は互選で選出されるが、令和 2（2020）年度の委員長は学長であり、学長のリーダーシップの下、運用されている。学長は委員会によって審査対象者が適当と認めるときは教授会の審議を経て、審議結果を理事長に答申する。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

全教員を対象とする FD は、FD・IR 推進室が、年間活動計画【資料 4-2-6】に基づき学生による授業アンケート、FD・IR ワークショップ等の活動を組織的、計画的に展開している。FD・IR ワークショップは初年次ケース会議、2 年次ケース会議、就職ケース会議によって構成され、担当する教職員で一人ずつの学生の学修状況を把握し、対処方法を共有・検討している【資料 4-2-7】。

ア) 初年次ケース会議・2 年次ケース会議

平成 29 (2017) 年度から教授会終了後に初年次学生への対応を教職員協働で共有・決定する会議を行っている。会議では初年次中退率を削減するために、学生の欠席数と中退率の関係の分析を FD・IR 推進室から説明したあとに、アドバイザーが一人ひとりの学生への対応を共有し、他の教職員が協働で認めていき、全体で共有するスプレッドシートに対応を順次書き込む。このケース会議により一人の学生を一人のアドバイザーが対応するという形から、一人の学生を教職員全体で対応するという形に変えたため、どこまでを教員が対応し、どこからが職員、カウンセラーの対応にするのか、そして学生ごとにどのような対応をしていくのかを決定することができた。また、平成 30 (2018) 年度からは初年次学生だけではなく、同様の対応を 2 年次学生に拡大した。初年次に利用していた学生ごとのデータを引き継ぎ、2 年次の対応を一人ひとり決定し、共有化した。

イ) シラバス FD

令和元 (2019) 年度に各授業シラバスとディプロマ・ポリシーとの対応付けを行うことになり、授業シラバスにどのようなことを、どのように記載するべきなのかを決定する FD を実施した。FD・IR 推進室が中心になり、シラバスにおける到達目標を評価可能なものにしていくこと、到達目標と評価方法の対応、ディプロマ・ポリシーと各授業の対応を主に扱い、シラバスの質向上を図った。

ウ) 授業 FD

授業の質を向上させるために、アセスメント・ポリシーに従って授業科目レベルで収集している授業評価アンケート、GPA の分布、学修行動調査等のデータを FD・IR 推進室が分析し、それを FD・IR ワークショップ内で共有し、学生、授業への対応を決定した。令和 2 (2020) 年度には対面授業だけではなく、オンラインにおける授業での対応等に関する FD を実施した。

エ) 学生 FD としての SA 活動

初年次科目を中心に SA(Student Assistant)を利用している授業の教員、SA 学生が協働で授業の質を向上させるため、学生 FD 活動として SATA 全体会を各学期に 2 回ずつ行っている。初年次科目の内外において学生に対して教員と SA が協働でどのように対応していくべきなのかを決めていく会議を行っている。

実務家教員を含む新規採用教員に対しては、教員説明会の中において研修プログラムを実施しディプロマ・ポリシー、カリキュラム体系、学内システムの利用法等を教授している【資料 4-2-8】。また、内部の研修だけではなく、外部の FD 研修会等にも参加できるように整備していく。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後、学生一人ひとりの学修状況を把握するための情報基盤を整備し、個別の学生指導へと活用する方針である。学生が抱えている問題を理解し、適切な学修・成長に向けた指

導体制を整備する。こうした個別最適化の指導を目指すにあたり、データの分析の視点と指導の関係性について理解し、教職員が職能を高める研修体制を充実させる。

【エビデンス・資料】

- 【資料 4-2-1】 令和 3 年度専任教員組織表
- 【資料 4-2-2】 令和 3 年度大学院教員組織表
- 【資料 4-2-3】 嘉悦大学教員資格審査に関する規程
- 【資料 4-2-4】 教員資格審査委員会規程
- 【資料 4-2-5】 嘉悦大学教員資格審査委員会内規
- 【資料 4-2-6】 FD・IR 推進室年間スケジュール
- 【資料 4-2-7】 FD・IR ワークショップ
- 【資料 4-2-8】 令和 3 年度教員説明会実施要領

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、職員研修制度の運営機関として、平成 30（2018）年に施行された「嘉悦学園事務職員研修規程」に則り、「職員研修制度運営委員会（以下、職員研修委員会）」が設置された【資料 4-3-1】。

大学設置基準第 42 条の 3 に定められている内容を達成することを目標として、学園全体の事務職員を対象として組織的に継続的な取り組みとなるよう、研修の年次計画・プログラムの検討及び実施・運営に関する事項については職員研修委員会並びに大学 SD 推進検討チームと協働している。

【表 4-3-1】 令和元年度研修実績一覧

種別	研修名	開催時期
目的別研修	SD フォーラム	令和元年 8 月
目的別研修	ハラスメント防止研修	令和元年 9 月
目的別研修	エンゲージメント調査	令和 2 年 2 月

【表 4-3-2】 令和 2 年度研修実績一覧

種別	研修名	開催時期
職位・階層別／目的別研修	e ラーニングの研修	令和 2 年 12 月～

大学運営に関わる資質・能力向上への取組みとしては、事務職員研修規程に基づき、「嘉悦大学 SD 実施方針および実施計画」を策定している【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】。建学の精神及び三つのポリシーに則り、教育・研究の推進及び管理運営の適切かつ効果的な遂行を継続的に達成するため、教職員に対し必要な知識及び技能を修得する場としている。

「SD 実施計画」については業務に直結する内容や本学の運営上の課題を取り上げる等、年度ごとに定めている。SD 推進検討チームが年間活動計画に基づき教職員 SD 研修、ワークショップ、学園事務職員研修等の活動を、組織的、計画的に展開している。

研修の実施にあたっては、法人事務職員及び併設中学校・高等学校と連携・共同実施をしている。事後は報告書を作成し、全職員にメールで共有している【資料 4-3-4】。

令和元（2019）年度 SD 研修のテーマは「大学認証評価について」とし、下記内容を実施した【資料 4-3-5】。

講演Ⅰ：「大学認証評価について」

講演Ⅱ：「嘉悦大学における学生の質保証に関する取り組み ALCS 学修行動比較調査を通して」

ワークショップ：「学生データベースを活用したエクセル講座」

また、「エンゲージメント調査」では、職員自身や一緒に働いているメンバーの状態を可視化し、情報を共有した【資料 4-3-6】。

令和 2（2020）年度も実施計画【資料 4-3-2】に基づき実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により上半期は計画通りに実施できなかった。下半期も集合型研修が困難な状況であったため、e ラーニングによる個別学習型の研修を実施した。管理職とそれ以外の一般職に分けて受講コースを選定し、それぞれ以下のコースを必修としたほか、e ラーニング研修の特性を生かし、各自が自由に興味のあるコースを受講できるようにした。

① 管理職（対象者必修）

- ・「最新事例に学ぶ 企業倫理・コンプライアンス実践コース 2018-2020 年版」
- ・「個人情報保護&情報セキュリティ基本コース<改正法対応版>」
- ・「チームマネジメント基本コース」
- ・「パワー・ハラスメント防止コース」

② 一般職員（対象者必修）

- ・「最新事例に学ぶ 企業倫理・コンプライアンス実践コース 2018-2020 年版」
- ・「個人情報保護&情報セキュリティ基本コース<改正法対応版>」
- ・「職場ハラスメント対応コース」

③ 自由受講コース

198 コースより選択し、自由に受講可能

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3（2021）年度の SD 実施計画作成に際しては、SD 推進検討チームによりこれまでの

実績に基づき、今後の研修計画の見直しを行っている。

令和2（2020）年度に実施したeラーニングの受講状況や自由受講コースの受講履歴を今後の研修内容策定の際の参考にする。

令和元（2019）年度に構築した「嘉悦学園研修委員会 Portal web site」に職員研修での資料や実績データの他、学内外の研修情報を一覧化して全教職員が容易にアクセスできるようにしている。Web上にデータを集約、活用できる環境を整えたことで、職員の業務遂行の一助となっており、今後も継続予定である【資料4-3-7】。

【エビデンス・資料】

- 【資料4-3-1】 学校法人嘉悦学園 事務職員研修規程
- 【資料4-3-2】 2019年度 嘉悦大学SD実施方針および実施計画
- 【資料4-3-3】 2020年度 嘉悦大学SD実施方針および実施計画
- 【資料4-3-4】 2020年度嘉悦大学SD実施報告書
- 【資料4-3-5】 SDフォーラム開催レポート
- 【資料4-3-6】 エンゲージメント調査
- 【資料4-3-7】 嘉悦学園研修委員会 Portal web site

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。」

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員に対する研究環境として、専任教員に対しては週1日研究に専念できる研究日制度を設けている他、研究活動に充てることができる研究費を配分している。研究費の配分に当たっては、一律の配分に加えて、研究業績に連動した配分、外部資金の獲得への動機付けを持たせた配分、学内競争的な配分の制度を有しており【資料4-4-1】、各教員の研究状況に応じた、きめ細かい配分を行っている。また専任教員に加えて附属研究所に所属する客員教員らの一部も含めて専用の研究室を整備している。非常勤講師はPCやプリンタ等の機器を設置したファカルティサロンを使用できる。さらに大学院生の研究活動のために共同研究室を整備している。

また研究環境の整備及び不断の改善のために、学内委員会として研究支援委員会を設置している他【資料4-4-2】、事務部門としては大学事務部が研究活動の支援を行っている。加えて産官学連携機構を設置しており、外部機関との連携研究を推進している【資料4-4-3】。

さらに査読付き学術雑誌である大学紀要『嘉悦大学研究論集』を年2回発刊しており、

教員、職員及び大学院生の研究成果を公表する場を整備している【資料 4-4-4】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究不正を防止する制度として、「嘉悦大学及び嘉悦大学大学院における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」【資料 4-4-5】及び「公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為等に関する懲戒規程」【資料 4-4-6】を整備しており、研究費の不正支出、捏造や盗用といった研究不正が未然に防がれるよう制度運用を行っている。公的研究費の管理についての責任体制は、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を大学事務部長、コンプライアンス推進責任者を学部長、研究科長、大学事務部職員を任命している【資料 4-4-7】。また、研究倫理最高責任者として学長を任命している。年に2回程度、研究不正に関する説明会を実施しており、継続して注意を喚起している。更に定期的に日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコースの受講を促している。

これに加えて、個人情報保護あるいは研究対象の個人あるいは企業等に不利益を与えかねない研究の推進に対して、外部委員も含めた構成による研究倫理委員会制度を設けている【資料 4-4-8】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分として、物的資源としては 4-4-①でも示した研究室に加えて、研究費の配分を通じた機器、資料の整備を行っている。また、情報メディアセンターにて図書及び電子ジャーナル、データベースなどについて教員の要望に沿って、きめ細かく整備している【資料 4-4-9】。さらに特に ICT 環境については、貸出用の機器などを整備している。

人的資源としては、研究費の配分を通じた研究補助者の雇用に加えて、ICT 運用を補助する学生スタッフを配置している【資料 4-4-10】。

なお、研究活動のための外部資金の導入を図るため、特に科学研究費については応募のための説明会や応募書類の外部校閲制度を整備している。また科研費応募のための予備的研究を推進するための研究費制度を整備している【資料 4-4-1】。

その他、産官学連携機構が窓口となって企業等との共同研究の支援を行っており、当該企業等からの研究資金の受入れの支援も併せて行っている【資料 4-4-3】。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援の体制については、研究環境の不断の向上を目的として、随時見直している。今後についても、特に下記の点について改善、向上を図っていく予定である。

まず、新型コロナウイルス対応に伴う研究環境の変化を踏まえ、必要な環境整備（実施環境等の支援、制度等の見直し）を推進していく。

また研究に対する資金的、時間的な配分の強化である。そのため、内部資金はもとより外部資金の獲得を推進していく。

さらに、制度の透明化、簡素化である。常に制度の運用を透明化することで適正な運用を図っていくと共に、事務手続きの簡素化によって教員らの過度な事務負担の軽減を図っていく。特に、新型コロナウイルス対応に伴う変化を踏まえ、押印の省略やペーパーレス

化を推進する。

最後に、産官学連携を推進し、社会とのつながりを強化すると共に、社会からの支援に基づいて研究環境の向上を図っていく。

【エビデンス・資料】

【資料 4-4-1】 研究費規程

【資料 4-4-2】 研究支援委員会規程

【資料 4-4-3】 嘉悦大学産官学連携機構受託研究取扱規程

【資料 4-4-4】 研究論集刊行規程

【資料 4-4-5】 嘉悦大学及び嘉悦大学大学院における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

【資料 4-4-6】 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為等に関する懲戒規程

【資料 4-4-7】 本学ホームページ「公的研究費の管理・監査体制について」

【資料 4-4-8】 嘉悦大学研究倫理審査委員会規程

【資料 4-4-9】 情報メディアセンターホームページ「データベース一覧」

【資料 4-4-10】 情報メディアセンターホームページ「ヘルプデスク」

【基準 4 の自己評価】

大学運営上の意思決定に関しては、学長のリーダーシップによる大学運営に係る規程や組織が整備されており、学長が適切なリーダーシップを発揮するための体制が整えられている。

教学マネジメントに関しては、学長の主宰する教育研究協議会においてカリキュラム・ポリシーに基づいた教学方針が定められ、当該方針の執行や評価、改善等がなされるよう、適切な形で運用されている。

教員の配置については、大学設置基準に基づき、本学の教育目的達成と教育課程の効果的な運営を実現するために必要な人数が確保され、その採用と昇任は、規程に則って公正かつ適切に運用されている。

教員の職能開発については、FD を主とする研修を FD・IR 推進室が年間活動計画に基づき組織的・計画的に実施している。

職員の研修については、大学運営全般に関わる各種研修会が、学園の職員研修委員会と大学の SD 研修推進チームとの協働により組織的・継続的に実施されている。

研究支援については、研究支援委員会のもと、教員の研究環境に係る整備のほか、研究倫理に関わる規程が整備され、厳正な管理・運営がなされている。さらに、研究活動の活性化のため、研究機器や資料等に係る整備のほか、研究推進のための外部資金の導入や企業等との共同研究に関わる規程が整備され、適切に管理・運営がなされている。

以上のことから、基準 4 を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学園では「寄附行為」第 3 条において設置の目的を「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行い、校訓「怒るな働け」を実践する有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている【資料 5-1-1】。

本学園においては平成 27（2015）年度に発生した不適切支出問題の再発防止に向け、学園におけるガバナンスとコンプライアンスの向上を図り、学園運営の適正化に資するため、理事会は、理事を一新すると同時に、役員と教職員で構成された「改革委員会」を設置した。改革委員会は、ガバナンスとコンプライアンスの向上を目的とした施策に関する事項を審議・協議し、堅実運営のための改革を行った。また、「建学の精神」や独自の教育を尊重することにより、私立学校としての自主性を確保すると共に、理事会は、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制の確立とそのための規程の見直しを行った。

改革委員会は、役員と教職員の行動憲章【資料 5-1-2】ならびに嘉悦学園行動規範【資料 5-1-3】を定め、ガバナンスとコンプライアンスを向上するために、「理事長、常務理事等の任期及び兼務に関する規程」【資料 5-1-4】、「学校法人嘉悦学園理事選考規程」【資料 5-1-5】、「学校法人嘉悦学園内部監査及び監査部に関する規程」【資料 5-1-6】、「学校法人嘉悦学園公益通報制度に関する規程」【資料 5-1-7】、「学校法人嘉悦学園内部情報開示規程」【資料 5-1-8】を定めた。また平成 28（2016）年 10 月、理事会は監査部を新設した。監査部長を内部からの人事異動によって配置するのではなく、外部から採用することで、嘉悦学園のガバナンスとコンプライアンスの向上に客観性を加えた。

平成 30（2018）年には、学園将来戦略検討委員会を設置【資料 5-1-9】し、同委員会は平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度までの嘉悦学園第一次中期経営計画【資料 5-1-10】を策定した。同中期経営計画は、「ビジョン」「教育理念体系」「施策の基本」「経営数値目標」「現状及び課題」「具体的実行施策」を学園、大学、中高に分類し、教職員等の目標を明示したものである。さらに、諸般の社会変容を考慮し、令和 2 年（2020）年度中に、嘉悦学園第二次中期計画【資料 5-1-11】を策定し、令和 3（2021）年度から次のステップとなる施策を実行している。

また、「学校教育法」、「私立学校法」、「大学設置基準」、「私立学校振興助成法」、「学校法人会計基準」等の関係法令等に基づく遵守事項については、内部規程で明文化し、教育研究機関として必要な「嘉悦大学研究倫理審査委員会規程」【資料 5-1-12】、「個人情報の

保護に関する規程」【資料 5-1-13】、ハラスメント等【資料 5-1-14】に関する諸規程を改定もしくは新設した。

なお、すべての職員は、「就業規則」【資料 5-1-15】、「学校法人嘉悦学園組織規程」【資料 5-1-16】をはじめとする各規程に基づき業務を遂行しなければならないと定められているものの、平成 21 年（2009）年に制定した「公益通報に関する規程」が十分機能しなかったという経験から、「学校法人嘉悦学園公益通報制度に関する規程」【資料 5-1-7】を改定した。本改定の最大の目的は、相談の窓口を外部に委託することにより、公益通報者の保護を担保し、教職員等が法令遵守に取り組める体制を整備することにあつた。

研究倫理については、教職員等の研究活動における不正行為の防止と、不正が表面化した場合または、そのおそれがある場合の対応方法を明確にするため「研究活動上の不正行為防止等に関する規程」【資料 5-1-17】を制定し、研究機関として高い倫理性を保持するよう取り組んでいる。

個人情報保護、情報セキュリティについては、「学校法人嘉悦学園情報ネットワーク規程」【資料 5-1-18】、「個人情報の保護に関する規程」【資料 5-1-13】を制定し、個人情報保護委員会を設置し、個人情報保護の施策について協議する等、個人情報管理体制を整備・検討している。

また、大学における学術情報ネットワークシステムの円滑かつ安全な利用促進を目的として「KAIN システム倫理規程」【資料 5-1-19】を制定、システム利用者の遵守事項等を明文化して適切な運営を継続している。

ハラスメントについては、「ハラスメント防止対策規程」を制定【資料 5-1-14】、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を明確に定義し、各種ハラスメントの防止及び対策等を策定し、ハラスメントの未然防止及び撲滅に努めている。緊急事態・災害等発生時の対応については、緊急時対応マニュアルを制定し事由ごとにその対応方法を定め、特に地震災害発生時の行動指針として学生向けに「地震災害対応マニュアル」【資料 5-1-20】を作成し、全学生及び教職員に周知した。

さらに、「学校安全の推進に関する計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）」に伴い、平成 24（2012）年 3 月に「嘉悦学園危機対処基本計画」を策定し、危機対処計画全体の整備期間を平成 25（2013）～平成 27（2015）年度の 3 年で整備する計画であつたが、昨今の自然災害の甚大化等を考慮し、さらには世界的規模で発生している新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、継続して検討している。

情報公開については、情報を集約化すべく大学公式ウェブサイト的大幅なリニューアルを実施し「情報の公表」コーナーを設置し、アクセシビリティを改善し、その後も継続している。

（3）5-1 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関を取り巻く環境は、18 歳人口の減少等に伴い入学者を確保することが困難であると想定される。一方、大学進学率の増加に伴い、受け入れる学生の多様化も進んでいる。このような状況下において、本学園の社会的役割を再確認し、社会からの要請に対しよりの確にこたえるべく経営を更に進化させる必要がある。

経営ポリシーは、平成 30（2018）年度の嘉悦学園第一次中期経営計画で「経営目標数値」

を示した。今後は同目標数値を達成するため、具体的な施策を学園、大学、中高で実施し、その進捗を評価するため、「モニタリング委員会規程」【資料 5-1-21】に基づくモニタリング委員会を設置した。同委員会は、年度ごとに施策の進捗を把握し、PDCA サイクルに基づいた評価を、各設置校の責任者及び理事関係者へ報告した。令和 3（2021）年度から開始される第二次中期計画においても、「第二次中期計画モニタリング委員会規程」【資料 5-1-22】を理事会が審議し、第二次中期計画の進捗をモニタリングする委員会の設置を決定した。

【エビデンス・資料】

- 【資料 5-1-1】 学校法人嘉悦学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】 嘉悦学園 行動憲章
- 【資料 5-1-3】 嘉悦学園 役員・教職員の行動規範
- 【資料 5-1-4】 理事長、常務理事等の任期及び兼務に関する規程
- 【資料 5-1-5】 学校法人嘉悦学園理事選考規程
- 【資料 5-1-6】 学校法人嘉悦学園内部監査及び監査部に関する規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人嘉悦学園公益通報制度に関する規程
- 【資料 5-1-8】 学校法人嘉悦学園内部情報開示規程
- 【資料 5-1-9】 学園将来戦略検討委員会規程
- 【資料 5-1-10】 嘉悦学園第一次中期経営計画（2018 年度～2022 年度）
- 【資料 5-1-11】 嘉悦学園第二次中期計画（2021～2025）
- 【資料 5-1-12】 嘉悦大学研究倫理審査委員会規程
- 【資料 5-1-13】 個人情報保護に関する規程
- 【資料 5-1-14】 嘉悦学園 ハラスメント防止対策規程
- 【資料 5-1-15】 就業規則
- 【資料 5-1-16】 学校法人嘉悦学園 組織権限規程
- 【資料 5-1-17】 嘉悦大学及び嘉悦大学大学院における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程
- 【資料 5-1-18】 学校法人嘉悦学園 情報ネットワーク基本規程
- 【資料 5-1-19】 KAIN システム倫理規定
- 【資料 5-1-20】 学生用地震災害対応マニュアル
- 【資料 5-1-21】 モニタリング委員会規程
- 【資料 5-1-22】 第二次中期計画モニタリング委員会規程

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

ア) 理事会

理事会は、法人ならびに各設置校に関する重要事項を審議するため、毎回設置校の教育活動報告を行い、情報共有と意見交換を行っている。このため、理事は、設置校の課題を認識することとなり、理事会は学園全体に関わる問題の解決に取り組めるようになった。

令和元（2019）年度までは理事会開催にあたって、事前に議題及び審議概要を記した文書を理事・監事に送付していたが、令和 2（2020）年度の理事会では、理事会・常任理事会専用のサイト【資料 5-2-1】を立ち上げ、書面のみならず電磁的文書により場所と時間を選ばずに、理事・監事は審議する内容を事前に把握した上で理事会に臨むことになり、実質的な協議時間を確保した上で、意思決定を可能とする体制を構築した。令和 2（2020）年度に開催した理事会では、ハイブリット方式（対面とオンラインによる双方向方式）による運用を導入した。

また、寄附行為第 15 条第 11 項に「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。」と規定し【資料 5-1-1】、意思決定は適切に行われている。

なお、理事の選考に関しては、改革委員会における協議の上、平成 28（2016）年 6 月 24 日理事会で決議した「学校法人嘉悦学園理事選考規程」【資料 5-1-5】に基づき、寄附行為第 13 条の規定に則り【資料 5-1-1】、適切に行われている。

イ) 常任理事会

寄附行為第 16 条により、日常的な業務及び非常事態発生時の対応に関する審議、決定を行うための機関として、理事会の下に常任理事会を置いている。常任理事会の開催は、年度当初、理事会開催月以外の 4 月、6 月、9 月、11 月、2 月に開催を計画していた。しかしながら、ハイブリット方式による運用をしていなかったために、新型コロナウイルス感染状況から中止を余儀なくされ、理事会での審議が求められる案件が生じたことから、理事会開催予定日を常任理事会に、常任理事会開催予定日を理事会に変更をした。また、常任理事会は構成員を理事長、常務理事、嘉悦大学学長、かえつ有明高等学校校長及び本法人の職員として勤務している理事とし、常任理事会規程第 6 条【資料 5-2-2】で、次に掲げる事項について審議するものとしている。

- ①理事会にて決定された事項に関する細目
- ②本法人の日常業務で学内調整が必要な事項
- ③非常事態発生時の対応に関する事項

常任理事会で審議し、議決を行った事項は、理事会に報告しなければならないが、上記③の事項については、事後速やかに理事会の承認を得るものとしている。

また、同規程第 8 条【資料 5-2-2】で、「構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことが出来る。」としており、審議内容に応じて、法人及び各設置校の幹部教職員もしくは外部有識者が陪席している。これにより、現場の状況把握、状況分析を行って、理事会で決定した事項を具体化する施策案を取りまとめると同時に、合理的な意思決定のために正確な判断材料を理事会に提示している。

前述したとおり常任理事会は寄附行為及び常任理事会規程により、権限及び審議事項が

明確に定められており、適切に運営されている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会及び常任理事会の構成員となる理事並びに監事となる役員は、平成 27（2015）年度に生じた不祥事再発防止策を意識しながら、同時に経営が私物化され、独断専横の経営を許すことがないような姿勢を心がけている。そのため理事会は、目的・使命達成に向けての戦略的意思決定を行うには、各設置校における教学現場の状況を把握・分析し、吸い上げることが重要であると認識している。同様に、日常的な業務及び非常事態発生時の対応に関する審議、決定を行う常任理事会は、それ以上の意識と責任感を持ち、この役割を担っている。さらに、戦略性ある学園運営、経営の永続性を方向付けるため、理事会は教職員の声を聴取するための期間限定のプロジェクトを学園全体の教職員で構成するなど、具体的な取り組み方策を検討していく体制整備を構築している。

【エビデンス・資料】

【資料 5-2-1】理事会・常任理事会専用のサイト

【資料 5-2-2】常任理事会規程

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人（理事長）と大学（学長）の権限は明確に区分している。理事長の権限については、「この法人を代表し、その業務を総理する。」と寄附行為第 7 条に明確に定められ、学校法人嘉悦学園を代表する責任と権限を有している。一方学長については、「学務を統括し、所属の教職員を統督し大学を代表する。」と嘉悦大学組織権限規程第 3 条第 1 項に定められており【資料 5-3-1】、大学を統括し、学則の規定に則って大学運営にあたっている。

理事、評議員は各設置校の幹部教職員がバランスよく選任されている。大学の情報や課題は、学長及び理事、評議員を務める幹部教職員を通して法人の会議（理事会、常任理事会、評議員会）で毎回報告がなされ、かつ法人の意思決定が大学に速やかに伝達できる体制になっている。法人と大学の連携は適切になされており、相互チェックする体制が適切に機能している。

監事の選考については、寄附行為第 13 条第 4 項により明確に規定されており、理事、職員、評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任しており適切な選考が行われている。また、寄附行為第 11 条で監

事の職務が明確に規定され、これに基づき適切に職務を遂行している。

監事による財務監査は、理事会、評議員会で審議、承認の必要がある事項について、理事会、評議員会の場で状況説明と評価を行っている。年間を通じて会計監査人（公認会計士）と意見交換を行い、会計年度終了後は会計監査人より、計算書類の説明を受け、監事と会計監査人の連携は適切に図られている。その内容について監事は監査報告書を作成し、毎年5月開催の決算理事会、評議員会において監事による監査結果の報告を行っている。なお、監事は令和2（2020）年度理事会において、7回開催されたすべての理事会に出席し、必要な説明を受けた上で、学校法人の業務及び財務状況について必要に応じ、意見具申を行っている。さらに、平成28（2016）年度以降、監事には理事会の出席のみならず、理事会の下に設置したモニタリング委員会【資料 5-3-2】において、オブザーバー任命することでより出席しやすい環境を整え、学校運営に関して意見具申が行える体制を整えた。

評議員会は年4回（5月、10月、1月、3月）に開催している他、評議員の諮問案件が発生したことで、令和2（2020）年度は10月開催を9月に、1月開催を12月に変更し開催した。評議員会開催にあたっては、事前に議題及び審議概要を記した文書を評議員に送付すると同時に、評議員会専用サイト【資料 5-3-3】を構築した。各評議員は審議する内容を事前に把握して評議員会に臨むことになり、実質的な討議を経て、意思決定を可能とする体制をとっている。

また、寄附行為第21条第9項に「評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。」と規定している。

毎年開催の3月評議員会では、理事長により理事会審議前に翌年度事業計画及び予算等に係る意見が求められ、5月には理事会開催後に前年度事業報告、前年度決算状況の報告が行われる他、監事による前年度監査報告等が行われている。また、評議員会においては、寄附行為第23条第1項の規定により、意見を求めるなど、適切な運営がなされている。

評議員の選考に関しては、寄附行為第19条に明確に定めている。選考にあたっては、同条の規定に基づき理事会にて選任しており、適切に行われている。

教職員からの提案については、小規模法人の特性を活かし、法人では法人事務局長の下に（理事長出席もある）法人定例会議、中高では校長出席の下に校務運営会議、大学では学長出席の下に教育研究協議会を定例開催し、現場の声や情報をくみ上げると同時にトップの意思が教職員に直接伝わる場が設けられている【資料 5-3-4】。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

法人・大学間のコミュニケーションを一層強化するために、以下の施策を検討している。

- ①理事長と学長との実質的な協議を定期的実施
- ②理事会、常任理事会の議題及び決議内容の（学内関係者限定）Web公開
- ③大学と法人が情報共有する大学法人連絡会議の定期開催

今後は、ガバナンスを強化するため、研修等（学内、学外）を通して教職員のスキルアップを図り、これによって業務が適切に実行できる体制を構築していく。

同時に教職員意見交換会等を実施し、教職員の提案が学校運営に活かされる仕組みを前向きに検討したい。

【エビデンス・資料】

【資料 5-3-1】 嘉悦大学組織権限規程

【資料 5-3-2】 モニタリング委員会規程

【資料 5-3-3】 評議員会専用サイト

【資料 5-3-4】 学校法人嘉悦学園寄附行為

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 30（2018）年 4 月に発足した将来戦略検討委員会を軸に大学全職員から意見を募って学園ビジョンや具体的施策の立案を進め、第一次中期経営計画（2018 年度～2022 年度）を策定した【資料 5-4-1】。

中期経営計画を実践していくための収支の安定及び計画原資を確保する観点から、経費については節減方針をベースとしているが、令和 2（2020）年度の経費予算については一歩踏み込んだ運営として、各部署に前年度比△5%削減を原則とする予算請求書の作成を依頼し、これをもとに財務部で予算案を作成した。施設・設備投資については学園の横断組織であるキャンパス整備プロジェクトや学園情報基盤会議で検討した計画を予算に反映させ、理事会及び評議員会で承認を受けている。

なお、社会情勢の著しい変化を踏まえ 5 月に経営計画策定委員会が発足し、中期計画の見直しに着手した。第一次中期経営計画の基本方針を継承しつつ、新たなビジョンや課題・収支シミュレーションを反映した第二次中期計画（2021 年度～2025 年度）が策定された【資料 5-4-2】。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和 2（2020）年度は入学者数が増加し、前年度 88%だった収容定員充足率は 104%を確保し、中途退学率は 4.3%と前年の 7.4%から大きく改善し、学生生徒等納付金を主たる収入源とする本学園の収入面は堅調に推移した【表 5-4-1】。

同一労働同一賃金の対応によりベースの人件費は増加したが全体の支出は予算内に収束した。設備投資は新型コロナウイルス感染症の影響で一部計画変更を余儀なくされており、次年度以降の計画的投資に備えるべく、施設設備維持引当特定資産に 2 億円の繰り入れを行った。

また、活動の縮小に伴い、事業活動のための支出が減少する一方、感染予防等の対応で新たな支出が増えたことから、予算の一部流用や学長裁量経費予算の適切な執行により学園全体の収支確保に注力した。年度の収支を確保すると同時に、積立率を意識した中長期

的な財務基盤の安定を図るべく、第二次中期計画に基づくアクションプランを策定して財務運営に取り組んでいる。

【表 5-4-1】財務分析比較表

比 率	計算式	(学)嘉悦学園			東京都平均*	規模別平均*
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和元年度
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	63.1%	58.6%	57.6%	46.7%	46.1%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	24.8%	24.5%	24.0%	42.5%	48.5%
事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	3.6%	5.1%	9.0%	4.2%	-1.3%
学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	74.7%	74.9%	73.2%	46.0%	24.3%
教育活動収支差額比率	$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入計}}$	4.2%	7.8%	9.1%	2.6%	-1.7%
純資産構成比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{総負債+純資産}}$	88.9%	89.5%	89.1%	84.4%	79.5%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	197.7%	226.2%	213.9%	222.0%	237.2%

* 私学経営情報センターの財務比率表より（規模：学生数1千～2千人）

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生徒等納付金比率の高い本学園が収支バランスを保ち、安定した財務基盤を確立するためには引き続き学生の安定確保が必要である。令和 3（2021）年度入学者選抜（一般選抜）においては本学カリキュラムに沿った出題科目（選択）の増設が学生に理解され、大幅な出願者数の増加に繋がった。今後も適切な募集活動を継続しつつ、学園全体でカリキュラムの見直しや学部再編を進めながら、人的・物的インフラを改善・向上させていく。外部資金の導入策を講じて施設設備の充実を含めた教育環境の整備を図っていく。

第二次中期計画の安定的な遂行を実現するため、引続き経費節減運営を継続し、収支を確保しながら運用資産の拡大を図っていく。

【エビデンス・資料】

【資料 5-4-1】 嘉悦学園第一次中期経営計画（2018 年度～2022 年度）

【資料 5-4-2】 嘉悦学園第二次中期計画（2021～2025）

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、学校法人嘉悦学園経理規程・経理規程細則・嘉悦大学経理規程【資料 5-5-1】、【資料 5-5-2】、【資料 5-5-3】に基き適切に実施されている。公認会計士の指導や助言を適宜仰いでおり、監査部による業務監査での指導やアドバイスを反映した会計処理の実務運営を実践している。会計システムのメニューを活用し、正確かつ客観性のある会計処理を行っている。

また、日本私立学校振興・共済事業団や日本私立大学協会、その他の外部団体が開催する実務研修等への参加や、発信される情報提供の活用により、学校法人会計基準への理解を深め、国の施策や手続改定等への適応力強化と会計処理の適正化を図っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査は平成 28（2016）年度より太陽有限責任監査法人に監査業務を委嘱しており、令和元（2019）年度は 3 年の任期満了に伴う監査法人の選任手続を実施した。複数の候補先から監査企画書の提出を受け、監事 1 名を含む選定委員による面接を行った。監査体制とその実績を踏まえた採点の結果、太陽有限責任監査法人が高得点を獲得し、本学の課題について指導・アドバイスが期待できると判断され、令和 4（2022）年度までの監査業務委嘱を理事会で決議した。監査法人との面接では本学の課題について監事との具体的な方針の確認が行われた。

令和 2（2020）年度は法人本部と中学・高校を合わせて延べ人日 63 日の監査日程計画に基づき監査が実施された。新型コロナウイルス感染症の影響で対面でのやりとりが制約される中で、感染予防対策を講じながらの学園往査にテレワークを交え、実効性のある監査が行われた。

監事による現金・現物監査とそれを踏まえた指導が実施されている。また監事は理事会・評議員会に出席すると共に、理事長との情報共有を定例化して学園運営への積極的参画と情報の共有を促進している。監事と法人事務局の情報共有サイトを開設し、メールの活用と併せて毎月の資金・預金推移や学園のトピックス、報告・相談事項のリアルタイムでの情報共有に努めている。期中・期末には会計・決算状況について監査法人からの報告と意見交換が実施されている【資料 5-5-4】。監査法人と監事による報告会には学園の監査部長も参加し、学園の実態に踏み込んだ意見交換が行われている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人や監事の監査は適正に実施され、監査部の業務監査を含めた連携が有効に行われている。学内の予算・会計実務担当者の更なる知識向上を図るため、学内外の研修等の活用を促進し、学内事務水準の向上と業務フローの効率化も検討し、規程に沿った適正な会計処理の継続を図る。学内の会計処理の効率化を図り、会計監査においても効率的な指導が受けられる体制を強化していく。

【エビデンス・資料】

【資料 5-5-1】 学校法人嘉悦学園経理規程

【資料 5-5-2】 経理規程細則

【資料 5-5-3】 嘉悦大学経理規程

【資料 5-5-4】 監事監査報告書

【基準 5 の自己評価】

本学は建学の精神に沿った自主的な学園運営を目指し、組織体制や諸規程の見直しを必要に応じて行い、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営体制の整備を進めている。経営の規律と誠実性の維持・向上のために行動憲章と行動規範を定め、平成 30 (2018) 年に第一次中期経営計画を策定して教職員等に提示したことで、各部署での具体的な施策の立案・実行が促進された。公益通報制度や情報セキュリティ、各種ハラスメント等の管理面も整備を進めている。情報公開は Web 上での更新を継続している。

理事会は重要事項の意思決定機関として機動的かつ適切に運営されている。理事、評議員は各設置校からバランスよく選任されており、監事の選考も適切に行われている。監事と会計監査人の連携は適切に図られており、監事は学校法人の業務及び財務状況について意見具申を適切に行っている。法人事務局と各設置校との連絡会議を通じて学園内の情報の共有を図っている。

第一次中期経営計画に基づく予算運営で収支のバランスを確保している。キャンパス整備プロジェクトや学園情報基盤会議と連携して設備投資計画を予算に反映し、年度中の収支バランスを見極めながら支出をコントロールしている。次のステップとなる施策を立案・実行するための第二次中期計画を前倒しで策定した。監査法人や監事からの指導・助言を適宜仰ぎ、予算の執行と共に稟議手続を含めた適切な会計処理を行っている。

以上のように、本学が目指す経営に向けて適切な運営と管理が実践されており、基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証推進規程」を定め、学長を委員長とする内部質保証推進委員会が中心となって、教育研究活動その他大学の諸活動を恒常的に自己点検・評価し、その結果を客観的に検証して、教育研究の質を継続的に改善する仕組みを構築している【資料 6-1-1】。

また、「嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証の基本方針及び実施体制」を定め、内部質保証を行うにあたっての基本方針を定めると共に、具体的な実施体制を明確にしている【資料 6-1-2】。

ア) 内部質保証の基本方針

本学の目的は、校訓「怒るな働け」の精神に基づく、実学・実務・実践を総合した創造的実学教育によって、より良い社会の実現に貢献する人材を育成することである。

この目的の実現に向けて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価した上で、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる(以下「PDCA サイクル」という)。また、この PDCA サイクルを実質化すると共に、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける【資料 6-1-2】。

イ) 内部質保証推進に係る実施体制

学長が本学における内部質保証の推進に最終的な責任を負う。学長のもと、学長を委員長とする内部質保証推進委員会を設置する。内部質保証推進委員会は、関連する組織と協働しながら、大学全体の教育研究活動等の有効性を検証し、その検証結果を踏まえた改善を恒常的かつ継続的に実施する【資料 6-1-2】。

① 内部質保証推進委員会：統括組織

学長の下に「内部質保証推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置し、本方針に基づく自己点検・評価の基本方針の策定、改善結果の点検、改善事項の監理、結果の公表を担う。推進委員会を内部質保証推進に責任を負う組織として位置付ける。

② 大学認証評価自己点検委員会

推進委員会の下に「大学認証評価自己点検委員会」を設置し、自己点検・評価の実施及び点検結果の取りまとめを行う組織とする。

③ データインフラ構築プロジェクト

推進委員会の下に「データインフラ構築プロジェクト」を設置し、教育研究活動その他大学の諸活動の結果の客観的な検証に必要なデータ収集のインフラ整備を行う組織とする。

④ FD・IR 推進室

推進委員会の下に「FD・IR 推進室」を設置し、データの分析に基づき IR 活動を行うと共に、教員への FD 活動を通じて、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善に結びつける組織とする。

⑤ SD 推進検討チーム

推進委員会の下に「SD 推進検討チーム」を設置し、職員への SD 活動を通じて、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善に結びつける組織とする。

ウ) 内部質保証システム

「嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証の基本方針及び実施体制」のなかで、内部質保証のための具体的な手続きを定めている。特に、自己点検・評価が具体的な改善に着実に結びつくように (Check→Action の徹底)、大学認証評価自己点検委員会に「改善提案書」の提出を求め、学長が各委員会・センターなどの部局に改善計画の策定・実行・結果報告を課すプロセスを明確にしている【資料 6-1-2】。

特に、教学マネジメントに関しては、三つのポリシー (アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー) の実現のための具体的推進プランとその検証のためのアセスメント・ポリシーを策定している。アセスメント・ポリシーは、機関レベル・教育課程レベル・授業科目レベルの 3 段階で学修成果を検証・評価すべく作成されている。

また、各年度の自己点検評価報告書は外部評価 (外部有識者懇談会) にて外部有識者から評価を受け、その評価結果については、推進委員会に報告され、必要な事項について協議し、改善の方針を決定する【資料 6-1-3】。

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 2 (2020) 年度までは、教学面での実行主体である「教育研究協議会」が、内部質保証や自己点検・評価などの点検・改善機能も果たしていた。それに対して、令和 3 (2021) 年度からは、実行主体 (Plan-Do の主体) である「教育研究協議会」とは別に、評価・改善 (Check-Action) に特化した「内部質保証推進委員会」を新たに設置することにより、評価・改善機能がより明確化され、組織的で効果的な評価・改善を実施可能な体制が構築されている。

今後の改善・向上方策としては、データに依拠したエビデンスベースの評価と改善を着実に実施していくことがある。データインフラ構築プロジェクトによる学生データのデータベース化を推進し、それらのデータを FD・IR 推進室が分析するプロセスを充実させることにより、評価と改善の質を向上させていくことを目指す。

【エビデンス・資料】

【資料 6-1-1】 嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証推進規程

【資料 6-1-2】 嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証の基本方針及び実施体制

【資料 6-1-3】 外部評価委員会規程

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学学則第2条第1項【資料 6-2-1】は「本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定め、また、大学院学則第2条第1項【資料 6-2-2】も「大学院は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定めている。

さらに、「嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証の基本方針及び実施体制」【資料 6-2-3】を制定し、内部質保証を実現するための基本方針・実施体制・具体的プランを示している。これらの基本方針・実施体制・具体的プランのもと、自己点検・評価規程【資料 6-2-4】に基づき、大学内部で自主的・自律的な点検評価を行うこととしている。さらに、外部評価委員会規程【資料 6-2-5】に基づき、内部の自己点検評価の結果に関しても、第三者（外部の有識者）による外部評価を受けることとしている。なお、大学院自己点検・評価規程及び大学院自己点検・評価委員会規程は平成 24（2012）年度で廃止され、平成 25（2013）年度より大学と共同で点検評価を行っている。

ア) 自己点検・評価の実施体制

本学は、平成 19（2007）年に自己点検・評価委員会を設置すると共に、自己点検・自己評価規程【資料 6-2-4】を制定し、原則毎年度自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとした。平成 19（2017）年には、FD・IR 自己点検委員会を設置し、FD・IR 自己点検委員会規程【資料 6-2-6】を制定した。平成 29（2017）年度と平成 30（2018）年度は同委員会が自己点検・評価を行った。平成元（2019）年度には、「令和元年度嘉悦大学教職員組織図」【資料 6-2-7】に示されるように、大学の最高意思決定機関である教育研究協議会の下に大学認証評価自己点検委員会【資料 6-2-8】を設置した。同委員会は令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度の大学公式ホームページへの自己点検評価書公開に向けて、自己点検・評価を行った。令和 3（2021）年度には「令和 3 年度嘉悦大学教職員組織図」【資料 6-2-9】に示されるように、新たに設置された内部質保証推進委員会の下に同委員会を位置づけた。同委員会が本報告書を作成した。令和 3（2021）年度中には、大学公式ホームページへ評価結果を公開する予定である。

2020 年度・2021 年度の自己点検・評価の項目

令和 2（2020）年度・令和 3（2021）年度は、日本高等教育評価機構の評価項目を用いて自己点検・評価を行った。

内容は以下のとおりである。

- ① 使命・目的等
- ② 学生
- ③ 教育課程
- ④ 教員・職員
- ⑤ 経営・管理と財務
- ⑥ 内部質保証

イ) 自己点検・評価の公開

平成 29 (2017) 年度と平成 30 (2018) 年度に、FD・IR 自己点検委員会が自己点検評価書を作成し、それぞれ「2017 年度自己点検評価報告書」【資料 6-2-10】「2018 年度自己点検評価報告書」【資料 6-2-11】として、大学公式ホームページに公開している。令和元 (2019) 年度・令和 2 (2020) 年度には、大学認証評価自己点検委員会【資料 6-2-8】が令和元 (2019) 年度と令和 2 (2020) 年度の自己点検評価書を作成して大学公式ホームページに公開した【資料 6-2-12】【資料 6-2-13】。令和 3 (2021) 年度の自己点検評価書も令和 3 (2021) 年度中に大学公式ホームページに公開予定である。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制として、内部質保証推進委員会のもとに、データインフラ推進プロジェクトと FD・IR 推進室【資料 6-2-14】を整備している。

FD・IR 推進室は平成 26 (2014) 年度に設置され、それ以降学生の学修に関連するデータを中心に収集・分析を行っている。当初は学生の授業成績やアンケートデータ等を整備し、クラウド上に保存すること、そして各センターや教授会の要請に応じて分析を行い、分析結果を共有することを行ってきた。令和元 (2019) 年度にアセスメント・ポリシーが整備され、教学マネジメント組織からの要請により、三つのポリシーに関連するデータも収集・分析することになった【資料 6-2-15】。

現在では、FD・IR 推進室では、アセスメント・ポリシー、嘉悦大学におけるアセスメントの仕組みの概要【資料 6-2-16】、年次計画【資料 6-2-17】に基づき、大学レベル、学部レベル、科目レベルのデータを収集している。

大学レベルでは全体的な指標データを収集し、大学の入試区分別合格者数及び入学者数、入学時アンケート、収容定員数及び充足率、学年別在籍者数、学年別の留年者数、休学者数及び退学者数、学位授与数 (卒業者数)、4 年間での卒業率、就職率等を収集している。

学部レベルでは大学レベルより細かい粒度のデータを収集し、成績分布状況、修得単位数、学修行動調査、退学率を収集している。令和 2 (2020) 年度からは外部アセスメントデータを取得することで、初年次科目の評価・分析を行っている。

さらに科目レベルのデータでは成績評価、授業評価アンケートを各学期収集している。

学生に対しては、自分の到達度を測るためのデータとして成績分布状況を公開している【資料 6-2-18】。令和元 (2019) 年度からは各授業の到達目標とディプロマ・ポリシーの対応がシラバス内に記載されるようになったため、令和 3 (2021) 年度から学生に学年ごとのディプロマ・ポリシーの達成度、GPA の進捗、外部アセスメントの結果共有を学修ポ

ートフォリオとして配布するようにした。学修ポートフォリオの利用方法を在校生ガイダンス時に説明し、学生がより良い履修選択が行えるようにした。

FD・IR推進室は教授会前（約2ヶ月に一度）に開催し、データの収集状況の確認、教授会、並びにFD・IRワークショップで共有されるデータの分析を行い、全教職員にデータが共有されるように活動を行っている【資料6-2-19】。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証推進委員会のもとに、データインフラ推進プロジェクト、FD・IR推進室が位置づけられ、組織が整備されたことにより、点検・評価に必要なデータの収集と分析が可能な体制となっている。

今後の第一の課題としては、従来の自己点検・評価の範囲だけではなく、学園全体の第二次中期計画に関連するデータ収集を行うことが挙げられる。令和2（2020）年度までは、本学が定めた内部質保証の方針及びアセスメント・ポリシーに基づき、自己点検・評価を行ってきた。令和3（2021）年度以降は第二次中期計画のアクションプランにKPIを設定し、運用することとなることから、第二次中期計画のアクションプランのKPIの数値に着目し、関連データの収集・分析を行っていきたい。

今後の第二の課題は、データの収集と分析を通じて明らかになった課題の共有の仕方の改善である。令和2（2020）年度までは、本学のFD・IR推進室が中心となって分析を行っているデータに基づき、課題を明確にした上で、主に対面でのワークショップや教授会等の場面において課題の共有化を図ってきた。オンラインによるワークショップが一定の効率化・実効性があることが確認されたことから、令和3（2021）年度以降は、オンラインでのワークショップの効果的な活用などにより、より効果的に課題の共有を進めていきたい。

さらに、IRがより重視される体制となることが想定されることから、IRを専門的に扱う人材についても、拡充の検討を行う。

【エビデンス・資料】

【資料6-2-1】嘉悦大学学則（第2条第1項）

【資料6-2-2】嘉悦大学大学院学則（第2条第1項）

【資料6-2-3】「嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証の基本方針及び実施体制」

【資料6-2-4】自己点検・自己評価規程

【資料6-2-5】外部評価委員会規程

【資料6-2-6】FD・IR自己点検委員会規程

【資料6-2-7】令和元年度嘉悦大学教職員組織図

【資料6-2-8】大学認証評価自己点検委員会規程

【資料6-2-9】令和3年度嘉悦大学教職員組織図

【資料6-2-10】2017年度自己点検評価報告書

【資料6-2-11】2018年度自己点検評価報告書

【資料6-2-12】令和元年度 自己点検評価書

【資料6-2-13】令和2年度 自己点検評価書

- 【資料 6-2-14】 FD・IR 推進室規程
- 【資料 6-2-15】 アセスメント・ポリシー
- 【資料 6-2-16】 嘉悦大学におけるアセスメントの仕組みの概要
- 【資料 6-2-17】 FD・IR 推進室年間スケジュール
- 【資料 6-2-18】 2020 年度秋学期終了時成績分布
- 【資料 6-2-19】 FD・IR ワークショップ

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学園では、令和 2（2020）年度に、「嘉悦学園第二次中期計画」を策定した。「第二次中期計画」の策定にあたっては、前回の認証評価の指摘事項、自己点検・評価の結果などを踏まえて策定された。また、今回の認証評価の結果を踏まえて、「第二次中期計画」の見直しを行うこととなっている。

「第二次中期計画」の施策の一つとして、「中期計画を達成するための PDCA 体制の強化」が挙げられている。この目的を達成するために、「中期計画」の施策・個別目標を実現するための具体的なアクションプランが定められ、アクションプランごとに 5 年後の最終目標の指標（KGI）、年次の数値目標（KPI）を設定している。同時に、学園に設置された「モニタリング委員会」が KPI 等の達成状況を半年ごとにモニタリングし、改善に結びつける仕組みになっている。また、「PDCA 体制の強化」という中期計画の目標を達成するために、令和 3（2021）年度には、内部質保証推進委員会が新たに設置され、大学の教学の継続的な改善を通じた質保証が実現される体制となった。

以上のように、「第二次中期計画」に関しては、単に計画を策定するだけではなく、それが具体的なアクションプランや KPI などの数値目標に落とし込まれ、モニタリング委員会が達成度をモニタリングし、改善に結びつけるという形で PDCA サイクルが効果的に回る仕組みが確立されている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証の体制と内容の充実については、取り組みが始まったものの、成果としては今後さらなる向上が必要である。本学は、これまで入学者数の増加と中退率の減少を重点課題としてきた背景があり、改善サイクルの主たる対象となってきた。FD・IR 推進室がデータ分析の中心となり、教学マネジメントに関わる現状（入学直後データ、単位取得・GPA、学修行動、授業満足度、就職・進路状況等）を分析し、問題点を明確にし、各委員会、職員組織において改善策を実行してきたことで、入学者数の増加と中退者数の減少について一定の成果が現れてきた【資料 6-3-1】。

具体的には、学期ごとにFD・IR推進室が授業アンケート調査の結果を教育研究協議会にて説明し、教育研究協議会委員が改善に向けた意見交換を行い、その結果について教授会で共有し、学期毎の検証サイクルを確立している。また、教員向けにアンケートを実施し、授業の実施にかかる手法や問題点について調査を行い、結果を共有している。

中退の要因の一つとして、学生の経済的問題への対処がある。令和2(2020)年度は、従来の各種奨学金に加え、コロナ禍による家計急変への対処が課題となり、大学独自の奨学金の必要性を検討し、設置者である嘉悦学園との協議を経て制度化を行った【資料6-3-2】。

進路指導にかかる就職面においても、ディプロマ・ポリシーが目指す人物像と就職先の連続性を目指している。そのため、キャリア教育をカリキュラムの中心の一つとして設置し、キャリア委員会、職員組織と連携し推進している。教授会等を中心に定期的にデータが共有され、組織的に指導改善を行っている。

具体的な取組みとしては、シラバスの改善を中心に取組み、2020年2月に全専任・非常勤教員を対象とした「アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価のFD」を実施し、(1)ディプロマ・ポリシーとそれぞれの授業の関連性の明確化、(2)ディプロマ・ポリシーに基づく授業の到達度合いの把握について改善方策を検討するFDを実施した【資料6-3-3】。

評価の実効性向上を目的として、令和2(2020)年度に、本学としては内部質保証システム導入後初となる外部評価(外部有識者懇談会)を実施し、学識経験者1名、産業界の実務家1名から本学の取組み及びその成果について意見を聴取する場を設定した【資料6-3-4】。

(3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

「第二次中期計画」の開始と共に、中期計画に関する点検・改善のための効果的な仕組みが構築されている。モニタリング委員会を中心とするモニタリング・改善を着実に実行することが第一の課題である。

内部質保証システムの機能性及び実効性の向上にあたり、令和2(2020)年度はシステム導入後初となる外部評価を導入した。今後さらに実効性を高めるため、学生組織の代表者や保護者代表組織との意見交換会を設置する予定である。外部の学識経験者、産業界の実務家に加え、当事者である学生、そして保護者という本学のステークホルダーからの意見を聴取し、成果と改善点について検討を深めることを予定している。

【エビデンス・資料】

【資料6-3-1】 入学年度別 卒業者及び中退者数推移

【資料6-3-2】 嘉悦大学新型コロナウイルス感染症拡大による家計急変に伴う授業料減免規程

【資料6-3-3】 本学ホームページ「アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価のFDを実施しました」

【資料6-3-4】 令和元年度外部評価報告書

【基準6の自己評価】

本学では、内部質保証の全学的な方針を制定し、内部質保証を実現するための具体的プランを大学ホームページに公開している。内部質保証のための恒常的な組織体制としては、学長のリーダーシップの下、教育研究協議会が担当する体制が整い責任体制が明確になっている。令和元（2019）年度には、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行い、報告書を大学ホームページに公開している。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制としては、FD・IR推進室、データインフラ構築プロジェクトを整備している。大学運営の改善・向上のために、設置者である嘉悦学園が定めた「第二次中期計画（2021年～2025年）」のもと、内部質保証推進委員会が中心となって、「中期計画を達成するためのPDCA体制の強化」に向けた具体的実行施策の推進に取り組んでいる。自己点検評価書の外部評価を令和2（2020）年度に行った。以上のことから、基準6「内部質保証」の基準を満たしているといえる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域への参加を通じた教育の質向上

A-1-① 産官学連携による問題発見・解決型実践的カリキュラムの実施

A-1-② 小平市を中心とした地域・企業との連携による実践教育の推進

A-1-③ 高大連携による地域貢献

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 産官学連携による問題発見・解決型実践的カリキュラムの実施

本学は、創造的な実学教育を通じて広く社会の発展に資する能力と精神を兼ね備えた人材を養成することを目的としている。経営経済学部ディプロマ・ポリシーとしては、「本学園理念における実学教育を重視し、社会に貢献する責任感・倫理観を涵養する。家計・企業・自治体・国の経営について専門的知識を持ち、社会の課題に対して実践・協働し解決する能力を身につけること」と定めている【資料 A-1-1】。

この建学の精神及びディプロマ・ポリシーに基づき、産官学・地域との連携を図ることを目的として、「経営経済研究所」及び「地域産業文化研究所」を設置している【資料 A-1-2】

【資料 A-1-3】。経営経済研究所では、平成 27 (2015) 年より「産官学連携機構」を設置し、企業や自治体、各種団体との共同教育・共同研究を推進してきた。ビジネス創造学部のカリキュラムの運用として、「プロジェクト科目（提携団体と共に現実の題材をケースに問題発見から問題解決までをいわゆるゼミ形式で進めていく科目）」、「ライブケース科目（企業や公的機関の担当者を招いて、現実の題材をケースに基礎概念を学んでいく科目）」、「インターンシップ科目（企業等が主催する教育プログラムに学生が参加する科目）」、「キャリア科目群（学生がキャリアデザインを考えるべく社会を知るための科目群）」があり、学生が地域社会及び企業の問題発見・問題解決に向かう実践的カリキュラムを備えている。「プロジェクト科目」はインターンシップと同様に企業の現場に行き体験と研究をしながら学ぶ科目で、ホスピタリティ、フード、マーケティング、ブランド、インターネット、情報コミュニケーションのプロジェクトを設置している【資料 A-1-4】。また、経営経済学部では、1 学部化に向けたカリキュラム改変として「2019 年度カリキュラム」より「研究会 B」を設置し、企業と連携した実践型プロジェクトマネジメントを学修する科目を導入している【資料 A-1-5】。以下では、主な取組みの概要と成果について述べる。

ア) ホスピタリティ分野

○特定非営利活動法人ウィメン・アット・ワーク

ホスピタリティ分野については、特定非営利活動法人ウィメン・アット・ワークと協働で教育プログラムを実施している。具体的には、航空会社を事例として、サービスクオリティマネジメント、ホスピタリティマネジメントやホスピタリティマーケティングについての研究活動を行うと共に、空港施設におけるフロントライン（案内業務）やバックヤ-

ド(機内清掃)等の実習活動を行うことで、理論と実践の両面からの教育を実施している。また、実習先においては、事前研修や実習を通じて、現場の課題を発見し、解決策を実習先に提案することで、実践的な問題発見、問題解決力の養成を図っている。

イ) フード分野

○株式会社プロントコーポレーション

食の世界に関心を持ち将来的にフードビジネスに携わることを視野に、実践と理論の両輪からビジネスへの理解を深めている。具体的には、株式会社プロントコーポレーションと提携し、店舗視察演習を通じた現場サービスや立地などのマーケティング思考、コーヒー研修を通じた食材へのこだわりの重要性理解、業態開発提案を通じた総合的なフードビジネス理解、短期のインターンシップを通じた職業体験を行なっている【資料 A-1-6】。数多くの企業接点では、株式会社プロントコーポレーションの事業責任者によるビジネスレベルの講評を通じてプレゼンテーションスキルの向上も図る【資料 A-1-7】。また西武信用金庫主催の東京物産・逸品見本市など地域の催事や販売会にて実際に販売活動に携わり、自分たちで企画し実施する学園祭出店にて学びの成果を表出する【資料 A-1-8】。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により実践講義の難しい令和 2 (2020) 年は、オンラインを通じてマーケティングフレームを用いた企業分析、コロナ禍での新業態開発提案などのプレゼンテーションと評価、実際のプロント社の新業態のビジネスモデル講義などを行い、理論の理解を進めている。

○カネリョウ株式会社

産官学連携機構では、平成 28 (2016) 年度に海藻食品メーカーであるカネリョウ株式会社より若年者向けの海藻食品開発をテーマとした共同研究を受託している【資料 A-1-9】。ここでは、フードビジネス研究会の学生と共に研究活動を行い、熊本県での生産施設の見学(及び体験)、小売店への実地調査などを通じて、商品企画案を取りまとめた。実際に提案された企画案は、サンプルが作成されるに至っている。

ウ) マーケティング分野

○花王株式会社及び株式会社島忠(小平店)

平成 29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度にかけて、花王株式会社及び株式会社島忠(小平店)から協力を得て、インスタ・マーチャндаイジングの実践研究を行ってきた。日用品の店頭販売において、学生が企業側のニーズと顧客ニーズをヒアリングし、ヘアケア・オーラルケア・ペットフード等のカテゴリに着目し、実際の販売まで一連のプロセスを実践的に学修した。具体的には、店頭での顧客アンケート調査の企画と分析から顧客ニーズを把握し、店頭での POP 作成と商品陳列を行い、売り場での接遇を行った上で、売上データを分析・検証した【資料 A-1-10】【資料 A-1-11】。また、近年インターネットによる通信販売という大きな変化の中で、顧客の来店行動そのものを捉え直すことを課題として、従来のモノの販売から経験価値へと着目し、店頭でのワークショップ企画についても学生が主体的に取り組んだ。令和 2 (2020) 年度については、コロナ禍による影響もあり、店頭での企画活動については大きな制限があったものの、オンラインを活用し、インスタ・

マーチャンダイジングに関する事例研究を行い、今後の企画実践について準備を行った。

エ) ブランド分野

○株式会社生産者直売のれん会

平成 25 (2013) 年度から株式会社生産者直売のれん会と連携し、小平市における地域産品であるブルーベリーを用いた産品を作成、販売、ブランド化するプロジェクトを行った【資料 A-1-12】。企業と共に、学生自身がテストマーケティング、ラベルデザイン、ネーミング等を行い産品（ベリーベリーブルベリコダプリン）完成させた。産品は学生によって地元のお祭やイベント等で販売し、販売から 4 ヶ月で 1 万個の売上を達成した【資料 A-1-13】。学生は企業と一緒に商品の企画・開発、営業、販売、精算等を行うことで、大学内だけでは経験が難しい、リアルなビジネス経験を得ることができた。

オ) インターネット・ICT 分野

○エボルブアイティワークス株式会社

ビジネス創造学部におけるプロジェクトでは、新宿のエボルブアイティワークス株式会社(新宿区)と提携し、新宿商店会連合会ホームページの構築を行い納品した【資料 A-1-14】。構築にあたっては企業の指導のもと、技術的なサポート、提案書の書き方や提案内容のプレゼンテーション、質疑応答など、より実践に近い形でトレーニングをすることができた。

経営経済学部における「研究会 B」においても引き続きエボルブアイティワークス株式会社と提携し、新宿区商店会連合会の協力を得て「商店街や新宿区の魅力を発信する」ことを通じて「若い人に商店街や新宿区へ興味を持ってもらう」ことを目標に活動を行っている。

また、新宿商店会連合会の業務支援なども数年に渡り行っており、新宿応援セールなどの商店会連合会のイベントに必要な店舗情報の更新と参加店の正確な位置情報を Google Map に反映している【資料 A-1-15】。

令和元 (2019) 年度からはマイクラフトを利用した新宿区の名店や街並みを再現していくプロジェクトを実施し、その様子を YouTube 配信している。商店会へのヒアリングやフィールドワークを通じた「新宿の魅力」の理解と ICT のスキルを活用した情報発信は、今後の就職活動時の業界研究にも役に立つと考えている【資料 A-1-16】【資料 A-1-17】。

○小平井戸の会

プロジェクト科目履修終了後には研究会として小平市にある小平井戸の会との連携・活動を行った。小平井戸の会は震災時に井戸の活用で市民の生活を守ることを理念とし、震災時の市民の生活用水の確保のために、市内に残された井戸の調査を行っている。数年に渡って、本学学生と井戸の会会員は井戸を所有者している自宅を一軒一軒訪問し、井戸の保全と保存を呼びかけ、震災時には近所に井戸の供用を依頼している。ここでは小平井戸の会のホームページの構築とロゴを提案し納品した。井戸の会の会員には高齢者が多いので、無理なく自分たちのみで今後もホームページの更新ができるような設計を心掛けた【資料 A-1-18】【資料 A-1-19】。

カ) 知的財産分野

○西武信用金庫

プロジェクトでは西武信用金庫と連携し、数年に渡って「知財活用スチューデントアワード」に参加している【資料 A-1-20】。

これは、大手企業の特許・技術等（シーズ）を行政機関・自治体、金融機関と連携して、中小企業のものづくりに繋げていくためのアイデアを学生に募集し全国大会で競い合わせるものである。学生はこれまでの市場にない斬新な商品アイデアの創出を目指し、またそのアイデアを中小企業に提供し、各地域で支援機関が連携し商品開発につなげていく。アイデアの実現に至るまで実際に中小企業経営者に意見をもらい、ものづくりの場を体験し、企画内容のブラッシュアップを行っていく。

令和元（2019）年度には、知財活用スチューデントアワード 2019 にて、本学学生が優秀賞を受賞した【資料 A-1-21】。

キ) 会計、税務分野

○コンパッソ税理士法人

コンパッソ税理士法人（渋谷事務所、横浜青葉事務所）の協力により、インターンシップを実施した。学生の参加人数は、5 人から 10 人で、3 日間（1 日約 6 時間）の研修内容である。具体的には、1 日目（渋谷事務所）では、税理士の仕事、税理士業界及びエクセルを活用した会計データの集計作業、2 日目（渋谷事務所）では、相続税の実務的留意点及び相続税シミュレーション、3 日目（横浜青葉事務所）では、社会福祉法人、特殊法人の特徴と給与計算体験を実施した。研修内容は、学生から高く評価されている。現在は、コロナ禍のため Web 環境とセキュリティ面を考慮して、研修の実施を中止している。

ク) 公務、地域分野

○一般財団法人地域活性化センター

令和元（2019）年度より一般財団法人地域活性化センターとのプロジェクトをスタートさせ、令和 2（2020）年度に地域活性化センターと人材育成に関する連携協定を締結した【資料 A-1-22】。日本における各地域における活性化の取り組みを、実際の現場で学生が体験し、取り組みをまとめセンター職員に発表すると共に、学生目線から行うことができる地域活性化に取り組んでいる。令和元（2019）年度は長野県小布施市、鳥取県、令和 2（2020）年度は秋田県由利本荘市、令和 3（2021）年度は宮崎県、三重県四日市市の事例を用いて実践、学修を行った【資料 A-1-23】。

成果と課題

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受けた国による緊急事態宣言を受け、特に企業との対面・接遇を中心とした活動は大きな制約を受けたケースもあったが、オンラインでの活動を中心とした内容として再編し、概ね達成できた。コロナ禍によって企業活動やビジネスモデルそのものが大きな変革を迫られている中、アフターコロナの企業・組織のあり方についても企業の方々と実践的に学修できたことは大きな成果である。

一方で、活動の継続性の観点からは、より多様な分野との接点を拡大し、時代に即した実践的な学びを追求する必要がある。分野の拡大と学修の深化について、組織的な体制を拡充していくことが今後の課題である。

A-1-② 小平市を中心とした地域・企業との連携による実践教育の推進

地域産業文化研究所（平成 25（2013）年度設置）では、産業と文化の地域資源の調査・研究・開発を行い、その情報を国の内外に発信、啓発活動を展開すること、併せて、地域社会と協力して、産業、文化の各分野に関する理解を深め、地域コミュニティの知の中心として地域の活性化に貢献すること、それらの活動を担う人材の育成を図ることを目的としている。具体的な活動としては、本学の所在地である小平市と令和元（2019）年 6 月に包括連携協定を締結し、教育・研究及び交流事業を推進している【資料 A-1-24】【資料 A-1-25】。

小平市と締結した包括連携協定のもと、下記の教育・研究プログラムを実施した。

ア) 小平市

① TOKYO 選挙・実感プログラム

本学教員と学生が中心となって企画・運営したプログラム「TOKYO 選挙・実感プログラム～18 歳選挙権に備えて」（共催・小平市選挙管理委員会）を東京都立小平高等学校で開催した。都立高校 1 年生必修科目の体験型授業「人間と社会」の單元である「主権者としての自覚」の内容となっている。この活動は 6 年目となり、令和 2（2020）年度は本学の卒業生が加わるなどオンラインと教室を結んでのハイブリッド形式での実施となった【資料 A-1-26】。

② コミュニティタクシーを考える会

小平市南東部での「コミュニティタクシーを考える会」は、地域協働組織として住民主体で設立し、3 地域でコミュニティタクシー（ぶるべー号）を運行開始した【資料 A-1-27】。コミュニティタクシーを考える会と小平市が日毎の目標乗車人数と市の運行経費補助額の上限を設定し、モニタリングを継続すると共に、利用促進策を実施することで、利用者増や収支改善を実現した。この取組みは令和 2（2020）年 11 月 27 日に、地域公共交通優良団体として国土交通大臣から表彰された【資料 A-1-28】。

③ こだマルシェ

本学学生が中心となって企画・運営し、平成 26（2014）年から小平市内で開催している産直イベントを、令和元（2019）年 2 月、令和 2（2020）年 2 月に開催した（後援・小平市役所）。地元産の野菜に加え、宮城県気仙沼市や岩手県山田町といった東日本大震災の被災地の産品を販売し、復興支援への貢献も目的としている【資料 A-1-13】【資料 A-1-29】。

④ 地域のイベントへの参加

小平市内各所にて毎年 8 月に行われる地域で最も大きなイベントである「灯りまつり」の企画運営に、複数の研究会が参加し、当日に出店を行った【資料 A-1-30】。

また、平成 28（2016）年より開催されている市民有志が行う「こだいらオクトーバーフェスト」には、本学学生だけでなく、卒業生も多数企画運営に参画し、当日の出店や運営スタッフとして携わった【資料 A-1-31】。

その他には、中目黒駅周辺で行われた、アルカス春祭り（平成 31（2019）年 3 月、4 月）

の運営スタッフとして本学学生が参加。主に宮城県気仙沼市の物産を扱った復興支援ブースでの販売やエコステーションの運営協力を行った。

⑤西武信用金庫との包括的連携・協力

嘉悦大学生による地域振興活動助成に対して、従前から地元金融機関である西武信用金庫から「地域応援資金」にて後援してもらっており、令和2(2020)年度は衣替えした「地域みらいプロジェクト」として採択された。コロナ禍においても学生たちが主体的に関わる地元小平市の魅力を探すオンラインイベントを実施開催することができた【資料 A-1-20】【資料 A-1-32】。

イ) 岩手県山田町

岩手県山田町は東日本大震災で大きな被害を受け、復興に向けた取組みが今も継続している。しかしながら、震災から10年という節目を迎える中、復興予算は大幅な削減が見込まれている。こうした変化の中、令和元(2019)年度より、岩手県山田町において、被災地コミュニティと企業・行政が連携した復興と今後の発展について、リサーチに基づき町への提言を行う実践的な教育・研究プログラムを開始している。令和元(2019)年度は学生15人が現地調査を行い、山田町担当者へのヒアリング、交流を通して、震災から10年を迎え、支援のあり方が変化する現状に対して町が主体的に発展していくためにどのような政策や地域・企業との取組みがあり得るのか、学生が考えるプログラムとなっている。令和2(2020)年度は、コロナ禍により現地でのリサーチは実現せず、オンラインを中心に取組み、行政の担当者や観光協会担当者、地元のYouTuberへヒアリングを行い、課題についてのリサーチを行った。本活動は今後も継続して実施予定であり、地方の課題について学生が主体的に学ぶカリキュラムのプロトタイプとして構築し、今後は地方でのフィールドスタディプログラムとして次期カリキュラムでの実装を検討していく【資料 A-1-33】。

A-1-③ 高大連携による地域貢献

令和2(2020)年度より地域貢献活動として高大連携事業を重点化し、組織的に高大連携事業を推進している。令和2(2020)年度に、東京都立五日市高校、東京都立小平西高校と高大連携協定を締結し、PBL(Project Based Learning)と結びつけた高大連携教育を推進している。

ア) 東京都立五日市高校

東京都立五日市高校は、令和2(2020)年度「文部科学省：地域との協働による高等学校教育改革推進事業アソシエイト校」に指定され、本校との連携による教育プログラムの実践研究を行っている。本事業は、平成30(2018)年3月に公示された新しい高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0の社会を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018(2018年6月15日閣議決定)」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018(2018年6月15日閣議決定)」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組みを推進するものである【資料 A-1-34】【資料 A-1-35】。

令和2(2020)年度は、カリキュラムの企画段階から連携し、高校教員と大学教員が協

働しカリキュラム開発を行った。具体的には、地域の特性を踏まえ、地元の特色ある産品が持つ付加価値について考え、新たな販路やサービスを生徒が提案する授業を8月及び10月の2回にわたり実施した。

連携による成果について意見交換を実施したところ、高校側からは、生徒の授業満足度が向上したことや大学への進学意欲が向上したことが挙げられた。また、マーケティング等の実践的な知識について、高校教員が接することができる教材や実践的な対象及び企業に限界があることから、大学との情報共有によってカリキュラムの深化が図られるという意見を得た。大学側としては、専門分野の初学者に対する教授法についての工夫や改善手法についての知見が深まった。また、高校がより地元で愛されるための取組みをカリキュラムの視点から再検討することができた。これらの取組みは大学にとっても有益な示唆を与える取組みとなっている。

なお、カリキュラムを通じた教育活動の検証と改善について組織的な実効性を高める観点から、本学教員が東京都立五日市高校の学校運営協議会の委員として参画し、活動全体の評価・検証に関わっている。

イ) 東京都立小平西高校

令和3(2021)年3月に東京都立小平西高校と嘉悦大学は高大連携協定を締結した【資料 A-1-36】。令和3年度より、小平西高校の「地理経済」の授業において、カリキュラム開発と教育実践を行うものである。具体的な取組みは令和3(2021)年度から開始する予定である。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

令和2(2020)年度は小平市との包括連携協定や高大連携協定に基づく活動が実質的に始まった年である。今後これらの協定に基づく活動をさらに充実させるためには、取組みによる学生の成長をディプロマ・ポリシーの視点から体系的に評価する施策が必要であると考えられる。また、地域という観点を、個別の地域から東京都多摩西部と位置づけ、多摩地区西部の経済発展と地域社会・コミュニティのあり方について調査研究を行い、教育との相乗効果を図ることを重視していく。また、今後の「都市と地方」のあり方にも着目し、学生が地方の課題について実践的に学修するフィールドスタディのカリキュラム化とその予算的な裏付けについても組織体制整備を検討していく。

令和2年度に2件の高大連携協定を締結したことをきっかけに、相互の教育プログラムの充実に向けて今後も継続的に取り組む。従来は、大学での学びの紹介という枠にとどまった模擬授業等の実施を行っていたが、今後は系統的なカリキュラム・マネジメントの観点から、授業を通して習得を目指す資質・能力や期待される生徒像・学生像についても意見交換を行い、本質的な連携を目指す。この連携を支えるため、相互のコーディネート機能が重要であり、連絡・情報共有を支援するためのスタッフ体制についても検討を行う。

【エビデンス・資料】

【資料 A-1-1】 本学ホームページ「経営経済学部 ディプロマ・ポリシー」

【資料 A-1-2】 嘉悦大学附属経営経済研究所規程

- 【資料 A-1-3】 嘉悦大学付属地域産業文化研究所規程
- 【資料 A-1-4】 本学ホームページ「ビジネス創造学部プロジェクト成果報告会を行いました」
- 【資料 A-1-5】 研究会 B 合同説明会資料
- 【資料 A-1-6】 株式会社プロントコーポレーションプレスリリース「嘉悦大学ビジネス創造学部と「プロジェクト科目」の提携をします。」
- 【資料 A-1-7】 本学ホームページ「株式会社プロントコーポレーションをお招きして店舗調査報告会を実施しました」
- 【資料 A-1-8】 第 13 回「東京発！物産・逸品見本市」
- 【資料 A-1-9】 本学ホームページ「カネリョウ海藻株式会社と共同研究契約を締結いたしました」
- 【資料 A-1-10】 本学ホームページ「ビジネス創造学部 木幡ゼミの学生が島忠小平店の売場をプロデュースしました」
- 【資料 A-1-11】 本学ホームページ「木幡ゼミの学生が島忠ホームズ小平店の売り場をプロデュースしました」
- 【資料 A-1-12】 生産者直売のれん会ホームページ「嘉悦大学様と業務提携を締結しました」
- 【資料 A-1-13】 本学ホームページ「青空市場「こだマルシェ」を開催しました」
- 【資料 A-1-14】 新宿商店会連合会ホームページ
- 【資料 A-1-15】 新宿応援セール参加店 Google マップ情報（四谷）
- 【資料 A-1-16】 新宿 Minecraft
- 【資料 A-1-17】 岡本ラボ YouTube チャンネル
- 【資料 A-1-18】 小平井戸の会ホームページ
- 【資料 A-1-19】 小平井戸の会ニュースレターVol1132
- 【資料 A-1-20】 本学ホームページ「西武信金と包括的連携・協力に関する協定書を締結しました」
- 【資料 A-1-21】 知財活用スチューデントアワード 2019 開催報告
- 【資料 A-1-22】 地域活性化センターホームページ「連携協定」
- 【資料 A-1-23】 本学ホームページ「学生広報部レポート／コロナ禍でも進める、嘉悦でできる地域活性 地域活性化センターと産官学連携」
- 【資料 A-1-24】 小平市ホームページ「嘉悦大学と包括連携協定を締結しました」
- 【資料 A-1-25】 小平市と嘉悦大学との包括連携に関する協定書
- 【資料 A-1-26】 本学ホームページ「都立小平高校でオンラインを活用した選挙啓発授業を実施しました」
- 【資料 A-1-27】 本学ホームページ「本学の学生が小平市コミュニティタクシー「ぶるべ一号」の新デザインを考案しました」
- 【資料 A-1-28】 国土交通省ホームページ「地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰について」
- 【資料 A-1-29】 本学ホームページ「青空市場「こだマルシェ」を開催しました」
- 【資料 A-1-30】 本学ホームページ「小平中央公園の灯りまつりに嘉悦大学の学生 2 団体

が参加しました」

【資料 A-1-31】本学ホームページ「こだいらオクトーバーフェスト 2019 に参加しました」

【資料 A-1-32】西武信用金庫ホームページ「地域みらいプロジェクト」

【資料 A-1-33】本学ホームページ「学生広報部レポート／岩手県山田町の地域活性化プロジェクト」

【資料 A-1-34】地域との協働による高等学校教育改革の推進（文部科学省）

【資料 A-1-35】嘉悦大学と東京都立五日市高等学校との高大連携教育協定

【資料 A-1-36】嘉悦大学と東京都立小平西高等学校との高大連携教育協定

【基準 A の自己評価】

本学では、実学教育を重視し、地域貢献への参加を通じた教育の質向上、また高大連携による相互の教育の質の向上に取り組んでおり、その成果を大学ホームページへ掲載している。

産官学連携による問題発見・解決型実践的カリキュラムの実施においては、経営経済学部及びビジネス創造学部において、実質的な教育・研究活動が展開されており、その評価についても企業側から高い評価を得ている。また、本学の地元である小平市を中心とした地域・企業との連携による実践教育の推進については、小平市との包括連携協定の下、学生による企画提案や実践的な活動が推進されており、高い教育的効果が認められる。今後、企業・自治体との継続的な活動についての体制整備の課題についても組織的に取組体制となっている。以上のことから、本学が独自に設定した評価項目となる基準 A「地域貢献」の基準を満たしているといえる。

V. 特記事項

1. 聴覚障害者への情報保障の取組み

本学には4人の聴覚障害者が在籍している（2019年度2人入学、2020年度2人入学）。本学は比較的小規模な大学であり、聴覚障害者への情報保障体制が十分であると言えない状況であったが、令和元（2019）年度に2人の入学者への受け入れ体制を整備するにあたり、制度・組織面と設備面から重点的に情報保障体制を構築した。具体的には、障害学生支援に関する基本方針の策定と公表、入試における配慮内容の公表、支援内容・支援体制・支援事例の公表を行った。特に、情報保障の面では、従来の聴覚障害者支援は筆記によるノートテイクや手話通訳が主流であるが、一般的な授業の際に、ICTシステムを整備することによって、支援の実効性と効率を向上させることが可能になった。具体的なシステム面の整備として、音声認識ソフト「UDトーク」を導入し、全教室からUDトークを利用できるよう設備を改修し、さらにオンライン講義や動画教材にも対応可能とした。また、UDトークによる音声の誤認識の修正をリアルタイムに行うため、学生スタッフの支援体制を整備し、健常学生による聴覚障害学生を支援する体制を構築した。一般的にノートテイクは作業負担が大きいことから担い手が集まらないことが問題とされていたが、本学の取組みでは、学生が音声の誤認識をタイピングで修正するという比較的簡易な作業とすることが可能になったため、約40人の学生がノートテイクとして活動をしている。

聴覚障害者への情報保障の状況、さらに大学生活の状況について、「障害者学習生活支援委員会」が聴覚障害学生らと定期的に面談を行っており、本人らからは本学の情報保障について十分満足できるものという評価を得ている。今後、情報保障サービスの品質管理と質向上に向けて継続的に活動を行っていく。

【資料】 <https://www.kaetsu.ac.jp/disclosure/support4/>

2. FD・IR推進室

FD・IR推進室はFD・IR委員会が拡張・整備する形で設置された。大学の教育整備を行うFD機能とデータを管理・分析するIR機能の両方をもたせているところに本学の特徴がある。内部質保証システムにおけるPDCAサイクルは内部質保証組織によって行われている。そのサイクルは、Plan：中期計画、3ポリシーの具体的推進プラン、Do：教授会・委員会・事務部門での実行、Check：アセスメント・ポリシーによるチェック、Action：FD/SDとなっており、これらのPDCAサイクルは1年周期で行っている。以上の全学的なPDCAサイクルの実施組織としてFD・IR推進室ではより短いサイクルでPDCAを実行し、上部組織に報告・共有・改善を行っている。

以上の目的を達成するためにFD機能とIR機能の両方を同一組織に持たせ、評価、分析、行動までをスムーズに行うことができるような組織になっている。アセスメント・ポリシーに基づいてIR機能としてデータを取得、分析・評価を行い、他組織と共に改善するための行動にまとめ、FD機能として改善を行っていく。例えば、学修データの活用時には、GPA等のデータをIR組織として他組織と共に取得・分析を行い、全教職員が確認できる形でワークシートにまとめ、教授会で共有すると共に、改善施策としてワークショップを行うことで教学施策での反映を行っている。以上のように短いスパンでPDCAサイクルを回し、評価・分析・改善を行う組織としてFD・IR推進室がある。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に、大学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条において、経営経済学部を設置を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 19 条に、修業年限 4 年と定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 25 条において相当年次への入学の許可を、第 42 条において他大学等での修得単位の認定について定めている。	3-1
第 89 条	○	学則第 49 条に早期卒業について定めている。	3-1
第 90 条	○	学則第 21 条に入学資格について定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 6 条に学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、非常勤講師、事務職員及びその他の職員を置くことを定め、それぞれの職務に従事している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 12 条に教授会の設置を、第 15 条に審議事項を定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 51 条及び嘉悦大学大学院学則第 22 条に学位について定め、授与している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。特別の課程は設置していない。	3-1
第 108 条	—	該当なし。本学は短期大学を設置していない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条にて自己点検・評価の実施及び公表について定め、「自己点検・自己評価規程」により自己点検評価書を作成・公表している。また政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けている。	6-2
第 113 条	○	学則第 2 条第 3 項において、教育研究活動等の状況について積極的に情報を提供することを定めており、大学ホームページにおいて広く公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員は「嘉悦大学 組織権限規程」に基づき、業務に従事している。	4-1 4-3
第 122 条	○	嘉悦大学学則第 25 条に、高等専門学校を卒業した者の編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	嘉悦大学学則第 25 条に、専修学校の専門課程を修了した者の編入学について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	第 1 号修業年限、学年、学期及び授業を行わない日については、学則第 16 条～第 19 条、第 2 号部科及び課程の組織に関する事項	3-1 3-2

嘉悦大学

		については第3条～第5条、第3号教育課程及び授業日時数に関する事項については第27条～第29条、第4号学習の評価及び課程修了の認定に関する事項については第36条、第48条、第5号収容定員及び職員組織に関する事項については第3条、第6条、第7条、第6号入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項については第20条～第24条、第44条、第46条、第48条、第7号授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項は第59条～第64条、第8号賞罰に関する事項は第52条、第53条、第9号寄宿舍に関する事項は当該施設を設置していないため規定していない。	
第24条	○	学生の成績、健康診断の記録等を管理している。	3-2
第26条 第5項	○	学則第53条及び「嘉悦大学懲戒規程」に学生の懲戒について定めている。	4-1
第28条	○	「文書取扱規程」を定め、各担当部署にて備えている。	3-2
第143条	—	該当なし。代議員会の制度はない。	4-1
第146条	○	学則第42条にて入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第147条	○	「嘉悦大学早期卒業に関する規程」に早期卒業の認定について定めている。	3-1
第148条	—	該当なし。修業年限4年を超える学部を設置していない。	3-1
第149条	○	「嘉悦大学早期卒業に関する規程」に早期卒業の認定について定めている。	3-1
第150条	○	学則第21条に入学資格を定めている。	2-1
第151条	—	該当なし。本学では飛び級入学を認めていない。	2-1
第152条	—	該当なし。本学では飛び級入学を認めていない。	2-1
第153条	—	該当なし。本学では飛び級入学を認めていない。	2-1
第154条	—	該当なし。本学では飛び級入学を認めていない。	2-1
第161条	○	学則第25条において、短期大学卒業者のへ入学について定めている。	2-1
第162条	○	学則第25条において、外国からの編入学について定めている。	2-1
第163条	○	学則第16条において学年を、第17条において学期を定めている。	3-2
第163条の2	—	該当なし。学修証明書を交付する制度はない。	3-1
第164条	—	該当なし。本学では特別の過程を設置していない。	3-1
第165条の2	○	学部・研究科ごとに、教育上の目的を踏まえた方針について、三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を定めており、本学ホームページで公開している。なお、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	「自己点検・自己評価規程」にて、自己点検評価の事項及び体制	6-2

		について定めている。	
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況について、本学ホームページにて公表している。 https://www.kaetsu.ac.jp/disclosure/	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 51 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 25 条に高等専門学校からの編入学について定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 25 条に専修学校専門課程修了者の編入学について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を大学設置に必要な最低の基準とし、向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 4 条に教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「入試委員会規程」を定め、公正かつ妥当な方法により、適切な体制で実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	教学・その他各種委員会において、教員と事務職員が参画することで教職協働を実現している。	2-2
第 3 条	○	各学部は、教育研究上適当な規模内容であり、教員組織、教員数等適切に運営している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に学部学科について定めている。	1-2
第 5 条	—	該当なし。学科に代わる課程なし。	1-2
第 6 条	—	該当なし。学部以外の基本組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織について、教育研究上の目的を達成するため必要な教員を設置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目については原則として専任の教授または准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師または助教に担当させている。演習科目については SA が授業の補助をしている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	5 年以上の実務経験を有し、1 年に 6 単位以上を担当する教員においては、教授会及び各委員会の構成員となり、教育課程の編成等について責任を担っている。	3-2
第 11 条	—	該当なし。授業を担当していない教員を設置していない。	3-2

嘉悦大学

			4-2
第 12 条	○	専任教員は、専ら本学における教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	必要な専任教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「嘉悦大学学長選考規程」に基づき、学長を選考している。	4-1
第 14 条	○	「嘉悦大学教員資格審査に関する規程」に教授の資格基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「嘉悦大学教員資格審査に関する規程」に准教授の資格基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「嘉悦大学教員資格審査に関する規程」に講師の資格基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「嘉悦大学教員資格審査に関する規程」に助教の資格基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第 17 条	—	該当なし。本学は助手を置いていない。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条に収容定員について定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 27 条に教育課程について定め、別表に明記している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。本学は連携開設科目を設置していない。	3-2
第 20 条	○	学則第 27 条に教育課程について定め、別表に明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 39 条に単位の計算方法について定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 29 条に 1 年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 29 条に各授業科目の授業期間を定めている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるような適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行っている。メディアを利用して行う授業については学則第 39 条第 2 項に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 37 条に成績評価基準等の明示等について定め、シラバスにおいて授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業計画を明示している。また「嘉悦大学教務規程」第 20 条にて成績評価基準について定め、適切に成績評価及び卒業の認定を行っている。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 38 条及び「FD・IR 推進室規程」に基づき、授業の内容及び方法の改善を図るための調査・研究等が行われ、定期的に研修等を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	○	「嘉悦大学大学院博士前期課程履修規程」第 5 条に昼夜開講について定められている。	3-2
第 27 条	○	学則第 34 条に単位修得の認定について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 32 条に履修科目の登録の上限について定めている。	3-2

嘉悦大学

第 27 条の 3	—	該当なし。本学は連携開設科目を設置していない。	3-1
第 28 条	○	学則第 40 条に他の大学等における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 41 条に大学以外の教育施設等における学修について定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 42 条に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。長期履修制度は設置していない。	3-2
第 31 条	○	学則第 55 条に科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 48 条に卒業の要件について定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし。本学では授業時間制度を設置していない。	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は、校舎と同一の敷地内に設置している。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設については、大学設置基準第 36 条第 1 項～第 6 項に規定される施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	校地について、大学設置基準第 37 条に掲げる面積を超えている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎について、大学設置基準第 37 条の 2 に掲げる面積を超えている。	2-5
第 38 条	○	図書館について、大学設置基準第 38 条に掲げる環境を整備している。	2-5
第 39 条	—	該当なし。大学設置基準第 39 条掲げる学部または学科を設置していないため。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。薬学に関する学部または学科を設置していないため。	2-5
第 40 条	○	教育研究上必要な種類及び数の機械等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。2 以上の校地を備えていない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本学の校名、学部学科の名称は、本学の教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	○	「嘉悦大学 組織権限規程」に基づき、必要とされる事務組織を設置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導業務のため、学生支援センターを設置し、適切な専任の職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	キャリア委員会を中心として、学生のキャリア教育、進路指導及びインターンシップ等の方針や計画が策定され、教職員の有機的連携を図り適切な教育及び指導がなされている。事務組織としてはキャリア・就職支援センターを設置し、支援を行っている。	2-3
第 42 条の 3	○	「学校法人嘉悦学園事務職員研修規程」に基づき、職位・階層別、	4-3

嘉悦大学

		目的別等研修を実施している。	
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。学部等連携課程実施基本組織を設置していない。	3-2
第 43 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2
第 44 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 45 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 46 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 48 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 49 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 57 条	—	該当なし。外国に学部、学科等を設置していない。	1-2
第 58 条	—	該当なし。大学院大学を設置していない。	2-5
第 60 条	—	該当なし。新たな大学、薬学課程を設置していない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 51 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 51 条に学位の名称について定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 13 条	○	「嘉悦大学学位規程」に論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	本学園は、自主的に運営基盤の強化を図ると共に、本学の教育の質の向上及び運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	事業を行うに当たり、理事、監事、評議員、職員等に特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 33 条に、寄附行為の備付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に役員の数について、第 6 条に理事長について	5-2

嘉悦大学

		定めている。	5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係は委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に理事会について定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 7 条から第 12 条に、理事長、理事、監事の職務等について定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 13 条に役員を選任について、第 14 条に役員の任期等について定められている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 13 条第 4 項に監事の兼職禁止について定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 14 条第 4 項に役員を補充について定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条に評議員の定数について、第 21 条に評議員会について定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条、第 23 条に評議員会の議決事項、諮問事項等について定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条に評議員会の意見具申について定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 19 条に評議員の選任について定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員が損害賠償を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定を準用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 41 条に寄附行為の変更について定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 30 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 32 条に決算の評議員会への報告について定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 33 条の在策目録等の備付け及び閲覧について定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 35 条に役員報酬について定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 37 条に会計年度について定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 34 条に情報の公表について定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

嘉悦大学

	状況		基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的が定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条の研究科の設置について定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 30 条及び第 31 条に大学院に入学することのできる者について定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 30 条に博士前期課程に入学することのできる者について定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 31 条に博士後期課程に入学することのできる者について定めている。	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 30 条及び「嘉悦大学早期卒業に関する規程」に基づき、適切に運用している。	2-1
第 158 条	○	大学院学則第 2 条に基づき、自己点検・評価を行っている。	2-1
第 159 条	○	「嘉悦大学早期卒業に関する規程」第 2 条に本学に 3 年以上在籍した者と定めている。	2-1
第 160 条	—	該当なし。外国において教育を受けた者は対象ではない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を大学設置に必要な最低の基準とし、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 4 条及び第 5 条に教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	「大学院入試委員会規程」を定め、公正かつ妥当な方法により、適切な体制で実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	大学院学則第 27 条に事務職員について定めている。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 3 条に課程について定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし。専ら夜間において教育を行う課程を設置していない。	1-2
第 3 条	—	該当なし。修士課程を設置していない。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 6 条に修業年限について定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 3 条に研究科について定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 3 条に専攻について定めている。	1-2
第 7 条	○	ビジネス創造研究科は経営経済学部に基づき、適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし。複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置し	1-2

嘉悦大学

		ていない。	3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし。研究科以外の基礎組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院学則第23条に教員について定めている。	3-2 4-2
第9条	○	「嘉悦大学大学院ビジネス創造研究科博士前期課程及び博士後期課程の教員資格審査に関する規程」第3条及び第4条に資格審査の基準について定めている。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第7条に収容定員について定めている。	2-1
第11条	○	大学院学則第11条及び別表に授業科目等について定めている。	3-2
第12条	○	大学院学則第8条に授業及び研究指導について定めている。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第23条に研究指導を行う教員について定めている。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第10条に教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができることを定めている。	3-2
第14条の2	○	大学院学則第9条に授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画について、第17条に学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準の明示及び適切な運用について定めている。	3-1
第14条の3	○	大学院学則第18条に組織的な研修及び研究について定めている。	3-3 4-2
第15条	○	各授業科目の単位については大学院学則11条、授業日数、授業期間は学則第29条、授業の方法及び単位の授与は大学院学則第12条及び第13条、他の大学院における授業科目の履修等は第12条、入学前の既修得単位等の認定は第12条、科目等履修生については第43条に定めている。授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるような適切な人数としている。長期にわたる教育課程の履修制度は設置していない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第12条及び第19条に博士前期課程の修了要件について定めている。	3-1
第17条	○	大学院学則第13条及び第20条に博士後期課程の修了要件について定めている。	3-1
第19条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5

嘉悦大学

第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障を生じない範囲にて、学部の施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。2 以上の校地において教育研究を行っていない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、研究科等として適当であると共に、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 23 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	2-5
第 25 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 26 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 27 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-5
第 30 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。研究科等連係課程実施基本組織を設置していない。	3-2
第 31 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2
第 32 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 33 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 34 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。工学を専攻する研究科を設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。工学を専攻する研究科を設置していない。	4-2
第 42 条	○	「嘉悦大学 組織権限規程」に基づき、必要とされる事務組織を設置している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	博士後期課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努めている。	2-3
第 42 条の 3	○	「嘉悦大学大学院博士前期課程 産学交流提携社会人学生奨学金 給付規程」を定め、適切に周知している。	2-4
第 43 条	○	大学院学則第 18 条及び「嘉悦大学大学院 FD 推進委員会規程」に基づき、また大学全体として大学学則第 38 条及び「FD・IR 推進	4-3

嘉悦大学

		室規程」に基づき、定期的に授業方法についての研修等を実施している。	
第 45 条	—	該当なし。外国に研究科等を設置していない。	1-2
第 46 条	—	該当なし。新たに大学院等を設置していない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2

嘉悦大学

			4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 22 条に修士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 22 条に修士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第 5 条	○	「嘉悦大学学位規程」第 9 条に、学位審査のために必要と認めるときは、他大学の大学院等の教員の協力を得ることができると定めている。	3-1
第 12 条	○	「嘉悦大学学位規程」第 21 条に学位授与の報告について定めている。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

嘉悦大学

	状況		基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	・学校法人嘉悦学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	・KAETSU GUIDE BOOK 2021	
	・嘉悦大学大学院案内 2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	・嘉悦大学大学学則	
	・嘉悦大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・入試ガイドブック	
	・2021 年度入学試験要項・出願書類	
	・2021 年度大学院入試要項・出願書類	

嘉悦大学

【資料 F-5】	学生便覧	
	・新入生オンラインガイダンス 2021 配布資料 ・大学院履修ガイド 2021	
【資料 F-6】	事業計画書	
	・2021（令和3）年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	・2020（令和2）年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・公式 Web サイト内キャンパスマップ、アクセスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	・学校法人嘉悦学園及び嘉悦大学規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・役員区分表_理事・役員区分表_評議員（2021.5.1現在）	
	・令和2年度理事会開催日記録簿	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	・計算書類（平成28年度～令和2年度）	
	・監事監査報告書（平成28年度～令和2年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・シラバス（学部ごと）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・三つのポリシー（学部ごと）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	・設置に係る改善意見等対応状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	・認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	本学ホームページ「大学案内」より「建学の精神」	
【資料 1-1-2】	嘉悦大学学則（第1条、第4条）	【資料 F-3】参照
【資料 1-1-3】	嘉悦大学大学院学則（第4条、第5条）	【資料 F-3】参照
【資料 1-1-4】	2021 大学案内（14 ページ）	【資料 F-2】参照
【資料 1-1-5】	本学ホームページ「教育研究上の目的」	
【資料 1-1-6】	令和3年度教員説明会実施要領	
【資料 1-1-7】	嘉悦学園第二次中期計画（2021～2025）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	嘉悦大学学則（第1条、第4条、第11条）	【資料 F-3】参照
【資料 1-2-2】	嘉悦大学教育研究協議会規程	
【資料 1-2-3】	嘉悦大学教授会規程	
【資料 1-2-4】	嘉悦大学大学院教授会規程	
【資料 1-2-5】	令和3年度嘉悦学園事業計画	【資料 F-6】参照
【資料 1-2-6】	嘉悦学園第二次中期計画（2021～2025）	【資料 1-1-7】参照
【資料 1-2-7】	2021 大学案内（9 ページ）	【資料 F-2】参照
【資料 1-2-8】	本学ホームページ「学長メッセージ」「建学の精神」「嘉悦の特徴」	
【資料 1-2-9】	令和3年度教員説明会実施要領	【資料 1-1-6】参照

嘉悦大学

【資料 1-2-10】	経営経済学部、ビジネス創造学部、大学院ビジネス創造研究科の「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」	【資料 F-13】 参照
【資料 1-2-11】	本学ホームページ「学部の特徴」「大学院の特徴」	
【資料 1-2-12】	嘉悦大学附属経営経済研究所規程	
【資料 1-2-13】	嘉悦大学附属地域産業文化研究所規程	
【資料 1-2-14】	第二次中期計画アクションプラン管理表	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	本学ホームページ「経営経済学部 アドミッション・ポリシー」	
【資料 2-1-2】	本学ホームページ「ビジネス創造学部 アドミッション・ポリシー」	
【資料 2-1-3】	本学ホームページ「ビジネス創造研究科 アドミッション・ポリシー」	
【資料 2-1-4】	2021 大学案内、嘉悦大学入試ガイド 2021、2021 年度入学手続要項	【資料 F-2】 【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-5】	入試委員会規程	
【資料 2-1-6】	出題委員会規程	
【資料 2-1-7】	アドミッションセンター規程	
【資料 2-1-8】	教授会議事録（令和 2 年度第 8 回）および資料	
【資料 2-1-9】	大学院入試委員会規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	嘉悦大学教務規程	
【資料 2-2-2】	学生委員会規程	
【資料 2-2-3】	教務委員会規程	
【資料 2-2-4】	FD・IR 推進室規程	
【資料 2-2-5】	本学ホームページ「アドバイザー」	
【資料 2-2-6】	本学ホームページ「オフィスアワー」	
【資料 2-2-7】	嘉悦大学学生スタッフに関する規程	
【資料 2-2-8】	嘉悦大学学内ワークスタディ学生スタッフに関する規程	
【資料 2-2-9】	嘉悦大学ヒューマン・リソースセンター規程	
【資料 2-2-10】	嘉悦大学スチューデント・アシスタント、ティーチング・アシスタント及びクラスサポーターの業務等に関する規程	
【資料 2-2-11】	嘉悦大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-2-12】	嘉悦大学大学院チューターに関する規程	
【資料 2-2-13】	FD・IR ワークショップに関する根拠	
【資料 2-2-14】	障がい者学習・生活支援委員会規程	
【資料 2-2-15】	聴覚障がい学生サポート体制	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	インターンシップ関連シラバス 抜粋「インターンシップ 3」	
【資料 2-3-2】	キャリア・就職支援センター規程	
【資料 2-3-3】	キャリア委員会規程	
【資料 2-3-4】	キャリア Day コンテンツ一覧・参加者数	
【資料 2-3-5】	キャリア Day 参加率の推移（2018-2020）	
【資料 2-3-6】	合同業界研究会スケジュール	
【資料 2-3-7】	合同業界研究会参加者数	

嘉悦大学

【資料 2-3-8】	2020 年度就職率	
【資料 2-3-9】	2020 年度就職先業界	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	本学ホームページ「学生の心身の健康に係る支援」	
【資料 2-4-3】	授業担当教員へサポートの依頼文書	
【資料 2-4-4】	本学ホームページ「留学・国際交流」	
【資料 2-4-5】	留学生ガイド R2 年度版	
【資料 2-4-6】	シラバス「リテラシー養成演習【博前】」	
【資料 2-4-7】	本学ホームページ「アドバイザー」	【資料 2-2-5】 参照
【資料 2-4-8】	本学ホームページ「オフィスアワー」	【資料 2-2-6】 参照
【資料 2-4-9】	特待生奨学金給付規程	
【資料 2-4-10】	運動部選手奨学制度規程	
【資料 2-4-11】	嘉悦大学修学支援授業料減免規程	
【資料 2-4-12】	嘉悦大学 新型コロナウイルス感染拡大による家計急変に伴う授業料減免規程	
【資料 2-4-13】	嘉悦大学後援会奨学金規程	
【資料 2-4-14】	嘉悦大学後援会学修奨励費奨学金規程	
【資料 2-4-15】	嘉悦大学後援会家計急変に伴う緊急奨学金規程	
【資料 2-4-16】	嘉悦大学後援会奨学金貸与規程	
【資料 2-4-17】	嘉悦大学私費外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-4-18】	嘉悦大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-4-19】	大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免規程	
【資料 2-4-20】	本学ホームページ「報奨金制度」	
【資料 2-4-21】	資格取得実績	
【資料 2-4-22】	本学ホームページ「学友会」	
【資料 2-4-23】	本学ホームページ「嘉悦 e スポーツ Day」等オンラインイベントを開催しました」	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	本学ホームページ「キャンパス概要」	
【資料 2-5-2】	本学ホームページ「学生用地震災害対応マニュアル」	
【資料 2-5-3】	安否確認システムユーザー向けクイックガイド	
【資料 2-5-4】	本学ホームページ「24 時間キャンパスの利用について」	
【資料 2-5-5】	本学ホームページ「嘉悦大学情報メディアセンター」	
【資料 2-5-6】	本学情報メディアセンターホームページ「データベース一覧」	
【資料 2-5-7】	本学情報メディアセンターホームページ「ラーニング・コモンズ」	
【資料 2-5-8】	本学情報メディアセンターホームページ「学外者/卒業生向け利用案内」	
【資料 2-5-9】	本学情報メディアセンターホームページ「ヘルプデスク」	
【資料 2-5-10】	本学情報メディアセンターホームページ「オンラインヘルプデスク」	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート 2020 春 結果について	
【資料 2-6-2】	授業評価アンケートの分析 (2021 年 1 月) 2017 春から 2020 秋までの授業評価アンケートの経年比較	
【資料 2-6-3】	2020 年度卒業時満足度調査結果	
【資料 2-6-4】	2020 年度「UPI」「hyper-QU」結果	
【資料 2-6-5】	ALCS 学修行動比較調査 2020 を終えて	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	本学ホームページ「経営経済学部 ディプロマ・ポリシー」	
【資料 3-1-2】	本学ホームページ「ビジネス創造学部 ディプロマ・ポリシー」	
【資料 3-1-3】	本学ホームページ「大学院ビジネス創造研究科 ディプロマ・ポリシー」	
【資料 3-1-4】	本学ホームページ「嘉悦大学受験生サイト」	
【資料 3-1-5】	本学ホームページ「科目群と進級・卒業要件（2017 年度以降入学者）」	
【資料 3-1-6】	本学ホームページ「科目群と進級・卒業要件（2019 年度以降入学者）」	
【資料 3-1-7】	本学ホームページ「シラバス検索」	
【資料 3-1-8】	卒業論文年報	
【資料 3-1-9】	本学ホームページ「科目群と進級・卒業要件（2017 年度以降入学者）」	
【資料 3-1-10】	嘉悦大学学位規程	
【資料 3-1-11】	ビジネス創造研究科学位論文審査基準	
【資料 3-1-12】	嘉悦大学大学院履修ガイド	
【資料 3-1-13】	嘉悦大学教務規程	【資料 2-2-1】 参照
【資料 3-1-14】	シラバス	【資料 F-12】 参照
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	本学ホームページ「経営経済学部 カリキュラム・ポリシー」	
【資料 3-2-2】	本学ホームページ「ビジネス創造学部 カリキュラム・ポリシー」	
【資料 3-2-3】	本学ホームページ「ビジネス創造研究科 カリキュラム・ポリシー」	
【資料 3-2-4】	本学ホームページ「受験生サイト」	【資料 3-1-4】 参照
【資料 3-2-5】	本学ホームページ「履修系統図」	
【資料 3-2-6】	シラバス	【資料 F-12】 参照
【資料 3-2-7】	嘉悦大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-2-8】	嘉悦大学大学院学則	【資料 F-3】 参照
【資料 3-2-9】	嘉悦大学教務規程	【資料 2-2-1】 参照
【資料 3-2-10】	嘉悦大学大学院博士前期課程履修規程	
【資料 3-2-11】	嘉悦大学大学院博士前期課程履修規程	
【資料 3-2-12】	SA 配置授業	
【資料 3-2-13】	FD・IR ワークショップ	【資料 2-2-13】 参照
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	嘉悦大学におけるアセスメントの仕組みの概要	
【資料 3-3-3】	嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証推進規程	
【資料 3-3-4】	教育の質保証における教学マネジメント方針	
【資料 3-3-5】	FD・IR 推進室が収集しているデータ	
【資料 3-3-6】	令和 3 年度嘉悦大学教職員組織図	
【資料 3-3-7】	本学ホームページ 「シラバス作成に関する FD を実施しました」	
【資料 3-3-8】	教員ガイド シラバスチェック 2021	

【資料 3-3-9】	授業評価アンケートの分析（2021年1月）2017春から2020秋までの授業評価アンケートの経年比較	【資料 2-6-2】 参照
【資料 3-3-10】	学修ポートフォリオの活用方法	
【資料 3-3-11】	外部アセスメントの採用について	
【資料 3-3-12】	外部アセスメント結果の分析について	
【資料 3-3-13】	ALCS 学修行動比較調査経年比較	
【資料 3-3-14】	ALCS 学修行動比較調査 2020 を終えて	【資料 2-6-5】 参照
【資料 3-3-15】	ALCS 学修行動比較調査 内部報告会 2020	
【資料 3-3-16】	嘉悦学園第二次中期計画（2021～2025）	【資料 1-1-7】 参照

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	令和3年度嘉悦大学教職員組織図	【資料 3-3-6】 参照
【資料 4-1-2】	嘉悦大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-3】	教育の質保証における教学マネジメント方針	【資料 3-3-4】 参照
【資料 4-1-4】	嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証推進規程	【資料 3-3-3】 参照
【資料 4-1-5】	嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証の基本方針及び実施体制	
【資料 4-1-6】	大学認証評価自己点検委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	令和3年度専任教員組織表	
【資料 4-2-2】	令和3年度大学院教員組織表	
【資料 4-2-3】	嘉悦大学教員資格審査に関する規程	
【資料 4-2-4】	教員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-5】	嘉悦大学教員資格審査委員会内規	
【資料 4-2-6】	FD・IR 推進室年間スケジュール	
【資料 4-2-7】	FD・IR ワークショップ	【資料 2-2-13】 参照
【資料 4-2-8】	令和3年度教員説明会実施要領	【資料 1-1-6】 参照
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人嘉悦学園事務職員研修規程	
【資料 4-3-2】	2019年度嘉悦大学 SD 実施方針および実施計画	
【資料 4-3-3】	2020年度嘉悦大学 SD 実施方針および実施計画	
【資料 4-3-4】	2020年度嘉悦大学 SD 実施報告書	
【資料 4-3-5】	SD フォーラム開催レポート	
【資料 4-3-6】	エンゲージメント調査	
【資料 4-3-7】	嘉悦学園研修委員会 Portal web site	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	研究費規程	
【資料 4-4-2】	研究支援委員会規程	
【資料 4-4-3】	嘉悦大学産官学連携機構受託研究取扱規程	
【資料 4-4-4】	研究論集刊行規程	
【資料 4-4-5】	嘉悦大学及び嘉悦大学大学院における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-6】	公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為等に関する懲戒規程	
【資料 4-4-7】	本学ホームページ「公的研究費の管理・監査体制について」	
【資料 4-4-8】	嘉悦大学研究倫理審査委員会規程	

嘉悦大学

【資料 4-4-9】	情報メディアセンターホームページ「データベース一覧」	【資料 2-5-6】 参照
【資料 4-4-10】	情報メディアセンターホームページ「ヘルプデスク」	【資料 2-5-9】 参照

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人嘉悦学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-1-2】	嘉悦学園 行動憲章	
【資料 5-1-3】	嘉悦学園 役員・教職員の行動規範	
【資料 5-1-4】	理事長、常務理事等の任期及び兼務に関する規程	
【資料 5-1-5】	学校法人嘉悦学園理事選考規程	
【資料 5-1-6】	学校法人嘉悦学園内部監査及び監査部に関する規程	
【資料 5-1-7】	学校法人嘉悦学園公益通報制度に関する規程	
【資料 5-1-8】	学校法人嘉悦学園内部情報開示規程	
【資料 5-1-9】	学園将来戦略検討委員会規程	
【資料 5-1-10】	嘉悦学園第一次中期経営計画（2018年度～2022年度）	
【資料 5-1-11】	嘉悦学園第二次中期計画（2021～2025）	【資料 1-1-7】 参照
【資料 5-1-12】	嘉悦大学研究倫理審査委員会規程	【資料 4-4-8】 参照
【資料 5-1-13】	個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-14】	嘉悦学園 ハラスメント防止対策規程	
【資料 5-1-15】	就業規則	
【資料 5-1-16】	学校法人嘉悦学園 組織権限規程	
【資料 5-1-17】	嘉悦大学及び嘉悦大学大学院における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程	【資料 4-4-5】 参照
【資料 5-1-18】	学校法人嘉悦学園 情報ネットワーク基本規程	
【資料 5-1-19】	KAIN システム倫理規定	
【資料 5-1-20】	本学ホームページ「学生用地震災害対応マニュアル」	【資料 2-5-2】 参照
【資料 5-1-21】	モニタリング委員会規程	
【資料 5-1-22】	第二次中期計画モニタリング委員会規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	理事会・常任理事会専用サイト	
【資料 5-2-2】	常任理事会規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	嘉悦大学組織権限規程	
【資料 5-3-2】	モニタリング委員会規程	【資料 5-1-21】 参照
【資料 5-3-3】	評議員会専用サイト	
【資料 5-3-4】	学校法人嘉悦学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	嘉悦学園第一次中期経営計画（2018年度～2022年度）	【資料 5-1-10】 参照
【資料 5-4-2】	嘉悦学園第二次中期計画（2021～2025）	【資料 1-1-7】 参照
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人嘉悦学園経理規程	
【資料 5-5-2】	経理規則細則	
【資料 5-5-3】	嘉悦大学経理規程	
【資料 5-5-4】	監事監査報告書	【資料 F-11】 参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証推進規程	【資料 3-3-3】 参照
【資料 6-1-2】	嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証の基本方針及び実施体制	【資料 4-1-5】 参照
【資料 6-1-3】	外部評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	嘉悦大学学則（第 2 条第 1 項）	【資料 F-3】 参照
【資料 6-2-2】	嘉悦大学大学院学則（第 2 条第 1 項）	【資料 F-3】 参照
【資料 6-2-3】	嘉悦大学・嘉悦大学大学院 内部質保証の基本方針及び実施体制	【資料 4-1-5】 参照
【資料 6-2-4】	自己点検・自己評価規程	
【資料 6-2-5】	外部評価委員会規程	【資料 6-1-3】 参照
【資料 6-2-6】	FD・IR 自己点検委員会規程	
【資料 6-2-7】	令和元年度嘉悦大学教職員組織図	
【資料 6-2-8】	大学認証評価自己点検委員会規程	【資料 4-1-6】 参照
【資料 6-2-9】	令和 3 年度嘉悦大学教職員組織図	【資料 3-3-6】 参照
【資料 6-2-10】	2017 年度自己点検評価報告書	
【資料 6-2-11】	2018 年度自己点検評価報告書	
【資料 6-2-12】	令和元年度 自己点検評価書	
【資料 6-2-13】	令和 2 年度 自己点検評価書	
【資料 6-2-14】	FD・IR 推進室規程	【資料 2-2-4】 参照
【資料 6-2-15】	アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-1】 参照
【資料 6-2-16】	嘉悦大学におけるアセスメントの仕組みの概要	【資料 3-3-2】 参照
【資料 6-2-17】	FD・IR 推進室年間スケジュール	【資料 4-2-6】 参照
【資料 6-2-18】	2020 年度秋学期終了時成績分布	
【資料 6-2-19】	FD・IR ワークショップ	【資料 2-2-13】 参照
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	入学年度別卒業生及び中退者数推移	
【資料 6-3-2】	嘉悦大学新型コロナウイルス感染症拡大による家計急変に伴う授業料減免規程	【資料 2-4-12】 参照
【資料 6-3-3】	本学ホームページ「アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価の FD を実施しました」	
【資料 6-3-4】	令和元年度外部評価報告書	

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域への参加を通じた教育の質向上		
【資料 A-1-1】	本学ホームページ「経営経済学部 ディプロマ・ポリシー」	【資料 3-1-1】 参照
【資料 A-1-2】	嘉悦大学附属経営経済研究所規程	【資料 1-2-13】 参照
【資料 A-1-3】	嘉悦大学附属地域産業文化研究所規程	【資料 1-2-14】 参照
【資料 A-1-4】	本学ホームページ「ビジネス創造学部プロジェクト成果報告会を行いました」	
【資料 A-1-5】	研究会 B 合同説明会資料	

嘉悦大学

【資料 A-1-6】	株式会社プロントコーポレーションプレスリリース「嘉悦大学ビジネス創造学部と「プロジェクト科目」の提携をします。」	
【資料 A-1-7】	本学ホームページ「株式会社プロントコーポレーションをお招きして店舗調査報告会を実施しました」	
【資料 A-1-8】	西武信用金庫 第13回「東京発！物産・逸品見本市」	
【資料 A-1-9】	本学ホームページ「カネリョウ海藻株式会社と共同研究契約を締結いたしました」	
【資料 A-1-10】	本学ホームページ「ビジネス創造学部 木幡ゼミの学生が島忠小平店の売場をプロデュースしました」	
【資料 A-1-11】	本学ホームページ「木幡ゼミの学生が島忠ホームズ小平店の売り場をプロデュースしました」	
【資料 A-1-12】	生産者直売のれん会ホームページ「嘉悦大学様と業務提携を締結しました」	
【資料 A-1-13】	本学ホームページ「青空市場「こだマルシェ」を開催しました」	
【資料 A-1-14】	新宿商店会連合会ホームページ	
【資料 A-1-15】	平成30年度新宿応援セール参加店 Google マップ情報（四谷）	
【資料 A-1-16】	新宿 Minecraft	
【資料 A-1-17】	岡本ラボ YouTube チャンネル	
【資料 A-1-18】	小平井戸の会ホームページ	
【資料 A-1-19】	小平井戸の会ニュースレターVol132	
【資料 A-1-20】	本学ホームページ「西武信金と包括的連携・協力に関する協定書を締結しました」	
【資料 A-1-21】	知財活用スチューデントアワード2019開催報告	
【資料 A-1-22】	地域活性化センターホームページ「連携協定」	
【資料 A-1-23】	本学ホームページ「学生広報部レポート／コロナ禍でも進める、嘉悦のできる地域活性 地域活性化センターと産官学連携」	
【資料 A-1-24】	小平市ホームページ「嘉悦大学と包括連携協定を締結しました」	
【資料 A-1-25】	小平市と嘉悦大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-26】	本学ホームページ「都立小平高校でオンラインを活用した選挙啓発授業を実施しました」	
【資料 A-1-27】	本学ホームページ「本学の学生が小平市コミュニティタクシー「ぶるべー号」の新デザインを考案しました」	
【資料 A-1-28】	国土交通省ホームページ「地域公共交通優良団体国土交通大臣表彰について」	
【資料 A-1-29】	本学ホームページ「青空市場「こだマルシェ」を開催しました」	
【資料 A-1-30】	本学ホームページ「小平中央公園の灯りまつりに嘉悦大学の学生2団体が参加しました」	
【資料 A-1-31】	本学ホームページ「こだいらオクトーバーフェスト2019に参加しました」	
【資料 A-1-32】	西武信用金庫ホームページ「地域みらいプロジェクト」	
【資料 A-1-33】	本学ホームページ「学生広報部レポート／岩手県山田町の地域活性化プロジェクト」	
【資料 A-1-34】	地域との協働による高等学校教育改革の推進（文部科学省）	
【資料 A-1-35】	嘉悦大学と東京都立五日市高等学校との高大連携教育協定	
【資料 A-1-36】	嘉悦大学と東京都立小平西高等学校との高大連携教育協定	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。